資料　2

第４次知立市一般廃棄物処理基本計画
（知立市食品ロス削減推進計画）

［2027（令和９）年度～2036（令和 18）年度］

【案】

2027（令和９）年３月

知　立　市

知立市ごみ減量に繋がるキャッチフレーズ



S:資源（しげん）にD:出（だ）してG:ゴミs:削減（さくげん）

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

第 1 編　共通編

第 1 章　計画の基本的事項 …… 6

第 1 節　計画策定の目的 …… 6

第 2 節　計画の位置づけ …… 7

第 3 節　計画の対象廃棄物 …… 10

第 4 節　計画の期間 …… 10

第 5 節　計画対象地域 …… 10

第 2 章　知立市の概況 …… 11

第 1 節　本市の概要 …… 11

第 2 節　一般廃棄物行政の沿革 …… 16

第 3 節　上位計画 …… 18

第 2 編　ごみ処理基本計画編

第 3 章　ごみ処理の現況及び課題 …… 20

第 1 節　ごみの分別区分及びごみの流れ …… 20

第 2 節　ごみ排出量の実績 …… 22

第 3 節　ごみの減量化・再生利用の実施状況 …… 24

第 4 節　収集・運搬 …… 28

第 5 節　中間処理 …… 29

第 6 節　最終処分 …… 33

第 7 節　ごみ処理経費 …… 34

第 8 節　ごみ処理の評価 …… 35

第 9 節　ごみ処理の課題 …… 49

第 4 章　基本目標の実現に向けた基本方針等 …… 51

第 1 節　基本目標及び基本方針 …… 51

第 2 節　数値目標 …… 52

第 5 章　ごみの排出量の見込み …… 54

第 1 節　将来人口 …… 54

第 2 節　ごみの排出量の見込み（現状施策継続の場合） …… 55

第 3 節　ごみの排出量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合） … 57

第 4 節　CO_2削減効果 …… 59

第 6 章　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項 …… 60

第 1 節　市民・事業者・行政の取組 …… 60

第 7 章　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 …… 77
第 8 章　ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 …… 78
第 1 節　収集・運搬計画 …… 78
第 2 節　中間処理計画 …… 80
第 3 節　最終処分計画 …… 82
第 9 章　ごみの処理施設の整備に関する事項 …… 83
第 10 章　その他ごみの処理に関し必要な事項 …… 84
第 1 節　災害廃棄物対策 …… 84
第 2 節　不法投棄対策及び持ち去り対策 …… 84
第 11 章　進行管理計画（ごみ処理基本計画） …… 85
第 1 節　推進体制 …… 85
第 2 節　進行管理 …… 85
第 3 編　食品ロス削減推進計画
第 12 章　食品ロスの現状把握 …… 87
第 1 節　対象とする食品ロス …… 87
第 2 節　本市の食品ロスの排出量 …… 87
第 3 節　食品ロス削減に関するアンケート …… 89
第 4 節　食品ロス削減の評価 …… 91
第 5 節　食品ロス削減の課題 …… 92
第 13 章　基本目標の実現に向けた基本方針等 …… 93
第 1 節　基本目標及び基本方針 …… 93
第 2 節　数値目標 …… 94
第 14 章　基本目標の実現に向けた施策 …… 96
第 15 章　進行管理計画（食品ロス削減推進計画） …… 97
第 1 節　推進体制 …… 97
第 2 節　進行管理 …… 97
第 4 編　生活排水処理基本計画
第 16 章　生活排水処理の現況及び課題 …… 99
第 1 節　生活排水の処理体系 …… 99
第 2 節　生活排水の処理主体 …… 99
第 3 節　処理形態別人口 …… 100
第 4 節　処理体制 …… 101
第 5 節　前計画の目標値等の達成状況 …… 103
第 6 節　生活排水処理の課題 …… 105
第 17 章　基本目標達成に向けた基本方針等 …… 106

第 1 節　基本目標及び基本方針 …… 106
第 2 節　目標値の設定 …… 106
第 3 節　目標達成に向けた施策 …… 107
第 18 章　処理形態別人口及び処理量の見込み …… 108
第 1 節　処理形態別人口の見込み …… 108
第 2 節　し尿及び浄化槽汚泥量の見込み …… 108
第 19 章　収集運搬・処理・処分計画 …… 109
第 1 節　収集運搬計画 …… 109
第 2 節　中間・最終処分計画 …… 109
第 20 章　進行管理計画（生活排水処理基本計画） …… 109
第 1 節　推進体制 …… 109
第 2 節　進行管理 …… 109
用語解説 …… 110

第１編　共通編

第1章　計画の基本的事項

第1節　計画策定の目的

第1項　ごみを取り巻く状況

我が国では現在、環境制約の下で経済社会を持続的に発展させるため、資源やエネルギーの利用方法そのものを見直す転換期を迎えています。2024(令和６)年に策定された「第六次環境基本計画」では、環境収容力を守りつつ環境の質を高め、それを経済社会の成長に繋げる「循環共生型社会」を、今後目指すべき姿として掲げています。

この計画では、国民一人ひとりの生活の質やウェルビーイングの向上に資する分野として、資源循環が重要な位置付けを与えられています。特にごみ処理を含む資源循環については、地下資源への依存を減らし、使用済製品や再生資源といった「地上資源」を中心とした循環を進めることで、新たな資源投入を最小限に抑えることが求められています。

こうした考え方を具体化するものとして、同年に改定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、資源循環を経済安全保障や地域活性化とも結び付け、地域における資源循環システムの構築を重要な柱の一つとしています。資源循環は環境対策であると同時に、地域経済や雇用にも影響を与える政策分野として整理されています。

これらの動向を背景に、廃棄物分野の法制度も段階的に整備されてきました。従来の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や各種リサイクル関連法に加え、2019(令和元)年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。)、2022(令和４)年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）等、近年の社会課題に対応した制度が運用されています。

国際的にも、ＳＤＧｓの達成に向けて海洋ごみ削減や食品ロス・食品廃棄物の抑制等、廃棄物対策の重要性が一層高まっています。2023(令和５)年に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、2050(令和 32)年カーボンニュートラルの実現に向け、廃棄物処理システム全体での温室効果ガス排出削減と、社会全体の脱炭素化への貢献が明確に位置付けられました。

今後の廃棄物行政においては、これら国内外の動向を踏まえ、適正処理を確保しつつ、資源・エネルギー循環を通じて地域の持続可能性を高めていく視点が不可欠となっています。

第2項　計画策定の趣旨及び目的

知立市（以下「本市」という。）は、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を表明しています。また、ＳＤＧｓの理念を踏まえ、ごみや生活排水の衛生的かつ安全な処理、資源循環の継続的な推進を通じて、持続可能な社会の形成を目指しています。

本市では、2017(平成 29)年３月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、2023(令和５)年３月には改定を行うことで、ごみ減量・資源化の推進や処理の適正化に取り組んできました。

今回の計画策定にあたっては、策定から 10 年という節目を迎え、これまでの進捗状況を十分に確認・検証します。その上で、近年の社会情勢の変化や新たな課題に対応し、本市の廃棄物行政が目指すべき将来像を明確化するとともに、持続可能な循環型社会の構築に向けた具体的な施策の方向性を示すことを目的として、本計画を策定します。

第2節　計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、自治体が長期的、総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物の処理推進を図るための基本方針となるもので、一般廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

『廃棄物処理法』の第６条第２項の規定により定めるべき事項は、以下のとおりです。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
6. 非常災害時における廃棄物の処理や施設整備等の施策に関する事項

一般廃棄物処理基本計画の位置付けは、図１－１に示すとおりです。本計画は、前述のとおり廃棄物処理法に基づき策定するものであり、ごみ及び生活排水に関する計画を定めるもので、関係法令をはじめ関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

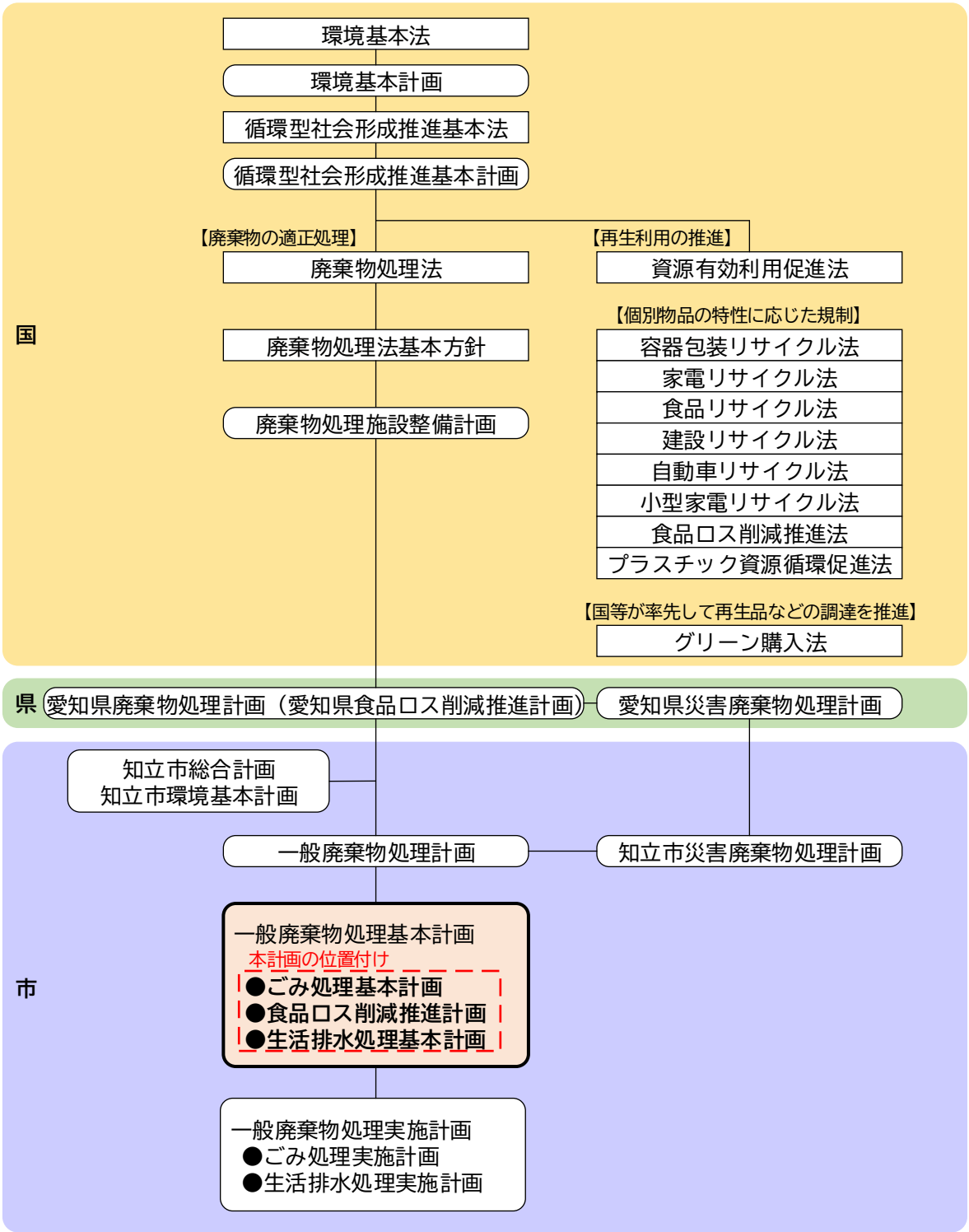


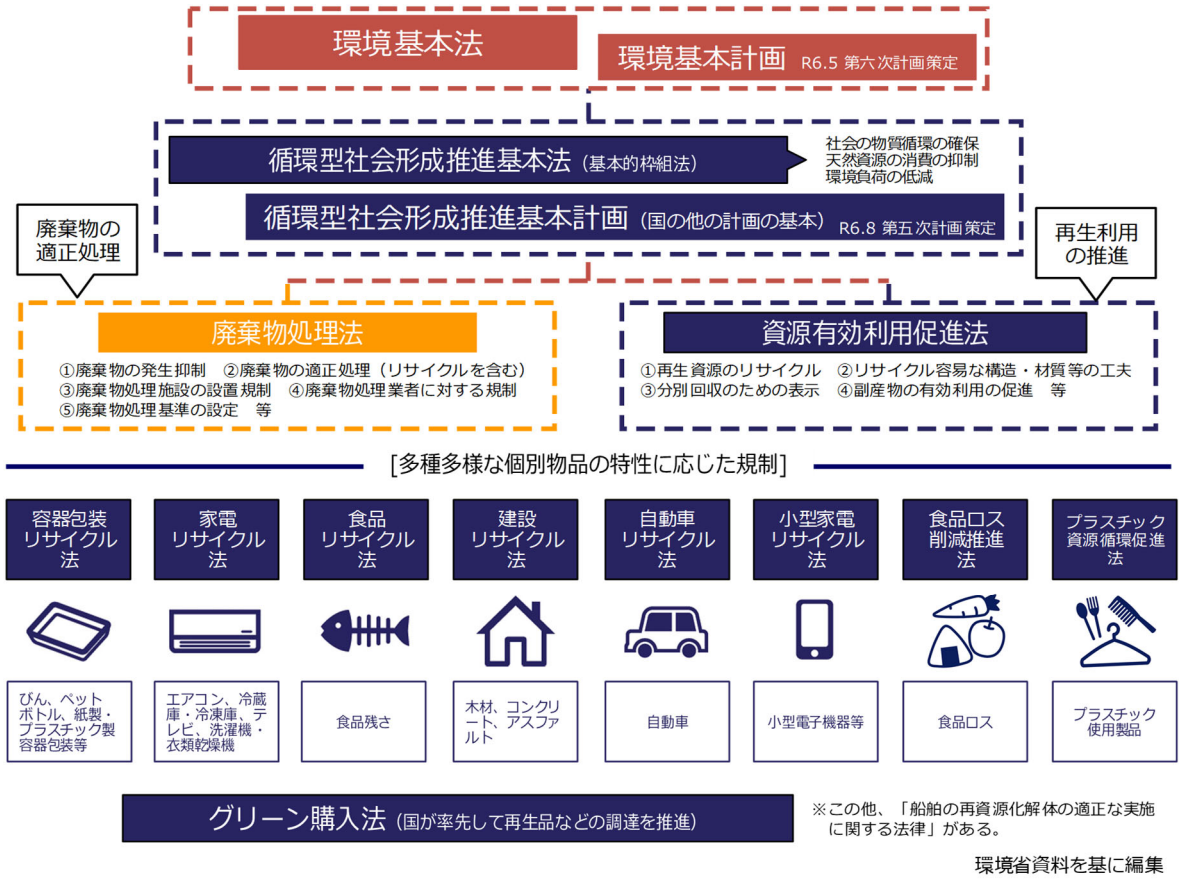
図１－１　本計画の位置づけ

コラム：一般廃棄物処理に係る社会動向

廃棄物に関する法体系は、図１－２に示すとおりです。近年では 2019(令和元)年 10 月に「食品ロス削減推進法」、2022(令和４)年４月には「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。

「プラスチック資源循環促進法」により、プラスチック製品を含めたプラスチック使用製品廃棄物を分別収集・再資源化することが努力義務化されています。

食品ロス削減、食品リサイクルは、生活に身近かつ脱炭素に繋がる行動であり、食を通じて全ての国民が関係するため社会全体に波及する観点から、循環経済への移行だけでなく、ゼロカーボンの実現に向けても重要な施策とされています。



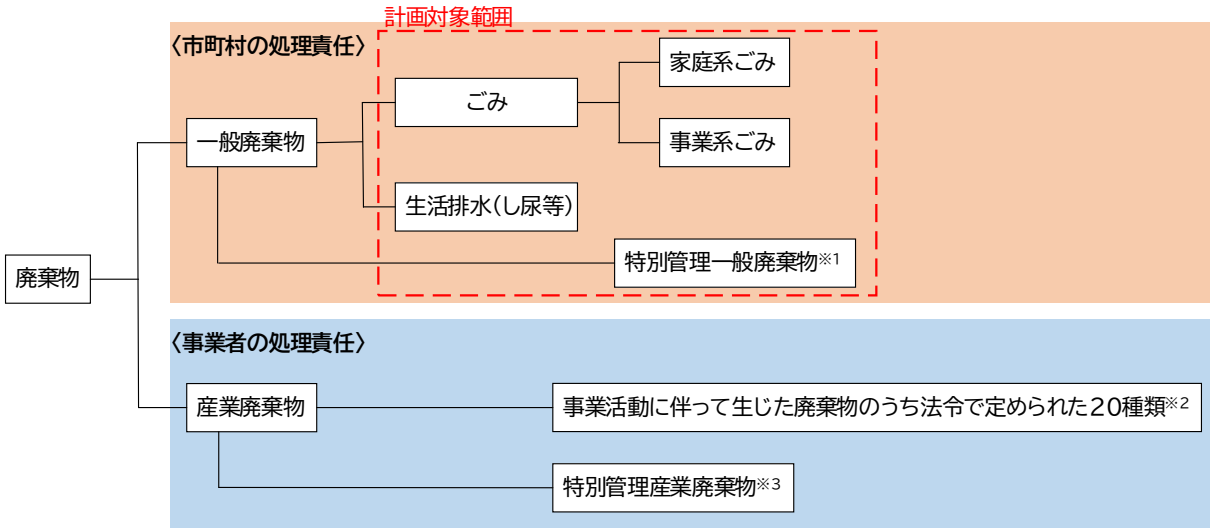
環境省資料を基に編集

図１－２　循環型社会を形成するための法体系

第3節　計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図１－３に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の２つに区分されます。

本計画の対象は、一般廃棄物のうち『ごみ』及び『生活排水(し尿等)』とします。



※1:特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
2:事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
3:特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料:環境白書(環境省)

図１－３　廃棄物の区分

第4節　計画の期間

本計画の計画期間は、2027(令和９)年度から2036(令和18)年度までの10年間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね５年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策等についての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

第5節　計画対象地域

計画対象地域は、市域全域とします。

第2章　知立市の概況

第1節　本市の概要

第1項　自然条件

本市は、中部圏の中核都市である名古屋市の南東約 25km の愛知県中心部に位置し、豊田市、安城市、刈谷市に隣接しており、面積は 16.31km²でまとまった市域を有しています。

地形は、平坦で矢作川によって形成された西三河平野の碧海台地の北縁部に位置し、逢妻川、猿渡川の沖積層地帯と碧海台地の洪積層地帯の平地で構成されています。河川は、北部の境川水系と南部の猿渡川水系の２水系があり、本市を南北に流れています。



図 2－1　位置図

第2項　社会条件

(1) 人口動態

人口及び世帯数は、表 2－1 に示すとおりです。人口は 2020(令和２)年度、2021(令和３)年度に減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。世帯数については、この 10 年間を通じて一貫して増加傾向を示しています。

表 2－1　人口及び世帯数

各年10月１日現在

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
人口	人	71,258	71,654	72,369	72,485	72,281	72,174	72,177	72,228	72,563	72,759
世帯数	世帯	31,088	31,658	32,297	32,576	32,614	32,730	33,051	33,325	33,994	34,497

資料：知立市「住民基本台帳」

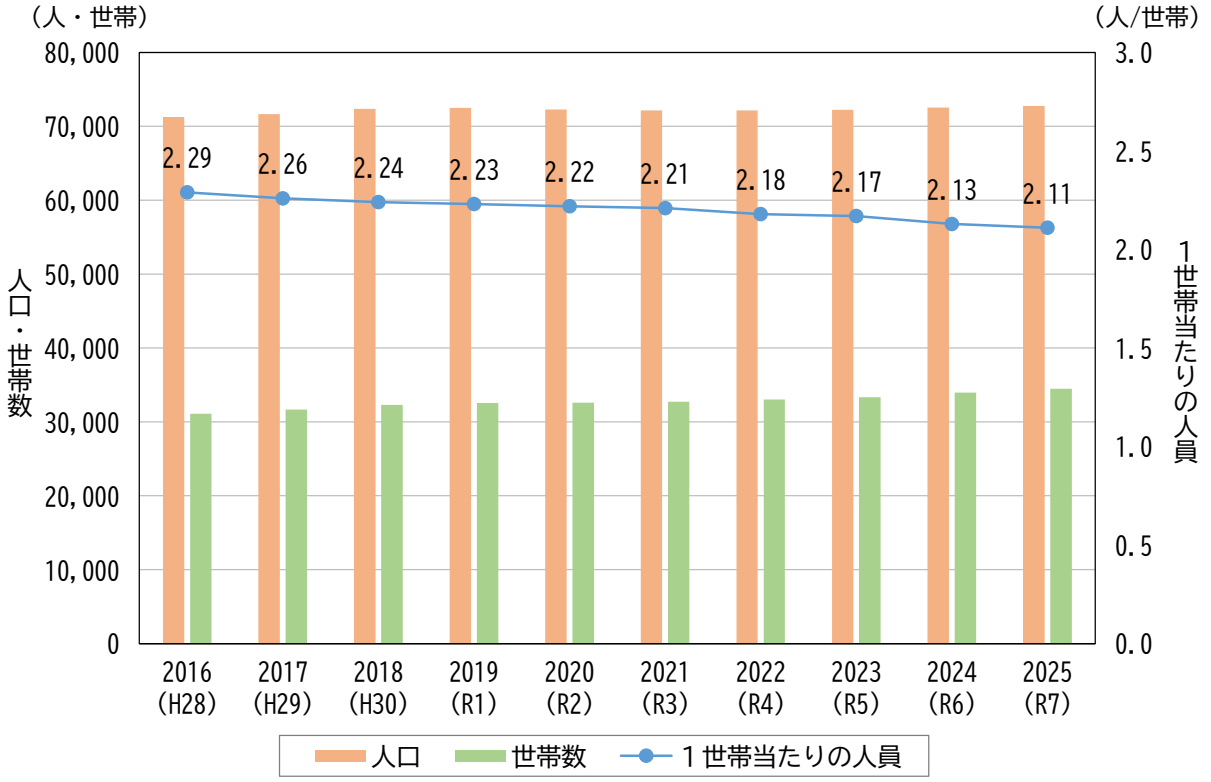
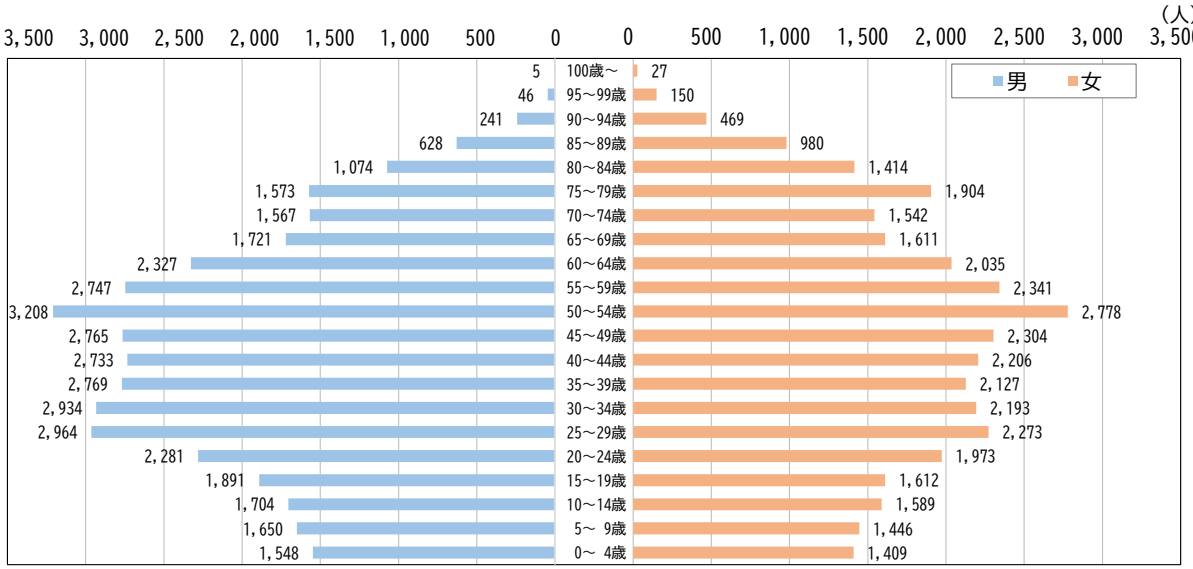


図 2－2　人口及び世帯数の推移

2025(令和７)年の性別・年齢別人口は、図 2－3 に示すとおりです。男性は 50～54 歳が最も多く、次いで 25～29 歳が多くなっており、女性は 50～54 歳が最も多く、次いで 55～59 歳が多くなっています。

また、本市の高齢化率は 20.6%※であり、全国平均の 29.4%（2025(令和７)年９月総務省）と比べて低い水準となっています。

※20.6%＝14,952 人（65 歳以上）／72,759 人（総人口）



資料：知立市「住民基本台帳」

図２－３　性別・年齢別人口（2025(令和７)年）

社会増減は、表２－２に示すとおりです。５か年平均でみると、転入は約 4,900 人、転出は約 4,700 人あり、人口の動きが活発であることがうかがえます。

表２－２　社会増減

（単位：人）

	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	５か年平均
転入	4,545	4,607	4,869	5,186	5,072	4,856
転出	4,828	4,586	4,616	4,715	4,830	4,715
その他増減	-96	-129	-57	-36	-99	
差増	-379	-108	196	435	143	

注）各年１月～12月　　資料：「西三河の統計」

国籍別外国人人口は、表２－３に示すとおりです。2025(令和７)年には約 5,800 人となっています。外国人はブラジル国籍が最も多く、次いでベトナム、フィリピン、中国とアジア国籍の市民並びに、永住権の取得や家を持つなど日本に長期的に住む人が増加しています。

表２－３　国籍別外国人人口

10月１日付（単位：人）

	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
ブラジル	2,493	2,501	2,489	2,393	2,376
韓国・朝鮮	116	109	102	105	104
中国	424	414	400	392	386
フィリピン	702	687	673	678	702
ベトナム	673	691	795	925	1,041
その他	764	865	961	1,074	1,207
総　数	5,172	5,267	5,420	5,567	5,816

資料：「西三河の統計」

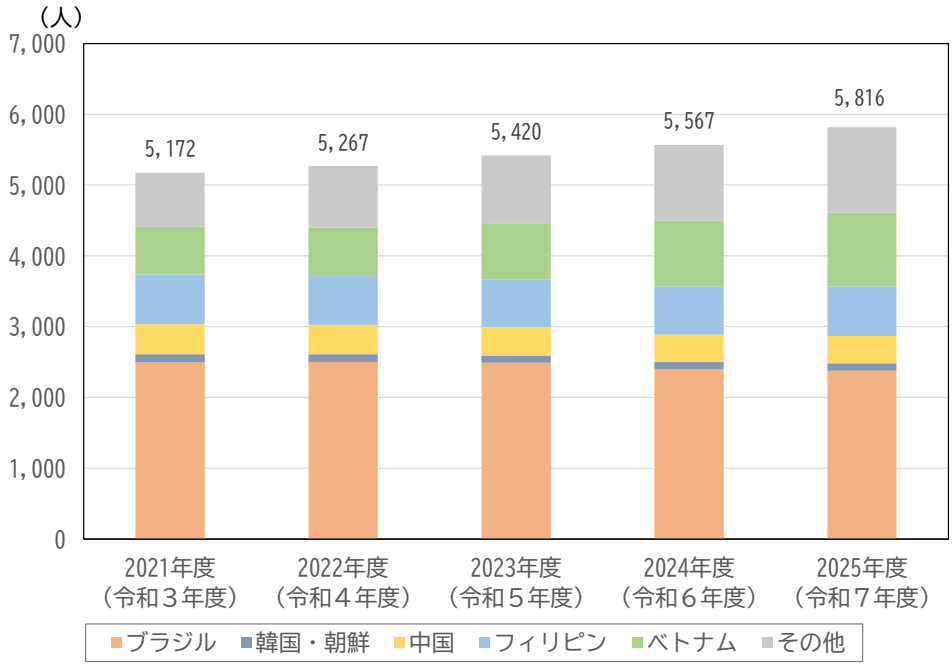


図２－４　国籍別外国人人口の推移

(2) 産業の動向

産業は、自動車関連製造業を中心としたものづくりが活発であり、優れた交通利便性を活かして周辺地域とも連携しながら、地域経済の発展を支えています。産業別事業所数及び従業者数は、表 2－4 に示すとおりです。

表 2－4　産業別事業所数及び従業者数

		2016年(平成28年)				2021年(令和３年)			
		事業所数(事業所)	比率	従業者数(人)	比率	事業所数(事業所)	比率	従業者数(人)	比率
全産業（事業内容不詳を含む）		2,066	100.0%	23,476	100.0%	1,856	100.0%	24,713	100.0%
全産業（公務除く）		2,066		23,476		1,856		24,713	
第一次産業	農林漁業	4	0.2%	48	0.2%	4	0.2%	29	0.1%
	小　　計	4	0.2%	48	0.2%	4	0.2%	29	0.1%
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	167	8.1%	1,009	4.3%	141	7.6%	1,089	4.4%
	製造業	217	10.5%	6,141	26.2%	197	10.6%	5,189	21.0%
	小　　計	384	18.6%	7,150	30.5%	338	18.2%	6,278	25.4%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.0%	3	0.0%	2	0.1%	5	0.0%
	情報通信業	13	0.6%	54	0.2%	15	0.8%	83	0.3%
	運輸業・郵便業	41	2.0%	1,227	5.2%	37	2.0%	1,118	4.5%
	卸売業・小売業	560	27.1%	4,756	20.3%	499	26.9%	5,562	22.5%
	金融業・保険業	29	1.4%	367	1.6%	30	1.6%	355	1.4%
	不動産業・物品賃貸料	147	7.1%	517	2.2%	116	6.3%	404	1.6%
	学術研究・専門・技術サービス業	77	3.7%	818	3.5%	80	4.3%	877	3.5%
	宿泊業・飲食サービス業	249	12.1%	2,461	10.5%	201	10.8%	2,304	9.3%
	生活関連サービス業・娯楽業	186	9.0%	858	3.7%	169	9.1%	945	3.8%
	教育・学習支援業	96	4.6%	791	3.4%	73	3.9%	699	2.8%
	医療・福祉	144	7.0%	2,355	10.0%	148	8.0%	2,403	9.7%
	複合サービス事業	7	0.3%	190	0.8%	7	0.4%	173	0.7%
	サービス事業（他に分類されないもの）	128	6.2%	1,881	8.0%	137	7.4%	3,478	14.1%
	公務（他に分類されないものを除く）	－	－	－	－	－	－	－	－
	小　　計	1,678	81.2%	16,278	69.3%	1,514	81.6%	18,406	74.5%

注）事業所数及び従業者数の上位３位までを　　で示します。　　資料：愛知県統計年鑑（経済センサス－活動調査）
比率（%）は、端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

第3項　地域特性からみた一般廃棄物（ごみ）に関する課題

本市の人口動態や産業構造を踏まえると、以下の点が一般廃棄物処理における課題として挙げられます。

・転入・転出が多い地域特性に伴う、分別区分・排出方法の継続的な周知の必要性

新規転入者や転出に伴う大量排出等、人口移動に伴うごみ排出の変動に対応する必要があります。

・外国人の増加に伴う、多言語による分別・排出ルールの周知強化

分別誤りの防止や適正排出の促進のため、情報提供の多言語化・理解促進が求められます。

・高齢化の進行に伴う、ごみ出し困難者への支援体制の整備

高齢者世帯の増加により、戸別収集や地域支援との連携等、生活支援としてのごみ出し支援が重要です。

・製造業・卸売業・小売業が多い産業構造に伴う、事業系一般廃棄物の適正処理の確保

事業系ごみの排出抑制、分別の徹底、適正処理の指導が継続的な課題となります。

第2節　一般廃棄物行政の沿革

近年 20 年間（2006(平成 18)年度～2025(令和７)年度）の一般廃棄物行政は、表 2－5(1)及び表 2－5(2)に示すとおりです。

表 2－5(1)　一般廃棄物行政の沿革（その 1）

年度	月	内　　容
2006（H18）	４月	警告シール（レッドカード）を貼ったごみの収集委託開始（２週間に１回）
	12 月	不燃物処理場に資源ごみ回収用倉庫を新設
2007（H19）	４月	不燃物処理場内作業のためフォークリフト車購入 知立市廃棄物等減量・環境保全審議会条例を廃止し、知立市環境基本条例施行
	６月	不燃物処理場内埋立ごみ計量のため車両重量計購入
2008（H20）	６月	不燃物処理場にてガラス類の分別リサイクル開始
	10 月	市内９事業所 11 店舗、知立市レジ袋削減推進協議会及び知立市の３者で「知立市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結
	２月	市内 12 事業所 16 店舗にてレジ袋の有料化開始
	３月	刈谷知立環境組合ごみ焼却施設建設工事竣工
2009（H21）	12 月	不燃物処理場にて使用済携帯電話本体の回収開始
	１月	不燃物処理場にてガラス類の分別に加え陶磁器類の分別リサイクル開始
2010（H22）	６月	不燃物処理場にてスプレー缶、その他家電の分別リサイクル開始
2011（H23）	４月	町内集積所等にてスプレー缶、ガラス類・陶磁器類の分別リサイクル開始 再生資源回収団体による古紙類等の回収方法に戸別収集を追加（２ヶ月に１回の町内会の古紙類収集廃止）
	10 月	知立市環境美化推進条例施行(知立市空き缶等散乱防止条例廃止)
2012（H24）	９月	知立市文化会館にて「リユースマーケット」を開催
2013（H25）	４月	不燃物処理場・市役所ロビーにて小型家電主要 10 品目の回収開始
	６月	移動式不法投棄監視カメラを設置
2014（H26）	４月	不燃物処理場にて家庭系パソコンの回収開始
	３月	逢妻衛生処理組合解散
2015（H27）	10 月	ごみ分別専用ページ「知立市ゴミチェッカー」配信開始
2016（H28）	３月	第３次知立市一般廃棄物処理基本計画を策定
2017（H29）	４月	生ごみ減量処理機貸出し事業開始
	３月	知立市災害廃棄物処理計画の改定 不燃物分別作業場の完成
2018（H30）	９月	フードドライブ開始
2019（R元）	４月	「不燃物」を「金属類」「プラスチック製品」「コード類」「針金類」に分別収集細分化ごみだしガイドブック配布開始 不燃物処理場水曜日休み開始 「知立市資源ごみ等分別地区報償金交付要綱」を廃止、「知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱」を施行（立番制度の廃止）
2021（R３）	10 月	食用廃油回収場所を不燃物処理場のみに変更し、食用廃油の売却を開始
	３月	知立市環境美化推進条例一部改正

資料：「清掃事業概要」（環境課）等

表 2－5(2)　一般廃棄物行政の沿革（その 2）

年度	月	内　　容
2022（R４）	４月	「ガラス陶磁器類」を「ガラス類」「陶磁器類」に分別収集細分化
	10 月	第１回プロギングイベント開催 バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入
	１月	八橋町井戸尻駐車場にて古紙古布回収事業開始
	３月	ペットボトルの水平リサイクル連携協定締結
2023（R５）	６月	市内３か所において、年４回の古紙・古布回収事業開始 剪定枝粉砕機貸出し事業開始
	10 月	段ボールコンポスト講習会の開催 市内公立保育園 10 園にて、古着の回収開始
	11 月	不燃物処理場や八橋井戸尻駐車場にて雑貨類等の回収開始
	１月	知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則を一部改正（持ち去り禁止に関する条文を追加）
2024（R６）	５月	市内民間スーパー２店舗にて古着の回収開始
	７月	市内民間ドラッグストア４店舗にて古着の回収開始
	８月	市内公共施設６施設にて古着の回収開始
	８月 ～９月	プラスチック一括回収試験収集（不燃物処理場）
	９月	知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則を一部改正（可燃物の価格改定及びプラスチック資源物の明記）
	12 月 ～３月	プラスチックの分別変更及び燃えるごみ袋(大)の価格改定説明会
	２月	ごみ減量に繋がるキャッチフレーズ決定 「Ｓ：資源に　Ｄ：出して　Ｇ：ゴミ　ｓ：削減」
	３月	資源とごみの分け方出し方ガイドブック配布
2025（R７）	４月	燃えるごみ袋（大）の価格改定及びプラスチック資源の収集開始 リチウムイオン電池等の小型充電式電池の収集開始 不燃物処理場内作業のためホイールローダ車買い替え
	11 月	小型充電式電池から発火性危険物と名称を変更し、新たに充電式電池一体型製品の収集を開始
	12 月	リユース促進に向け民間事業者と連携協定の締結
	３月	燃えるごみ袋の名称を燃やすしかないごみ袋へ変更 燃やすしかないごみ袋（旧燃えるごみ袋）及びプラスチック資源袋のデザインをリニューアル 市内金融機関１店舗にて古着の回収開始 資源とごみの分け方出し方ガイドブック改定版配布

資料：「清掃事業概要」（環境課）等

第3節　上位計画

上位計画である「総合計画」、「環境基本計画」等のごみ及び生活排水に関連する施策等を以下に示します。

① 総合計画

名　称	第７次知立市総合計画
計画期間	2025(令和７)年度 ～ 2034(令和 16)年度
ごみ関係	■循環型社会・エコライフ 2050 年「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、公共施設に太陽光発電設備を導入するなど、率先して環境負荷低減に取り組むとともに、省エネルギーや脱炭素に重点をおいた生活環境や事業活動の整備を推進するための支援を行います。 循環型社会の構築に向けて、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）への意識や取組を高めることにより、市民・事業者・行政が連携して生産・流通・消費などのあらゆる段階において、ごみの発生を抑制する取組を推進します。

② 環境基本計画

名　称	第２次知立市環境基本計画（改定版）
計画期間	2018(平成 30)年度 ～ 2030(令和 12)年度
ごみ関係	基本目標：資源を大切にするまちづくり 施策１：ごみを減量する 家庭や事業所において、ごみを出さずに豊かに生活するため、引き続き情報提供やリユースマーケット等の取組のほか、プラスチックごみや食品ロス削減への対策を推進します。 〇家庭におけるごみ減量 〇事業所におけるごみ減量 施策２：資源の循環利用を進める リサイクルを積極的に進めるため、分別や資源回収に向けた取組を強化します。さらなる資源循環を促進するため、生ごみ処理機購入補助や生ごみたい肥化事業の実施を行います。 〇リサイクルの促進 〇資源循環を促進する機会の創出 施策３：まちの美化を心がける 身近なまちの環境を美化し、ごみの落ちていないまちづくりを実現するため、クリーンサンデーやプロギング事業の実施など、美化活動を積極的に後押しします。 〇市民が主役の美化活動の促進 〇不法投棄の防止・抑制 【成果指標】
生活排水関係	基本目標：安全で健康に暮らせるまちづくり 施策：水環境を改善する 市内の河川水質の向上に努め、モニタリングを継続します。併せて下水道等の普及を進めます。 〇水環境の継続的な監視 〇下水道の普及と浄化槽の適正管理

成果指標	基準値 (2013 年度)	現況値 (2022 年度)	目標値 (2030 年度)
1 人あたりの家庭ごみ排出量	699ｇ/人･日	626ｇ/人･日	595ｇ/人･日以下
リサイクル率	19.1%	13.4%	20.0%以上

第２編　ごみ処理基本計画編

第3章　ごみ処理の現況及び課題

第1節　ごみの分別区分及びごみの流れ

第1項　ごみの分別区分

2026(令和８)年度時点のごみ分別区分は、表 3－1 に示すとおりです。なお、2025(令和７)年度からはプラスチックの分別方法を見直し、プラスチック製容器包装及び 100%プラスチック製品（粗大ごみサイズは除く）の回収に取り組んでいます。

表 3－1　ごみの分別区分（2026(令和８)年度）

分別区分		詳　　細
燃やすしかないごみ（可燃ごみ）		生ごみ、乾燥剤・保冷剤、紙おむつ（汚物はトイレに流す）、ボール、まな板（５㎜以上のもの）、使い捨てカイロ 、ゴム製品 、革製品、汚れたペットボトル、汚れたプラスチック製容器包装、汚れた布類、リサイクルできない紙類、草、葉、木など
資源物	プラスチック資源	プラ マークがついているもの 菓子・パン・冷凍食品などの袋、衣料品・トイレットペーパーなど日用品の袋、薬・化粧品などのプラスチックケース、パンの袋の止め具、ペットボトルのラベルやキャップ、レジ袋、洗剤やシャンプーなどのプラスチック製ボトル（ポンプ・ノズル部を含む）や詰め替えたパウチ袋、弁当や惣菜のトレー・プリンやヨーグルトなどのカップ類、卵パック、発泡スチロール類などで商品をいれたもの（容器）や、包んだもの（包装）で中身の商品を取り出した（使った）あと不要になったもの、100％プラスチック素材でできていて、粗大ごみのサイズ以下（３辺の長さが55cm×40cm×31cm以下）のもので厚さ５㎜以下のもの。
	飲食用びん	飲食用びん（無色・茶・その他）（割れていても可）
	アルミ缶	アルミ マークがついているもの アルミ缶やアルミ製のキャップや蓋など
	スチール缶	スチール マークがついているもの スチール缶（入浴剤の缶やお菓子の缶なども可）、スチール製のキャップや蓋など
	ペットボトル	1 PET マークがついているもの 飲料用、酒類、しょうゆのボトルなどのペットボトル
不燃物	プラスチック複合製品	おもちゃ（電池で動くもの以外）、洗濯ばさみ、布団ばさみ、ピンチハンガー、ボールペン、シャープペンシルなど一部がプラスチック以外のものでできているもの、汚れが取れないプラスチック100%素材の製品
	金属類	やかん、フライパン、なべ、水筒、包丁やハサミ等の刃物類、オイル缶や塗料缶等の汚れが落ちない缶、金属の部分が含まれている複合素材のもの
	家電（家電４品目、小型家電は除く）	アイロン、ビデオデッキ、ラジカセ、ドライヤー、電子レンジ、プリンター、電卓、デジカメ、炊飯器、リモコン、携帯電話、ゲーム機など電気・電池で動くもの
	針金類	傘の骨、チェーン、針金・針金ハンガーなど金属製の細長い形状のもの
	コード類	家電のコード、延長コード、充電ケーブル、イヤホン、電源タップなど細長い形状のもの
	スプレー缶	中身を使い切ったスプレー缶（カセットボンベ・薬品の缶・化粧品の缶など）
	有害ごみ	蛍光管（割れていても可）、乾電池、ボタン電池、水銀使用の体温計
	ガラス類	鏡、化粧用びんや薬びん（経口薬以外）などの飲食用以外のガラスびんなど
	陶磁器類	茶碗、植木鉢、壺、陶器製品など
	埋立ごみ	ライター（中身の有無に関わらず）、タイル、瓦、クリスタルガラス、食べ残しや汚れがとれないびん、コンクリートブロック、家庭菜園などで不要になった土・灰・石
食用廃油		家庭で使用した植物由来の食用油（サラダ油、ごま油、オリーブオイル、なたね油、米油、大豆油、コーン油など）、賞味期限が切れた未使用の植物由来の食用油
発火性危険物		小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）、モバイルバッテリー、充電式電池一体型製品、バッテリー
粗大ごみ		青かご（横55cm×縦40cm×高さ31cm）を超える大きさのもので、横1.5m×縦１m×高さ２m未満のものが対象、布団、マットレス、ベッド、タンス、イス、ソファー、机、棚、カーペット、ガステーブル、畳、野球バット、ゴルフクラブ、自転車など
古布		洋服、和服（着物）、皮革衣料品、下着類（体型補正下着含む）、ハンカチ・スカーフ類、カーテン、毛布、タオル、布団カバー、左右揃った靴、帽子、カバン類、ぬいぐるみなど再利用できるもの
古紙		新聞紙（チラシ含む）、段ボール、紙パック、雑がみ（パンフレット・ポスター・週刊誌・漫画・本・ノート・教科書・電話帳など）
家電４品目		テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
小型家電		携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、リモコン、ＡＣアダプター等のコード類

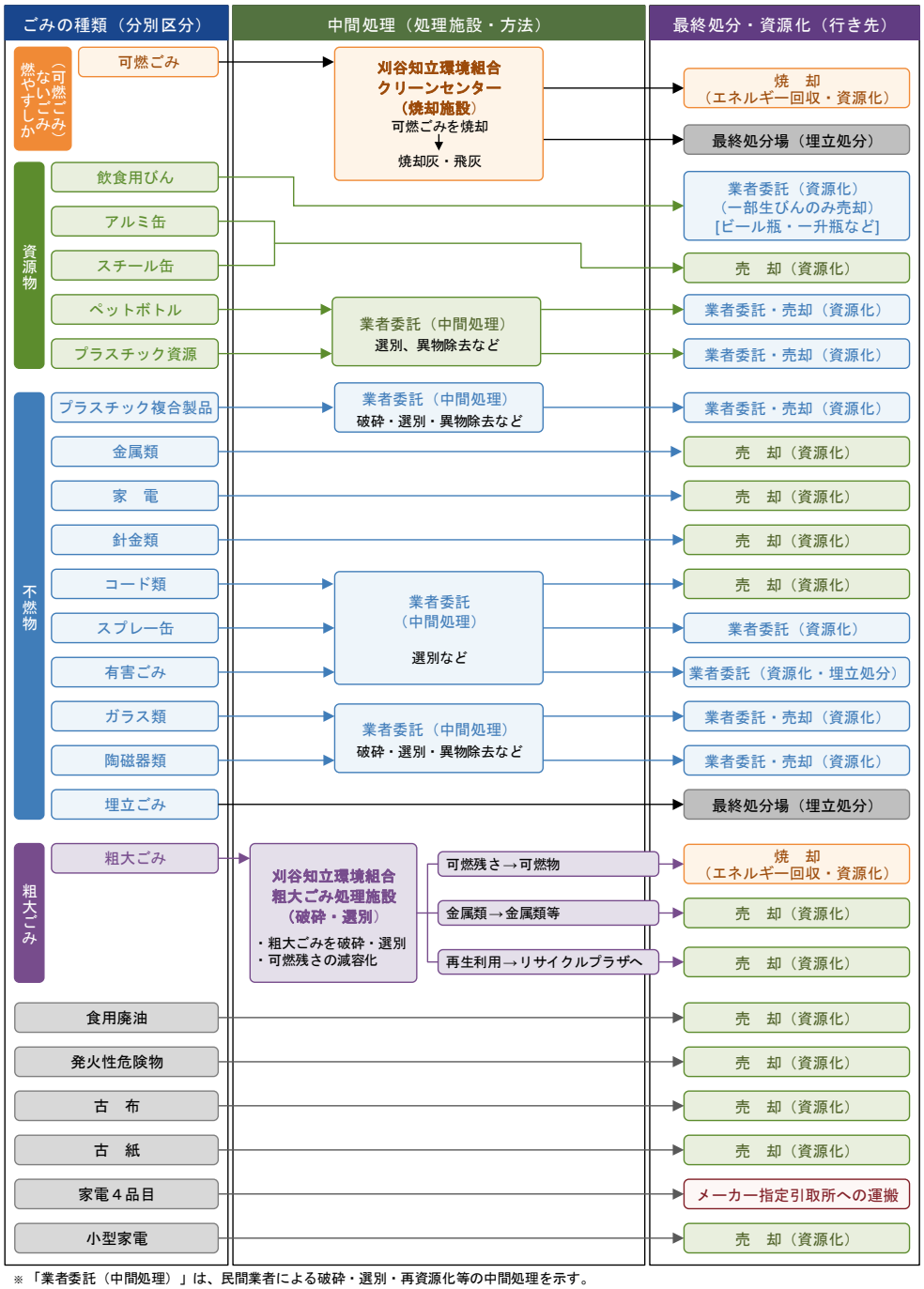
資料：「資源とごみの分け方出し方【ガイドブック】（環境課）等」

第2項　ごみの流れ

燃やすしかないごみ（可燃ごみ）は、「焼却施設」で処理し、焼却灰・飛灰は、一部資源化され、残りを埋立処分しています。

資源物類は、売却又は市から委託を受けた事業者により資源化を行っています。この他にＰＴＡや町内会等の再生資源回収団体による回収も行っています。プラスチック資源は中間処理事業者を経て「㈶日本容器包装リサイクル協会（指定法人）」によって資源化を行っています。ペットボトルはボトル to ボトルにより資源化を行っています。

粗大ごみについては、「粗大ごみ処理施設」で破砕・選別処理を行い、可燃物、資源物（金属等）に分別します。可燃物は「焼却施設」で処理し、資源物（金属等）は売却しています。



※「業者委託（中間処理）」は、民間業者による破砕・選別・再資源化等の中間処理を示す。
※家電４品目：テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫

図３−１　ごみ処理フロー

第2節　ごみ排出量の実績

過去 10 年間（2016(平成 28)年度～2025(令和７)年度）のごみ排出量は、表 3－2 に示すとおりです。ごみ排出量、１人１日当たりのごみ排出量（原単位）ともに、2020(令和２)年度に増加していますが、それ以外は減少傾向を示しています。2025(令和７)年度には 20,066ｔ/年、756ｇ/人･日となっています（図 3－2 参照）。これは、愛知県平均や全国平均に比べて低い値を示しています（図 3－3 参照）。

表 3－2　ごみ排出量の実績

（単位：ｔ/年）

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
人　口（人）		71,258	71,654	72,369	72,485	72,281	72,174	72,177	72,228	72,563	72,759
家庭系ごみ	可燃ごみ	12,815.15	12,579.29	12,584.80	12,663.35	12,841.93	12,557.73	12,439.36	11,463.52	11,196.18	10,828.26
	不燃物	497.47	423.83	463.38	564.27	572.32	651.15	579.35	557.27	538.35	275.77
	資源物	1,532.49	1,468.67	1,553.97	1,521.58	1,634.49	1,537.86	1,497.75	1,468.18	1,443.66	1,603.13
	粗大ごみ	855.97	900.66	1,045.49	1,032.30	1,199.23	1,135.44	979.84	867.91	833.93	829.05
	計	15,701.08	15,372.45	15,647.64	15,781.50	16,247.97	15,882.18	15,496.30	14,356.88	14,012.12	13,536.21
再生資源回収		1,605.91	1,475.28	1,373.77	1,014.16	1,022.78	1,015.17	914.50	796.74	733.70	684.66
事業系ごみ	可燃ごみ	6,223.95	6,084.22	5,843.12	6,042.81	5,704.73	5,601.91	5,746.06	5,665.12	5,697.83	5,838.30
	粗大ごみ	14.48	12.56	17.86	13.47	16.29	15.53	14.56	11.98	7.25	7.04
	計	6,238.43	6,096.78	5,860.98	6,056.28	5,721.02	5,617.44	5,760.62	5,677.10	5,705.08	5,845.34
合　計		23,545.42	22,944.51	22,882.39	22,851.94	22,991.77	22,514.79	22,171.42	20,830.72	20,450.90	20,066.21
	原単位（ｇ/人･日）	905	877	866	861	871	855	842	788	772	756

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）

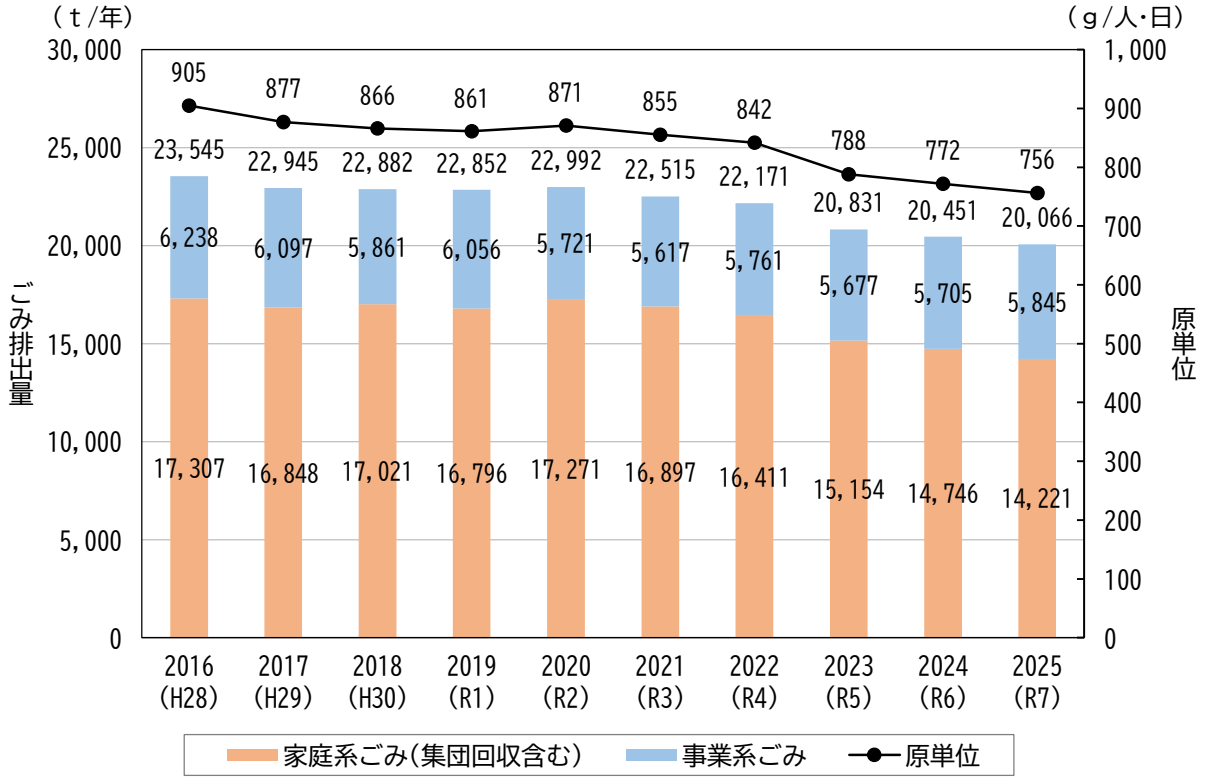
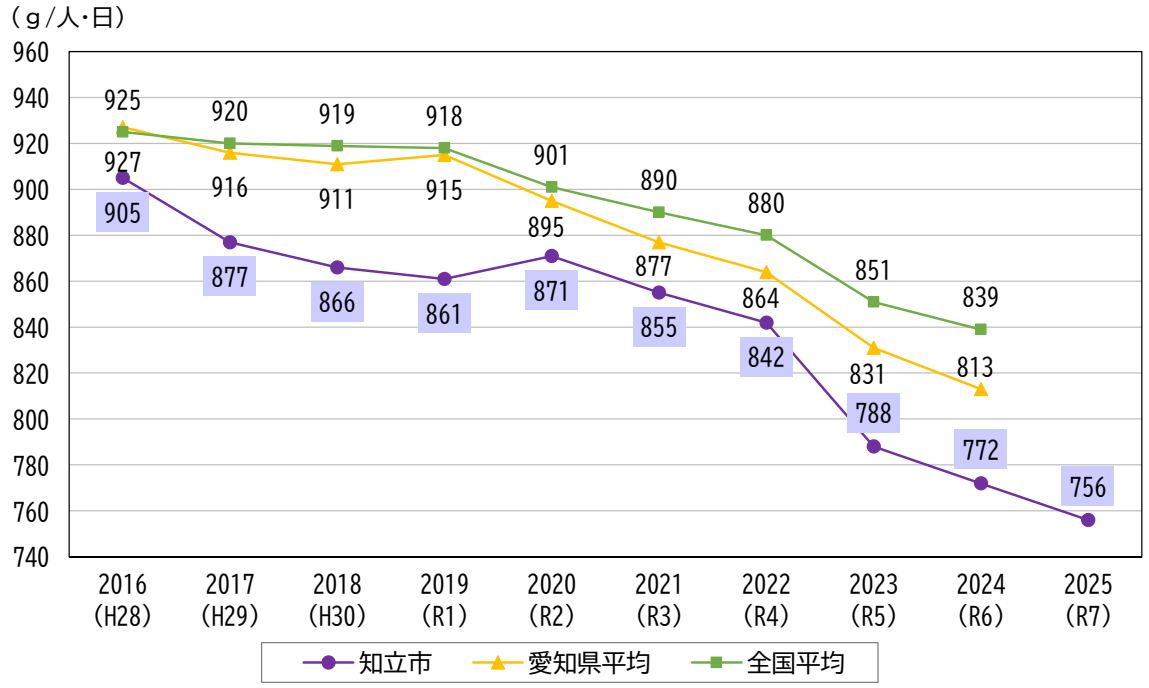


図 3－2　ごみ排出量の推移

コラム：愛知県や全国の原単位

１人１日当たりの排出量（原単位）は、全国的にも減少傾向を示しています。なかでも本市は、近年、全国平均より 60ｇ/人･日以上少ない水準で推移しており、顕著な減少傾向が見られます。



（2025(令和７)年度：全国平均・愛知県は未発表）

図３－３　愛知県平均・全国平均の原単位

第3節　ごみの減量化・再生利用の実施状況

第1項　ごみの減量化・再生利用の取組

2025(令和７)年度現在のごみの減量化・再生利用の主な取組の実施状況を、以下に示します。

〔減量化関連〕

生ごみ堆肥化事業補助金交付制度
家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り資源の有効活用及びごみの減量化のため、生ごみ処理機、コンポスト容器、ぼかし専用容器を購入した場合、補助金を交付しています。
生ごみ減量処理機・剪定枝粉砕機貸出し事業
家庭から排出される生ごみや剪定枝の自家処理の推進並びにごみ排出量の軽減及び減量意識の高揚、資源化の推進を図るため、市民に対し 2017(平成 29)年度から家庭用生ごみ減量処理機、2023(令和５)年度から家庭用剪定枝粉砕機の無料貸出し事業を始めています。
段ボールコンポスト講習会
家庭から排出される生ごみから堆肥を作成する手順の講座を受け、家庭で実践することで、ごみの減量化を図ることを目的とし、年２回段ボールコンポストの基礎的な使い方を学ぶ「基礎講座」とすでに段ボールコンポストに取り組んでいる方向けの「フォローアップ講座」を 2023(令和５)年度から実施しています。
フードドライブ
近年関心が高まっている食品ロスの削減に取り組むため、2018(平成 30)年度からフードドライブを実施し、2024(令和６)年度から年２回実施しています。集まった食品はＮＰＯ法人等を通して、地域の福祉団体や施設等に寄附されています。
燃えるごみ袋（大）の価格改定
2025(令和７)年４月から、ごみ減量を更に推進するため、燃えるごみ袋（大）の価格を 130 円から 190 円に改定しました。加えて、プラスチック資源の指定袋の価格は据え置くことで、ごみ減量・分別の促進を目指します。

〔再生利用関連〕

再生資源回収奨励報償金制度
新聞紙、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類、金属類（空き缶）の再生資源回収を促進するため再生資源回収団体に対して報償金を交付し、活動を支援しています。
古紙・古布回収事業
2022(令和４)年度には、八橋町井戸尻に資源回収ステーションを設置し、古紙古布の受け入れを開始しました。2023(令和５)年度以降には、公共施設や民間スーパーや薬局等に古布回収ＢＯＸを設置しています。
食用廃油回収事業
河川の浄化等、環境汚染を防止するとともに、リサイクル活動の一環として家庭から出る使用済みの食用廃油を不燃物処理場にて回収・売却し、廃油をバイオディーゼル、にリサイクルしています。
プラスチックの一括回収
プラスチック製容器包装は、2025(令和７)年度からプラスチック製品（100%プラスチック素材のものに限る）と合わせて一括で回収を実施しました。

リユースの促進

民間事業者とのリユースの促進に関する連携協定を開始しました。その他、「リサイクル情報：さしあげます・譲ってください」を市ホームページと広報「ちりゅう」に掲載し、市民同士で不要品を譲り合い、ごみの減量化、リサイクルの啓発を図っています。

リユースマーケット

「リユース（再使用）」をテーマとして、家庭の不用品を中心とした品物をフリーマーケット形式で販売しています。年に２回程度開催し、各回 32 ブース程度出店しています。



〔その他（意識啓発）〕

知立市ゴミチェッカーの配信

ごみの分別や収集日等を手軽に検索できるパソコン、スマートフォン向けの専用ページを公開しました。約 1,600 種類のごみの分別について調べることができ分別の徹底を図っています。

学校教育の副読本「ごみのゆくえ」

小学校４年生を対象に配布し、環境資源循環教育に利用しています。2025(令和７)年度から紙資源の節約を目的としてペーパーレス化を実施しました。

出前講座

各町内会、集合住宅、学校からの要望に応じてごみの排出、分別等について出前講座を行っています。

７万人クリーンサンデー

「知立市環境美化推進条例」に基づき、市民行動の日として市内一斉清掃を行っています。

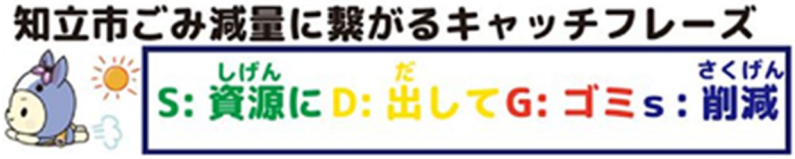
プロギング事業

ゴミ拾いとジョギングを合わせたＳＤＧｓスポーツで、2022(令和４)年度から年２回開催しています。



ごみ減量に繋がるキャッチフレーズ

2025(令和７)年２月、市民のごみ減量に対する意識を更に高め、ごみ減量化・資源化を推進していくため、キャッチフレーズを市民公募により決定しました。



燃えるごみ袋の名称を「燃やすしかないごみ」に変更

燃えるごみ袋の名称を資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現し、ごみの減量や分別意識の向上を図るため、燃えるごみ袋の名称を「燃やすしかないごみ」に変更しました。

第2項　資源化量

それぞれの資源化量の内訳を表３－3～表３－7 に示します。

表３－3　資源物量

（単位：ｔ/年）

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
びん	生きびん	12.89	13.18	9.74	10.94	8.13	9.64	7.70	8.46	7.66	6.05
	カレット	318.66	273.07	324.24	282.32	305.46	261.79	284.52	292.25	259.98	266.78
ペットボトル		154.34	149.17	166.60	163.36	181.46	191.53	194.01	182.44	173.63	167.64
空き缶	スチール	46.16	45.97	46.36	44.39	45.62	43.61	41.02	39.68	37.36	35.17
	アルミ	49.74	45.29	45.76	48.88	52.88	55.53	54.00	53.39	51.85	48.94
古紙古布類	新聞紙	122.20	115.59	102.30	87.72	73.80	68.93	66.03	57.39	52.52	51.37
	雑がみ	139.33	133.99	119.82	118.31	115.79	97.69	94.48	91.89	94.94	87.60
	ダンボール	91.39	83.40	79.63	73.87	81.76	75.64	75.58	79.96	79.51	81.75
	牛乳パック	2.38	2.03	2.55	2.82	3.13	2.84	2.41	2.50	2.58	2.24
	布類	26.84	26.34	24.14	25.32	26.20	28.96	24.75	25.44	59.70	87.29
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装ごみ		338.06	328.71	344.83	344.68	379.00	385.92	372.43	369.80	361.15	402.91
プラスチック製品		－	－	－	－	－	－	－	－	－	39.86
硬質プラスチック		－	－	－	－	－	－	－	－	－	58.31
その他		230.50	251.93	288.00	318.97	361.26	315.79	280.82	264.98	262.78	267.22
計		1,532.49	1,468.67	1,553.97	1,521.58	1,634.49	1,537.86	1,497.75	1,468.18	1,443.66	1,603.13

注）その他は、ガラス類・陶磁器類・携帯電話・スプレー缶・その他家電・小型家電10品目・パソコン等　資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）

表３－4　クリーンセンター資源化量

（単位：ｔ/年）

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
紙類	ダンボール	42	40	40	42	44	42	39	37	33	30
	新聞紙	58	53	52	57	56	47	42	39	36	31
その他		299	276	297	282	333	292	270	271	272	241
残さ類	溶融メタル	37	28	35	24	34	0	0	0	0	0
	スラグ	872	134	140	160	100	0	0	0	0	0
	灰・飛灰再資源化	－	－	－	－	－	62	103	293	450	531
計		1,308	531	564	565	567	443	454	640	791	833

注）その他は、鉄・銅・アルミ、家電・衣装ケース・リサイクル家具、ペットボトル等　資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）
溶融メタル・スラグは、2021年度(令和３年度)から資源化を廃止し、灰・飛灰の再資源化を行うこととした。

表３－5　乾電池・蛍光管の資源化量

（単位：ｔ/年）

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
乾電池	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
蛍光管	6	6	5	5	6	5	6	5	5	4
計	10	10	9	9	10	9	10	9	9	8

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）

表３－6　不燃物（収集分）の資源化量

（単位：ｔ/年）

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
金属類	－	60	43	121	129	119	104	96	94	88

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）

表３－7　再生資源回収量

（単位：ｔ/年）

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
紙布類	新聞紙	872.10	797.42	728.74	529.77	492.57	507.45	453.64	385.51	351.54	329.83
	雑がみ	405.93	369.58	347.16	261.60	278.21	252.61	227.81	198.09	183.38	161.60
	ダンボール	299.66	281.19	269.68	197.76	227.25	230.27	212.35	195.05	183.68	179.34
	牛乳パック	13.24	12.76	12.16	11.16	10.90	10.53	9.16	8.18	6.75	6.28
	布類	4.17	4.34	5.54	5.87	5.67	6.46	4.64	3.97	3.19	3.08
金属類		10.82	10.00	10.50	8.01	8.18	7.86	6.92	5.96	5.16	4.54
計		1,605.91	1,475.28	1,373.77	1,014.16	1,022.78	1,015.17	914.50	796.74	733.70	684.66

注）端数処理のため、計が一致しない場合があります。　資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）

資源化量及びリサイクル率は、表 3－8 に示すとおりです。リサイクル率をみると、2016(平成 28)年度から 2022(令和４)年度にかけては減少傾向を示していますが、以降は増加傾向を示しています。

表 3－8　資源化量及びリサイクル率

（単位：ｔ/年）

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
資源物量	1,532.49	1,468.67	1,553.97	1,521.58	1,634.49	1,537.86	1,497.75	1,468.18	1,443.66	1,603.13
ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ資源化量	1,308	531	564	565	567	443	454	640	791	833
乾電池・蛍光管資源化量	10	10	9	9	10	9	10	9	9	8
不燃物（収集分）資源化量	－	60	43	121	129	119	104	96	94	88
再生資源回収量	1,605.91	1,475.28	1,373.77	1,014.16	1,022.78	1,015.17	914.50	796.74	733.70	684.66
計	4,456.40	3,544.95	3,543.74	3,230.74	3,363.27	3,124.03	2,980.25	3,009.92	3,071.36	3,216.79
リサイクル率	18.9%	15.4%	15.4%	14.1%	14.5%	13.8%	13.4%	14.4%	14.9%	16.0%

注）表 3－3～表 3－7 の累計になります。

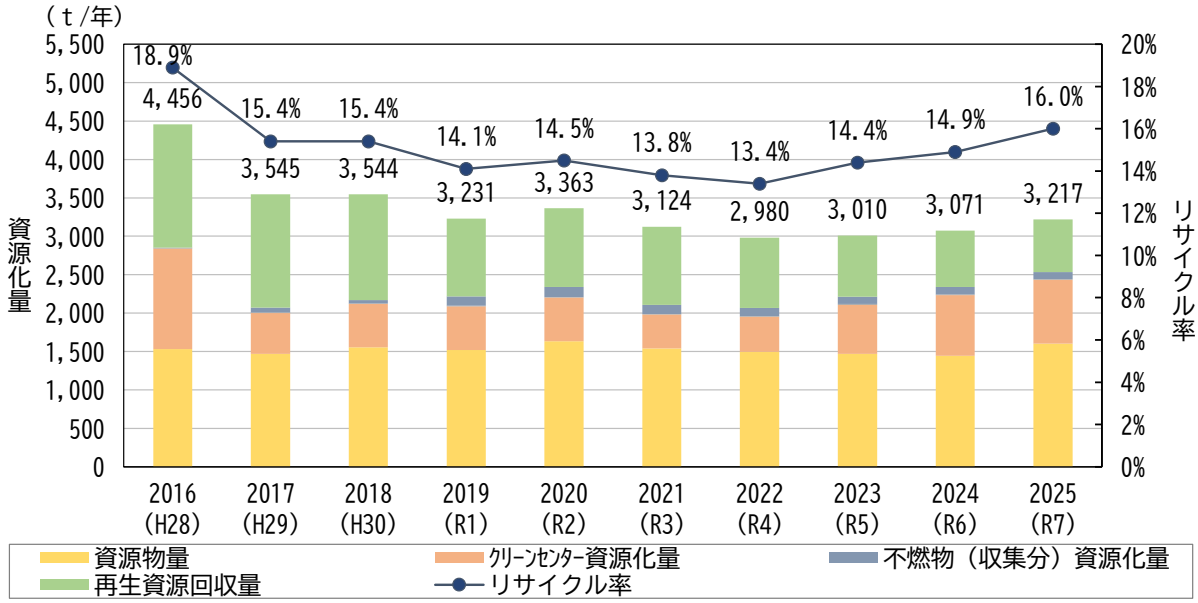
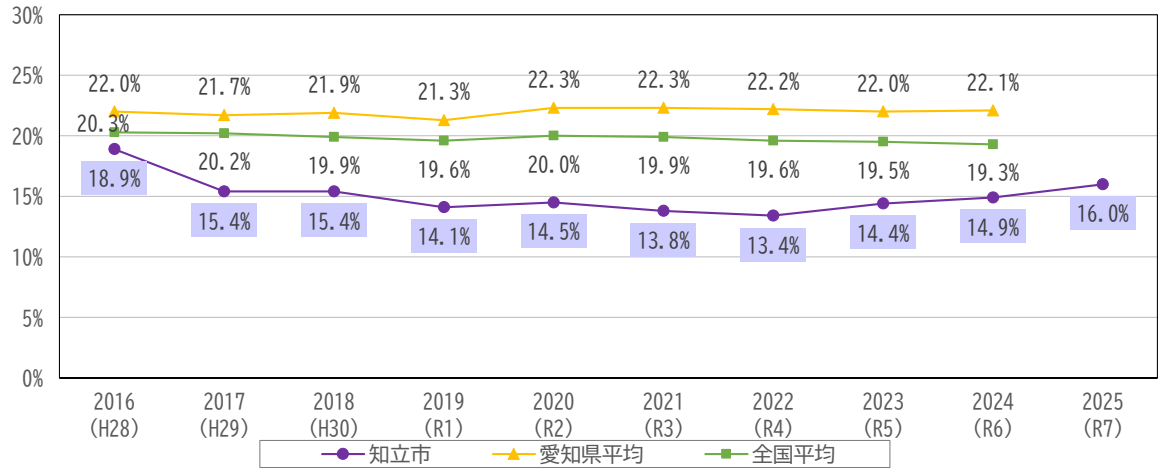


図 3－4　資源化量及びリサイクル率の推移



コラム：全国のリサイクル率

本市のリサイクル率は近年増加傾向を示していますが、依然として全国平均を下回っています。



(2025(令和７)年度：全国平均・愛知県は未発表)

図 3－5　愛知県平均・全国平均のリサイクル率

第4節　収集・運搬

第1項　収集運搬体制

本市で発生する家庭系ごみの収集運搬は、主に市から委託を受けた民間業者により行っています。収集回数等は表 3－9 に示すとおりです。

表 3－9　家庭系ごみの収集運搬体制（2026(令和８)年度）

分別区分		収集回数	排出方法	排出場所
燃やすしかないごみ（可燃ごみ）		２回/週	指定袋[白]、[黄]	可燃ごみ収集路線上、もしくはクリーンセンター
資源物	プラスチック資源	１回/週	指定袋[青]、[緑]	町内ごみ集積所、もしくは不燃物処理場
	飲食用びん	隔週	青かご	
	アルミ缶		青かごもしくはコンテナ	
	スチール缶		青かごもしくはコンテナ	
	ペットボトル		青かごもしくは麻袋	
不燃物	プラスチック複合製品	隔週	青かごもしくはコンテナ	町内ごみ集積所、もしくは不燃物処理場
	金属類		青かごもしくはコンテナ	
	家電		青かご	
	針金類		青かご	
	コード類		青かご	
	スプレー缶		青かご	
	有害ごみ		青かご	
	ガラス類		青かご	
	陶磁器類		青かご	
	埋立ごみ	隔週 100kg以上は不燃物処理場へ直接搬入のみ（有料）	青かご	
食用廃油		直接搬入	ペール缶	不燃物処理場
発火性危険物		直接搬入	回収ＢＯＸ	市役所、もしくは不燃物処理場
粗大ごみ		直接搬入	直接	クリーンセンター
古布		直接搬入	回収ＢＯＸ・コンテナ	不燃物処理場、もしくは井戸尻資源回収ステーション等
古紙		直接搬入	回収ＢＯＸ・コンテナ	不燃物処理場、もしくは井戸尻資源回収ステーション等
家電４品目		直接搬入	直接	指定取引場所、不燃物処理場、クリーンセンター
小型家電		直接搬入	回収ＢＯＸ	市役所、不燃物処理場、知立市図書館、回収協力店

資料：「資源とごみの分け方出し方【ガイドブック】（環境課）等」

第2項　収集運搬量

家庭系・事業系の収集運搬量は、表 3－10 に示すとおりです。

表 3－10　家庭系・事業系の収集運搬量（2025(令和７)年度）

（単位：ｔ/年）

		燃やすしかないごみ（可燃ごみ）			不燃物			粗大ごみ		
家庭系ごみ	収集形態	委託	直接搬入	計	委託	直接搬入	計	委託	直接搬入	計
	収集量	10,001	828	10,829	251	25	276	25	804	829
事業系ごみ	収集形態	許可	直接搬入	計				許可	直接搬入	計
	収集量	3,923	1,915	5,838				1	6	7

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）（環境課）

第5節　中間処理

本市では、一般廃棄物の広域処理を推進するため、刈谷市と共同で刈谷知立環境組合クリーンセンターに中間処理施設（焼却施設及び粗大ごみ処理施設）を整備し、処理を行っています。

第1項　施設概要

本市の中間処理は、刈谷知立環境組合の施設で行っており、その概要は、表 3－11 に示すとおりです。特に、粗大ごみ処理施設については稼働開始から 40 年が経過しています。

表 3－11　中間処理施設の概要

施設名称	刈谷知立環境組合クリーンセンター		
所在地	刈谷市半城土町東田 46 番地		
	焼却施設	粗大ごみ処理施設	保管施設 （ストックヤード）
処理方式等	処理方式：ストーカ式（可動） 炉型式：全連続運転	併用	保管
処理能力等	291ｔ/日（３炉）	30ｔ/日	室内面積：270m^2
供用開始	2009(平成 21)年度	1986(昭和 61)年度	2014(平成 26)年度

資料：刈谷知立環境組合



写真：刈谷知立環境組合クリーンセンター

また、本市は保管施設を保有しており、その概要は表 3－12 に示すとおりです。

表 3－12　中間処理施設（保管施設）の概要

施設名称	知立市第一不燃物処理場
所在地	知立市山屋敷町板張地内
施設区分	ストックヤード
施設面積	160m^2(屋外面積)
供用開始	1998(平成 10)年度

資料：一般廃棄物処理事業実態調査等

第2項　中間処理量等

① 中間処理量

過去 10 年間（2016(平成 28)年度～2025(令和７)年度）の各施設の中間処理量は、表 3－13～表 3－15 に示すとおりです。ごみ排出量自体が減少しており、各処理施設の処理量も年々減少傾向を示しています。

表 3－13　焼却施設の処理量

（単位：ｔ/年）

				2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
搬入量	直接焼却	可燃ごみ	収集分	16,528	16,170	15,961	16,030	15,759	15,468	15,367	14,465	14,125	13,924
			直接搬入分	2,511	2,493	2,466	2,676	2,787	2,711	2,818	2,663	2,769	2,743
		計		19,039	18,663	18,427	18,706	18,546	18,179	18,185	17,128	16,894	16,667
	粗大ごみ処理施設	可燃物		750	0	876	873	1,011	971	829	713	671	599
	計			19,689	18,663	19,303	19,579	19,557	19,150	19,014	17,841	17,565	17,266
処理量				19,689	18,663	19,303	19,579	19,557	19,150	19,014	17,841	17,565	17,266
処理後	資源化量	金属類		33	28	35	24	34	－	－	－	－	－
		溶融スラグ		872	134	140	160	100	－	－	－	－	－
		その他（灰・飛灰）		－	－	－	－	－	62	103	293	450	531
		計		905	162	175	184	134	62	103	293	450	531
	焼却残さ量			1,601	1,615	1,502	1,513	1,785	2,319	2,210	1,863	1,724	1,622

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）（環境課）

表 3－14　粗大ごみ処理施設の処理量

（単位：ｔ/年）

			2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
搬入量	不燃物	収集分	179	75	110	109	129	114	106	104	102	0
		直接搬入分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	収集分	21	22	32	24	24	26	26	24	26	26
		直接搬入分	849	891	1,031	1,022	1,192	1,125	969	856	815	810
	計		1,049	988	1,173	1,155	1,345	1,265	1,101	984	943	836
処理量			1,049	988	1,173	1,155	1,345	1,265	1,101	984	943	836
処理後	資源化量	金属類	220	193	205	210	241	209	189	181	172	149
		その他（家電・ﾘｻｲｸﾙ家具・衣装ｹｰｽ）	79	83	92	72	78	85	82	90	96	88
		計	299	276	297	282	319	294	271	271	268	237
	可燃物		750	0	876	873	1,011	971	829	713	671	599
	計		1,049	988	1,173	1,155	1,345	1,265	1,101	984	943	836

注）不燃物(収集分)は、2025年度(令和７年度)からプラスチック類が資源物扱いとなり０となります。資料：一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）（環境課）

表 3－15　資源化施設の処理量

（単位：ｔ/年）

			2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
搬入量	不燃物	収集分	23	84	68	144	155	144	130	122	114	112
		直接搬入分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	収集分	492	478	512	508	560	599	591	574	577	669
		直接搬入分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		515	562	580	652	715	743	721	696	691	781
処理量			516	562	580	652	714	720	697	674	691	781
処理後	資源化量	金属類	0	60	43	121	129	119	104	96	94	88
		ペットボトル	154	149	167	163	181	191	194	182	174	168
		プラスチック製容器包装	338	329	345	345	379	386	372	370	361	403
		プラスチック製品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	40
		硬質プラスチック	－	－	－	－	－	－	－	－	－	58
		その他（乾電池・蛍光管）	10	10	9	9	10	9	10	9	9	8
		計	502	548	564	638	699	705	680	657	638	765
	残さ量		14	14	14	14	14	15	17	17	17	16
	計		516	562	578	652	713	720	697	674	655	781

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）（環境課）

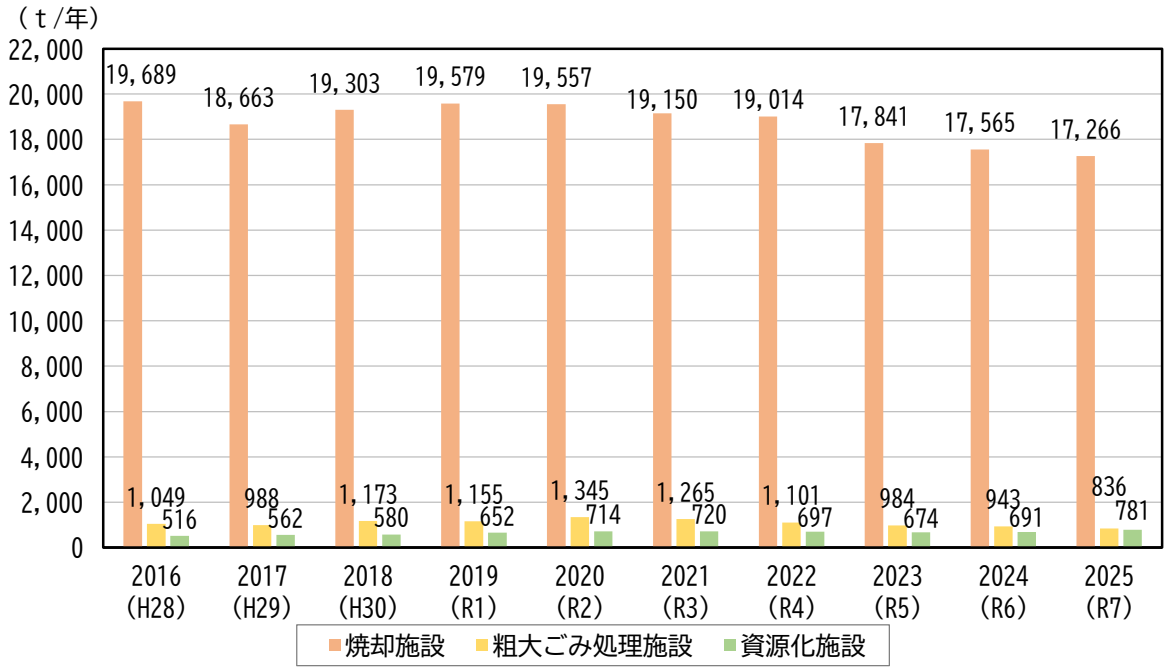


図３－６　中間処理量の推移

② 発電量

焼却施設では、焼却時に発生する余熱を利用して蒸気を作り、施設内の暖房や給湯に活用するとともに、発電を行っています。この蒸気による熱エネルギーは、温水プール施設等にも供給しています。また、余剰電力は刈谷知立みらい電力㈱に売却し、刈谷市、知立市の公共施設へ供給されています。

表３－16　ごみ発電量（組合全体）

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
焼却量	t	63,254	63,024	63,354	63,659	61,691	61,127	60,910	58,316	57,821	57,121
発電量	MWh	27,440.66	28,695.34	28,673.43	29,560.45	29,279.04	29,094.58	27,922	26,893	26,019	27,177
１ｔ当たりの発電量	KWh/t	433.82	455.31	452.59	464.36	474.61	475.97	458.41	461.16	449.99	475.78

資料：刈谷知立環境組合

③ 種類組成

クリーンセンターに搬入された可燃ごみの性状は、表 3－17 に示すとおりです。不燃物系（金属類、ガラス類、陶器・石類）が０もしくは０に近い値を示しています。布類、木・竹・ワラ類は 2024(令和６)年度から 2025(令和７)年度にかけて増加しています。厨芥類、プラスチック類は、2024(令和６)年度から 2025(令和７)年度にかけて減少しています。

表３－17　組成調査

			2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
種類組成（湿ベース）	紙類	%	27.6	26.2	27.8	26.7	29.6
	布類	%	9.5	10.0	8.0	6.4	7.8
	厨芥類	%	18.8	11.4	18.6	22.0	17.8
	木・竹・ワラ類	%	25.5	34.3	27.4	24.6	26.5
	プラスチック類	%	18.6	17.6	17.5	19.4	18.0
	ゴム・皮革類	%	0.0	0.4	0.6	1.0	0.3
	繊維類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属類	%	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
	ガラス類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	陶器・石類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三成分組成	水分	%	44.5	39.0	44.4	44.3	41.1
	灰分	%	4.3	5.0	4.3	4.7	3.8
	可燃分	%	51.2	56.0	51.3	51.0	55.1
単位体積重量		kg/m^3	177	175	170	184	195
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	8,791	9,745	9,306	8,540	9,452
		kcal/kg	2,100	2,328	2,223	2,040	2,258

資料：刈谷知立環境組合

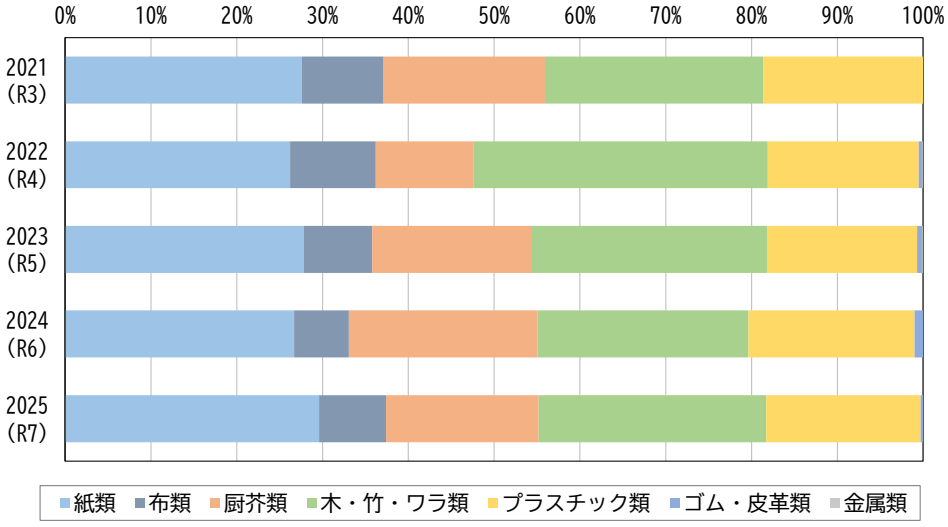


図３－７　種類組成（湿ベース）の推移

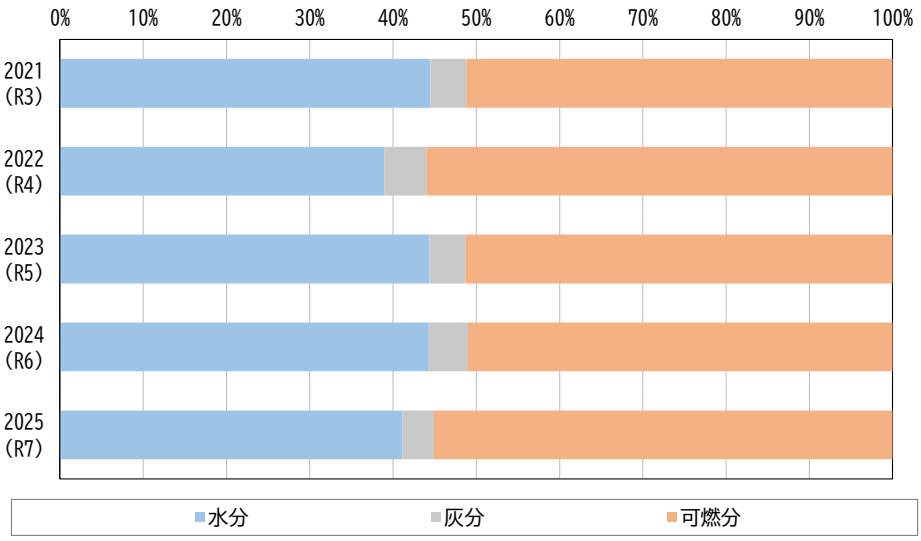


図３－８　三成分の推移

第6節　最終処分

本市では、一般廃棄物の最終処分を行うため、知立市第二不燃物処理場を整備し、不燃物等の埋立処分を行っています。また、刈谷知立環境組合焼却施設で発生した焼却残さ等（焼却灰、飛灰等）は(公財)愛知臨海環境整備センター衣浦港第３号地最終処分場へ搬入し、適正に処分しています。

第1項　施設概要

本市の最終処分場の概要は、表 3－18 に示すとおりです。残余容量は、2026(令和８）年３月時点で 13,800m^3 となっています。

表 3－18　最終処分場の概要

施設名称	知立市第二不燃物処理場
所在地	知立市山屋敷町板張地内
埋立地面積	11,800m^2
施設全体容量	46,553m^3
埋立開始	1987(昭和 62)年度

第2項　最終処分量

最終処分量は、表 3－19 に示すとおりです。減少傾向を示していましたが、2019(令和元)年度から 2021(令和３)年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向を示しています。

表 3－19　最終処分量

（単位：ｔ/年）

		2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
直接最終処分量		296	265	285	311	288	393	343	332	322	331
焼却残さ量		1,601	1,615	1,502	1,513	1,785	2,319	2,210	1,863	1,724	1,622
粗大ごみ処理施設	残さ量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化施設	残さ量	14	14	14	14	14	15	17	17	17	16
計		1,911	1,894	1,801	1,838	2,087	2,727	2,570	2,212	2,063	1,969

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）（環境課）

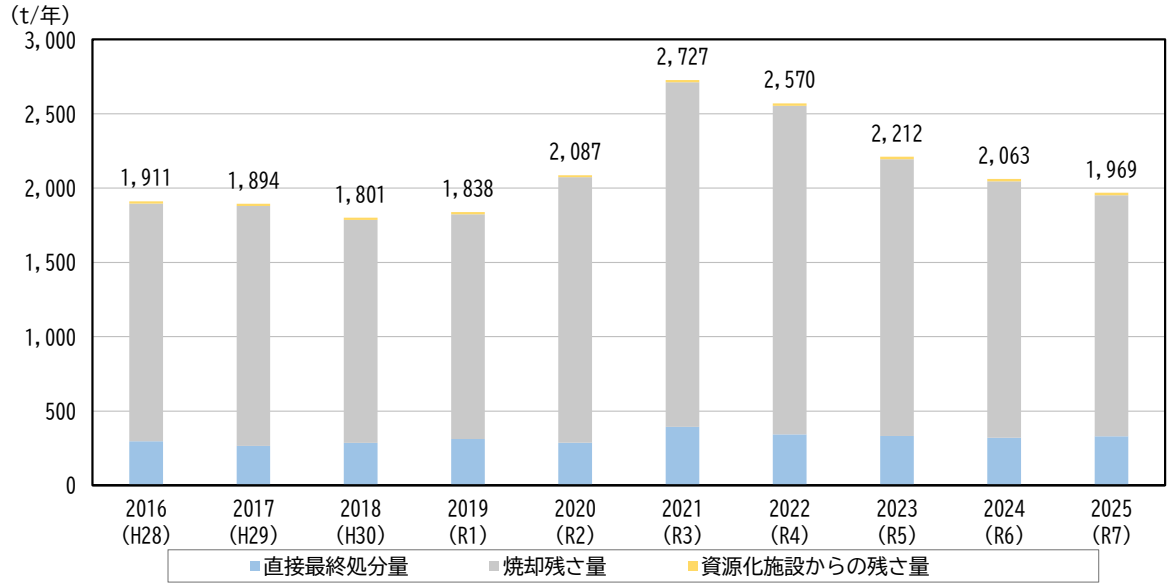


図 3－9　最終処分量の推移

第7節　ごみ処理経費

過去 10 年間のごみ処理経費は、表 3－20 に示すとおりです。建設改良費を除いたごみ処理経費は図 3－10 に示すとおりです。ごみ処理経費（建設改良費除く）は、2019(令和元)年度以降、減少傾向を示していましたが、2024(令和６)年度に増加しています。2024(令和６)年度のごみ１ｔ当たり約 44,000 円、住民１人当たり約 12,000 円となっています。

表 3－20　ごみ処理経費

（単位：千円）

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
人口	71,258	71,654	72,369	72,485	72,281	72,174	72,177	72,228	72,563
ごみ排出量（再生資源回収除く）	21,939.51	21,469.23	21,508.62	21,837.78	21,968.99	21,499.62	21,256.92	20,033.98	19,717.20
建設改良費	0	0	0	227,087	198,835	268,475	240,649	298,276	228,279
組合分担金※	0	0	0	227,087	198,835	268,475	240,649	298,276	228,279
処理及び維持管理費	775,058	921,526	936,217	744,571	651,993	568,571	541,327	510,782	692,320
人件費	31,764	31,080	31,764	33,571	41,707	41,940	41,835	43,258	49,319
一般職	31,764	31,080	31,764	33,571	41,707	41,940	41,835	43,258	49,319
処理費	62,061	94,166	62,061	50,357	21,852	25,981	24,834	30,214	28,311
収集運搬費	56,737	62,216	56,737	45,239	18,528	21,876	17,377	23,841	21,650
最終処分費	5,324	31,950	5,324	5,118	3,324	4,105	7,457	6,373	6,661
車両等購入費	47	1,703	0	1,738	0	0	0	947	0
委託費	294,494	295,386	311,182	311,196	322,159	317,224	319,228	328,275	374,394
収集運搬費	241,858	242,730	241,858	250,274	254,268	252,767	252,912	262,705	306,419
中間処理費	36,369	37,512	39,405	40,519	43,872	45,515	45,983	45,703	46,995
最終処分費	5,086	5,192	5,086	9,705	11,822	7,557	7,422	7,005	7,380
その他	11,181	9,952	24,833	10,698	12,197	11,385	12,911	12,862	13,600
組合分担金	386,692	499,191	531,210	347,709	266,275	183,426	155,430	108,088	240,296
その他	276,942	256,556	274,753	248,725	292,751	285,093	243,776	220,513	165,558
総　計	1,052,000	1,178,082	1,210,970	1,220,383	1,143,579	1,122,139	1,025,752	1,029,571	1,086,157
総　計（建設改良費除く）	1,052,000	1,178,082	1,210,970	993,296	944,744	853,664	785,103	731,295	857,878

注）※組合分担金：複数の自治体が共同で運営する施設（ごみ処理施設など）に対して、各自治体が負担する運営費・建設費の分担金

2025年度(令和７年度)値は、刈谷知立環境組合の公表数値がないため、2016年度(平成28年度)～2024年度(令和６年度)で整理します。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境課）

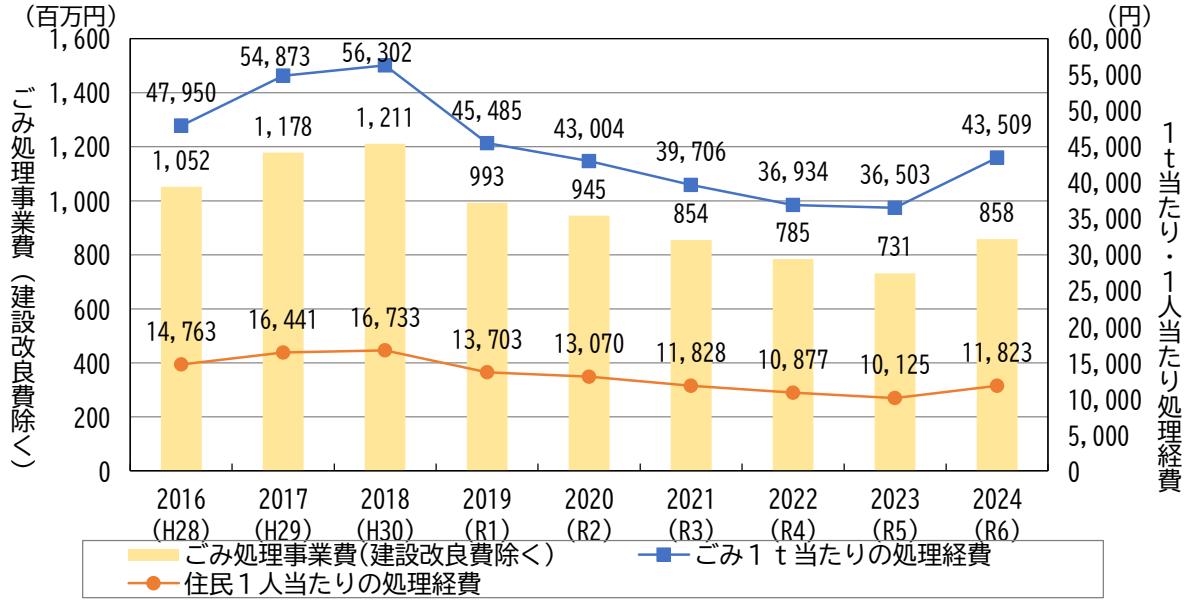


図 3－10　ごみ処理経費の推移

〔算出式〕2024(令和６)年度の場合

住民１人当たりのごみ処理経費：857,878 千円/72,563 人≒12,000 円/人

ごみ１ｔ当たりのごみ処理経費：857,878 千円/19,717.20ｔ≒44,000 円/ｔ

第8節　ごみ処理の評価

第1項　前計画の数値目標の評価

「第３次知立市一般廃棄物処理基本計画（改定版）」（2017（平成 29）年３月、2023（令和５）年３月改定）（以下「前計画」という。）の中で、以下に示す４つの項目の目標を立てています。各々の項目についての評価を以下に示します。

家庭系ごみ	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量を、2026（令和８）年度までに 2015（平成 27）年度の実績に比べて、7.8％以上減量します。⇒ **630ｇ/人･日以下**
事業系ごみ	１日当たりの事業系ごみ排出量を、2026（令和８）年度までに 2015（平成 27）年度の実績に比べて、15.2％以上減量します。⇒ **15.39ｔ/日**
リサイクル率	リサイクル率は、2026（令和８）年度に **16.2％以上**とします。
埋立処分量	埋立処分量を、2026（令和８）年度までに **2,617ｔ/年以下**とします。

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの目標値と実績は図 3－11 に示すとおりです。市民による分別の徹底やリサイクルへの協力等、ごみに対する意識の向上により、家庭系ごみ排出量が減少しています。2025（令和７）年度現在、2026（令和８）年度の目標を達成できている状況です。

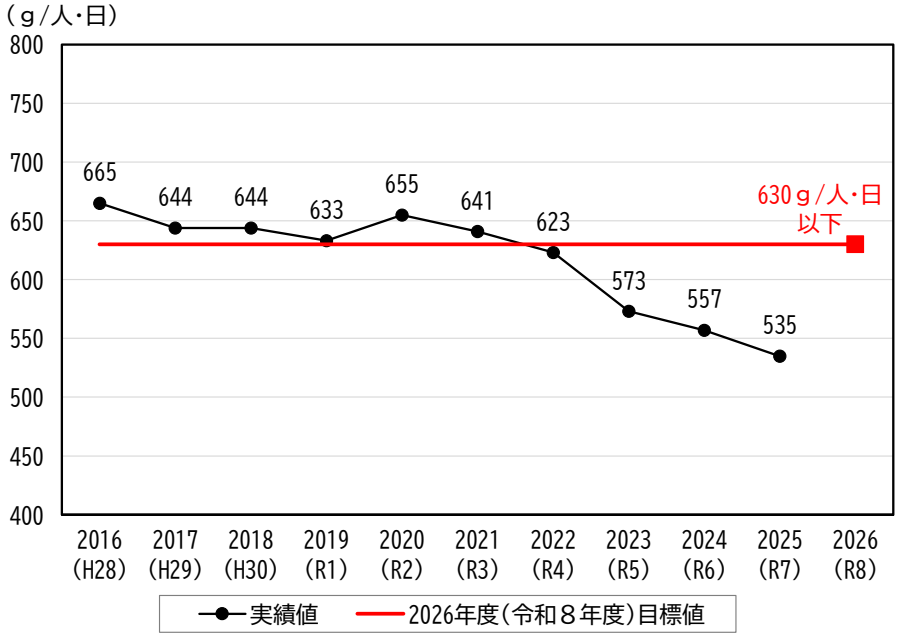


図 3－11　家庭系ごみの目標値と実績

② 事業系ごみ

事業系ごみの目標値と実績は図 3－12 に示すとおりです。事業系ごみ量の減少は、企業のペーパーレス化や業務のデジタル化の進展、環境配慮の高まりによる排出抑制の取組、コロナ禍以降の事業活動の変化等、複数の社会的要因が影響していると考えられます。また近年の増加については、近隣市の処理料金の見直しにより、本市へ流入している可能性も考えられます。目標達成にはあと 0.62ｔ/日以上の削減が必要です。

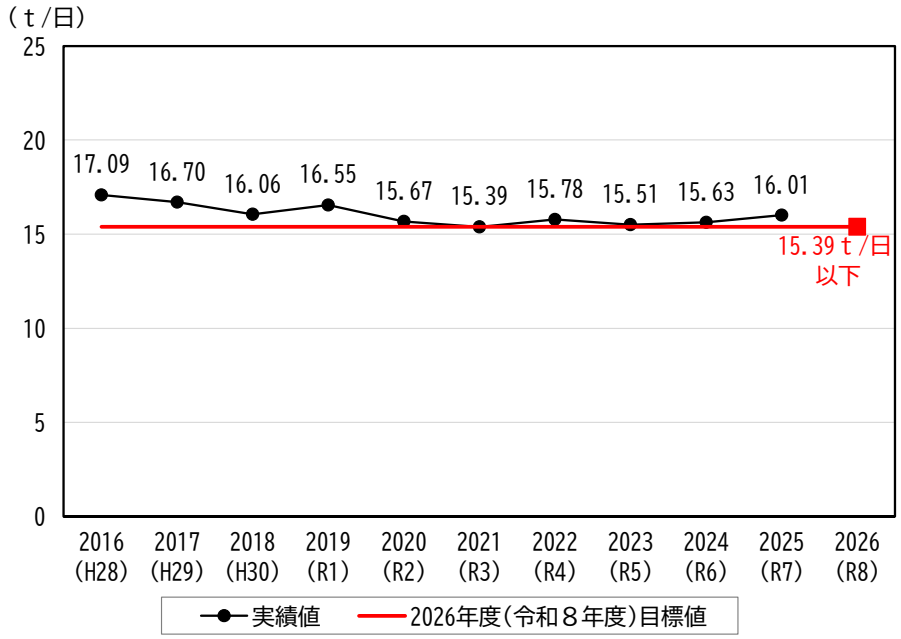


図３－12　事業系ごみの目標値と実績

③ リサイクル率

リサイクル率の目標値と実績は図 3－13 に示すとおりです。一時期減少傾向にありましたが、近年は増加に転じています。近年の増加は、ごみ排出量の減少に加え、灰・飛灰の再資源化が進んだことによるものです。目標達成までに 0.2 ポイント以上の拡大が必要です。

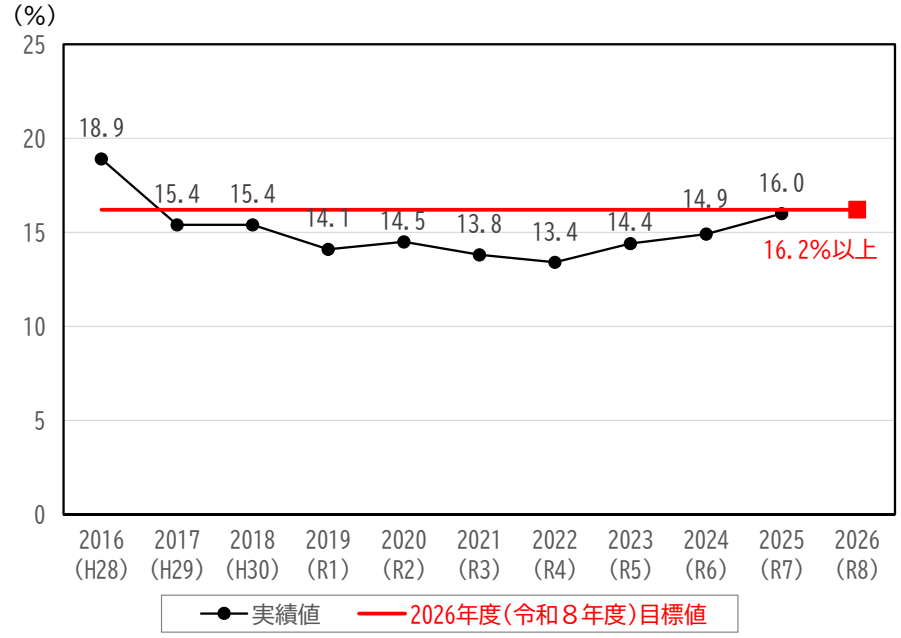


図３－13　リサイクル率の目標値と実績

④ 埋立処分量

埋立処分量の目標値と実績は図３－14 に示すとおりです。2021(令和３)年度の増加は、焼却灰の再資源化が一時停止したことに伴い、埋立処分量が増加したことによるものです。2025(令和７)年度現在、2026(令和８)年度の目標を達成できている状況です。

■クリーンセンター（刈谷知立環境組合）の状況
2020(令和２)年度まで：焼却灰を溶融炉でスラグ化（再資源化）
2021(令和３)年１月：溶融炉停止
それ以降：焼却灰は、最終処分場での処分と民間の施設で再資源化

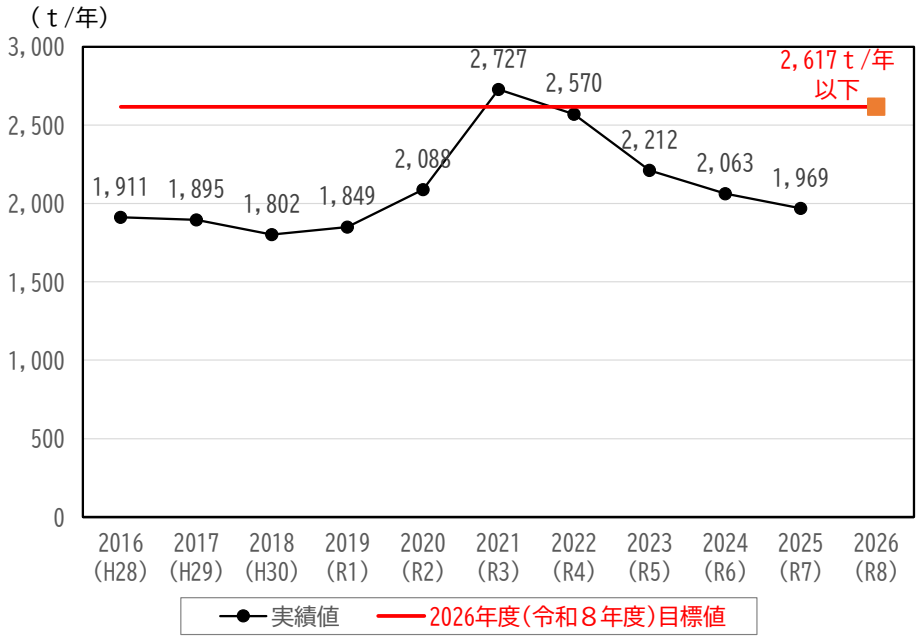


図３－14　埋立処分量の目標値と実績

第2項　前計画施策の進捗状況

本市が実施した施策等について評価を行いました。その結果は、表 3－21(1)～表 3－21(5)に示すとおりです。評価基準は、取組状況等を総合的に勘案したものです。

◎（高評価）：計画どおりに実施され、成果が顕著に確認できた施策。

○（概ね良好）：一定の成果が認められ、概ね計画通りに進捗している施策。今後の継続・拡充が期待される施策。

△（要改善）：実施はされたものの、改善や見直しの検討が求められる施策。

表 3－21(1)　ごみに関する施策の取組状況

施策	評価	取組状況	今後の取組
リデュース(発生抑制)			
ごみにしない生活スタイルの実現			
過剰包装・使い捨て製品自粛の推進	△	2008(平成 20)年 10 月に「知立市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結しました。	広報紙や市ホームページ等を通じて周知啓発を行っていきます。
	(△の理由)近年、具体的な取組が確認できません。		
必要な分だけ消費する行動の推進	○	近年、食品ロス削減の取組と合わせて、市ホームページに「食品ロスの削減について」を掲載しています。	広報紙や市ホームページ等を通じて周知啓発を行っていきます。
ものを大切にする意識の定着促進	△		広報紙や市ホームページ等を通じて周知啓発を行っていきます。
	(△の理由)近年、具体的な取組が確認できません。		
フードドライブ事業の実施	◎	2018(平成 30)年度からフードドライブ事業を実施しています。	フードドライブ事業を実施し、食品ロス削減に向けた実効性のある取組を推進していきます。
生ごみの削減			
生ごみの３きり運動の推進	◎	「ごみだしガイドブック」等に記載し、３きり運動を推進しています。 2025(令和７)年度に燃えるごみ袋の価格改定を行っています（生ごみ排出抑制に寄与しています)。	生ごみの３きり運動の推進を、実施していきます。 （より効果的な行動に繋がる取組を検討していきます。）
ごみの出にくい調理方法の実践	○	食品ロス削減の取組と併せて、市ホームページ「食品ロスの削減について」に食品ロス削減レシピを記載しています。 また、健康増進課において廃棄の少ない調理講習会等を実施しています。	食品ロスの削減と合わせて、取組を推進していきます。

注）評価「◎：計画どおりに進んでいる、○：概ね進んでいる、△：十分とは言えない」とします。

表３－21(2)　ごみに関する施策の取組状況

施策	評価	取組状況	今後の取組
賞味期限等の把握	○	食品ロス削減の取組と併せて、市ホームページ「食品ロスの削減について」等に賞味期限等の適正な理解についても推奨しています。	食品ロスの削減と合わせて、取組を推進していきます。
家庭での生ごみ処理の推進	◎	「知立市生ごみ処理機器購入費補助金交付」を継続するとともに、生ごみ処理の周知啓発を実施しています。段ボールコンポストの講習会を実施しています。	家庭での生ごみ処理を推進するための各種取組を実施するとともに、様々なイベント等で周知啓発を行っていきます。
事業者のリデュース(発生抑制)行動の推進			
事業形態別のリデュース行動の推進	○	「知立市開発等事業に関する手続条例」の手続きにおいて、事業系ごみの取り扱いについて、事業者の自己処理責任の原則を指導しています。	事業者の自己責任により処理を行うなどの指導を行い、適正処理・資源化のルートの情報提供に努め、排出抑制を推進していきます。
リユース(再使用)			
リユース(再使用)の促進			
不要品交換システムの促進	◎	広報紙や市ホームページを通じて「リサイクル情報」を掲載しています。2025(令和７)年度から不用品引取業者との連携を開始しました。	様々な取組の実施により、リユースの促進に努めていきます。
リユースマーケット活用の促進	○	新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止していましたが、現在は再開し、継続的に実施しています。	リユースマーケットについて、より多くの人が興味を持ち参加できるよう、見直しを計画していきます。
リターナブル容器等の利用促進	△	2022(令和４)年９月から市ホームページやライン配信において詰替商品の紹介を行っています。	リユースマーケットと連動して、リターナブル容器を活用したマルシェ等の開催を計画していきます。
	(△の理由)近年、具体的な取組が確認できません。		
環境教育・意識啓発			
環境教育・意識啓発の充実			
環境教育、出前講座の充実	○	市内小学校４年生向けに副読本の作成・配布を行っています。各町内会、集合住宅、学校からの要望に応じてごみの排出、分別等についての出前講座を実施しています。	幅広い世代に向けた出前講座や環境教育の実施、さらに民間企業・学校との連携による環境教育の推進を検討していきます。

注）評価「◎：計画どおりに進んでいる、○：概ね進んでいる、△：十分とは言えない」とします。

表３－21(3)　ごみに関する施策の取組状況

施策	評価	取組状況	今後の取組
外国人への情報提供	○	５か国語のごみ出しカレンダー等を配布しています。2025(令和７)年度には、外国人支援団体やグローバル人材派遣会社等にごみの分別等課題のヒアリング調査を実施しています。	外国人にごみの分別や収集方法を理解し実践してもらうため、出前講座等を通じて情報提供に取り組んでいきます。
７万人クリーンサンデーの活用	○	新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止していましたが、現在は再開し、継続的に実施しています。	７万人クリーンサンデー」を通じて、ごみに対する意識を高める教育・学習の機会を提供していきます。
プロギング事業	○	2022(令和４)年度から 2025(令和７)年度に開催しています。	地域の清掃美化や環境問題に関する意識向上、フィットネスによる健康促進を目的として実施していきます。
家庭系リサイクル(再生利用)			
分別徹底の推進			
再生資源回収の活動促進	○	2025(令和７)年度に再生資源回収団体に対し、再生資源回収の課題、現状や今後の実施等について把握するため、アンケートを実施しています。	広報を通じて、より多くの市民に参加していただけるよう周知･啓発を行うとともに、再生資源回収団体の新規募集についても併せて周知・啓発を実施していきます。また、支援制度の改善・充実にも取り組んでいきます。
古紙・古布資源分別の徹底	◎	2023(令和５)年１月から古紙古布回収事業を開始しており、毎年回収拠点の拡大を図っています。	古布だけでなく、古紙の回収機会の増加についても検討していきます。
知立市ゴミチェッカーの活用	○	2015(平成 27)年 10 月から「知立市ゴミチェッカー」を運営しています。(検索項目：約 800 種類→2026(令和８)年１月に約 1,600 種類に増加) 2026(令和８)年 10 月にごみ分別アプリの導入を予定しています。	ごみ分別アプリの導入により、市民の利便性の向上に繋げるとともにごみの分別の徹底を図り、ごみ減量を推進していきます。
ペットボトルの水平リサイクル	○	2023(令和５)年３月に「ペットボトルの水平リサイクル連携協定」を締結しています。	「ボトル　ｔｏ　ボトル」の水平リサイクルの取組を実施し、持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組んでいきます。

注）評価「◎：計画どおりに進んでいる、○：概ね進んでいる、△：十分とは言えない」とします。

表 3－21(4)　ごみに関する施策の取組状況

施策	評価	取組状況	今後の取組
家電製品の店頭拠点回収等の検討	○	「ごみだしガイドブック」や市ホームページにパソコン等の宅配回収方法を記載しています。	店頭拠点回収の導入に向けた検討を進めるとともに、宅配便回収の推進に取り組んでいきます。
不燃物(燃えないごみ)の分別の再確認	○	不燃物処理場において、不燃物(燃えないごみ)の分別の再確認を実施しています。	適正処理の徹底に取り組んでいきます。
事業系リサイクル(再生利用)			
リサイクル(再生利用)情報提供			
新規店舗への啓発指導	○	「知立市開発等事業に関する手続条例」の手続きにおいて、事業系ごみの取り扱いについて、事業者の自己処理責任の原則を指導しています。	事業者に対して自己処理責任の原則を指導するとともに、リサイクルに関する啓発・指導を行い、自主的なごみの発生抑制及び減量の推進に取り組んでいきます。また、適切なごみ処理が行われるよう、事業者へのごみ減量化指導についても検討を進めていきます。
独自リサイクルの把握連携	○	店頭拠点回収を実施している店舗に回収量等を確認しています。店頭拠点回収への周知啓発を行っています。	情報収集を行い、店頭拠点回収の周知啓発を図っていきます。
収集運搬体制			
効率的な収集運搬体制の確立			
収集体制の確保と適正化の促進	○	適正な収集運搬の実施に向け、適宜、民間業者と協議・調整を行っています。	適正な収集運搬の実施に向け、民間業者との協議・調整を進めていきます。
ステーション整備の促進	◎	分別区分の変更に伴い、適宜対応しています。	分別方法、収集形態、処理方式に変更が生じた場合は、適宜見直しを行っていきます。
集合住宅ごみ収集場所の構造検討	○	近年、集合住宅に「ごみ散乱防止ボックス」の設置を推奨しています。	ボックスの設置構造等を随時見直し、ごみの散乱防止に努めていきます。
小売店舗でのごみ収集事業の検討	○	従来の資源物に加え、2024(令和６)年度から新たに古着の回収を開始しています。	小売店舗の協力を得て、資源物の回収拠点の新設を検討し、資源物排出機会の増加に努めていきます。
集積場管理のあり方	○	必要な場所に適宜、設置しています。	町内会と連携し、ごみ集積所の設置を検討していきます。

注）評価「◎：計画どおりに進んでいる、○：概ね進んでいる、△：十分とは言えない」とします。

表 3－21(5)　ごみに関する施策の取組状況

施策	評価	取組状況	今後の取組
中間処理体制			
中間処理体制の確保と整備			
中間処理体制の確保・維持	○	刈谷知立環境組合及び刈谷市との間で「清掃事業会議」を毎年実施しています。近年では、プラスチック分別の変更に向けて、刈谷知立環境組合と調整を行っています。	今後も関係機関との協議・調整を行い、適正な処理の推進に努めていきます。
最終処分場			
最終処分場の適正な維持管理			
適正な維持管理	○	第二不燃物処理場の埋立ごみ搬入量を把握し、市ホームページに公開しています。	ごみ減量の取組により、衣浦港３号地廃棄物最終処分場及び第二不燃物処理場の延命化を図っていきます。
広域化への対応	○	2018(平成 30)年度に「衣浦東部ごみ処理広域化計画」（愛知県衣浦東部広域行政圏協議会）を策定しています。	次期最終処分場の整備については、近隣市との協議・調整を図っていきます。
監視・指導体制			
不法投棄等の防止対策の推進			
監視・指導体制の強化	◎	不法投棄用監視カメラを近年、毎年数台設置しており、監視・指導体制の強化を図っています。	不法投棄や持ち去りの多い箇所を中心に監視を行い、監視・指導体制の強化を図っていきます。

注）評価「◎：計画どおりに進んでいる、○：概ね進んでいる、△：十分とは言えない」とします。

【評価】

施策の実施状況は、ほとんどの項目で「◎（計画どおりに進んでいる）」、「○（概ね進んでいる）」と評価していますが、△としているリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）については、改善に向け、広報・啓発活動をさらに強化していく必要があります。

表 3－22　評価のまとめ

	総項目数	評　価		
		◎	○	△
リデュース（発生抑制）	9	3	4	2
リユース（再使用）	3	1	1	1
環境教育・意識啓発	4		4	
家庭系リサイクル（再生利用）	6	1	5	
事業系リサイクル（再生利用）	2		2	
収集運搬体制	5	1	4	
中間処理体制	1		1	
最終処分場	2		2	
監視・指導体制	1	1		

第3項　システム指針の評価

廃棄物処理の状況を評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(2007(平成 19)年６月 [2013(平成 25)年４月改訂] 環境省)の考え方に基づき、本市のごみ処理状況について全国の類似団体※との比較を行います。

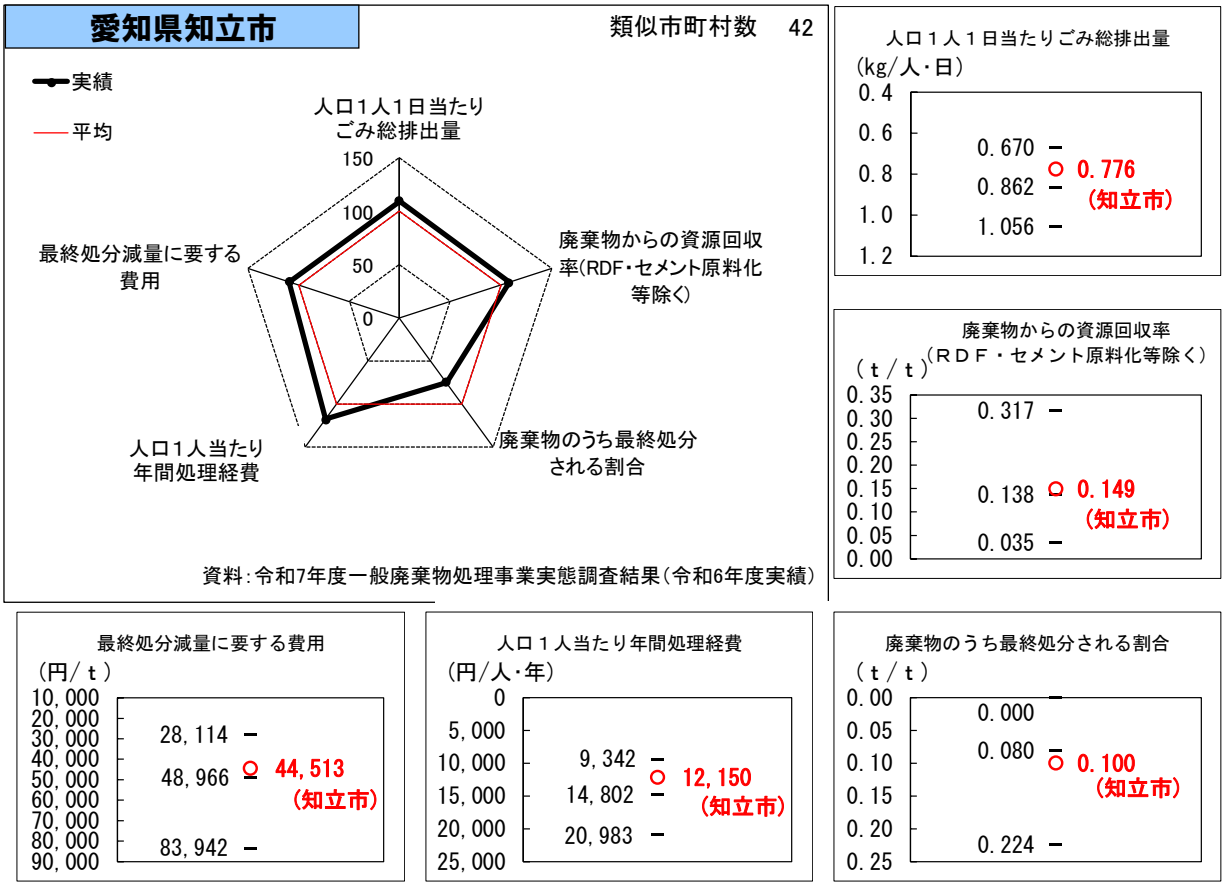
※全国の類似団体：客観的な評価の方法における、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型によるものです。

表 3－23　本市の類型都市概要

都市形態	都市	
人口区分	Ⅱ	５万人以上～10 万人未満
産業構造	２	第２次・第３次産業人口比 95%以上、第３次産業人口比 65%未満

表 3－24　指標の見方

指　標	指標の見方
人口１人１日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなります。
廃棄物からの資源回収率 （ＲＤＦ・セメント原料化等除く）	指数が大きいほど、資源回収率は高くなります。
廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなります。
人口１人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、１人当たりの年間処理経費が少なくなります。
最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなります。



注）図は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省）を用いて作成しています。
　　図の見方として、赤線の五角形（平均）より外側に位置するほど優れた状態にあるといえます。

図３－15　全国類似団体との比較（2024(令和６)年度実績）

標準的な指標	人口1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.862	0.138	0.08	14,802	48,966
最大	1.056	0.317	0.224	20,983	83,942
最小	0.67	0.035	0	9,342	28,114
当該市町村実績	0.776	0.149	0.1	12,150	44,513
指数値	110.0	108.0	75.0	117.9	109.1

〔検証結果〕

「人口１人１日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（ＲＤＦ・セメント原料化等除く）」、「人口１人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用※」は、全国類似団体平均より優れていますが、「廃棄物のうち最終処分される割合」は全国類似団体平均より劣っている状況にあります。

※最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。

【課題】

特に「廃棄物のうち最終処分される割合」が高い状況にあります。ごみ排出量自体は多くないものの、最終処分率を引き下げるためには、燃やすしかないごみ(可燃ごみ)として処理されているものの中にある資源化可能なものを、より効果的に回収・再資源化する仕組みの検討が必要です。また、焼却灰の再資源化割合が類似団体に比べると低い可能性があることも、全体的な最終処分量を押し上げる一因となっています。

今後も、適正な分別の啓発に努めるとともに、資源循環（資源分別の拡大、焼却灰の再資源化拡大)のさらなる推進を図ることで、最終処分量の削減を目指す必要があります。

表 3－25　類似団体の指標

都道府県	市町村名	人口	人口1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF･セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
愛知県	愛知県知立市	72,563	0.776	0.149	0.1	12,150	44,513
愛知県	愛知県碧南市	72,266	0.973	0.13	0.111	17,730	51,912
愛知県	愛知県蒲郡市	77,659	1.012	0.158	0.1	15,041	43,070
愛知県	愛知県犬山市	71,392	0.747	0.181	0.125	14,600	56,196
愛知県	愛知県大府市	93,017	0.739	0.317	0.023	12,281	46,183
愛知県	愛知県知多市	83,195	0.704	0.146	0	11,381	33,408
愛知県	愛知県豊明市	67,935	0.701	0.266	0.027	12,588	50,084
愛知県	愛知県みよし市	61,383	0.861	0.145	0.111	17,682	59,671
山形県	山形県米沢市	73,908	0.874	0.108	0.134	12,551	44,280
茨城県	茨城県常総市	60,738	0.905	0.13	0.058	9,342	28,114
茨城県	茨城県鹿嶋市	65,389	0.914	0.076	0.005	17,788	53,170
群馬県	群馬県館林市	73,719	0.916	0.13	0.118	14,480	46,490
群馬県	群馬県藤岡市	61,760	1.056	0.102	0.046	14,178	36,318
群馬県	群馬県安中市	54,026	0.941	0.095	0.127	13,831	42,568
埼玉県	埼玉県本庄市	76,823	0.973	0.114	0.031	12,553	35,496
埼玉県	埼玉県羽生市	53,729	0.918	0.241	0.03	15,414	45,695
新潟県	新潟県三条市	91,905	1.043	0.138	0.064	12,583	32,823
新潟県	新潟県柏崎市	76,411	0.88	0.193	0.099	15,909	50,808
新潟県	新潟県燕市	76,030	1.007	0.152	0.135	18,818	56,444
石川県	石川県加賀市	61,879	0.999	0.093	0.13	17,253	53,555
福井県	福井県鯖江市	68,295	0.873	0.135	0.099	10,962	36,118
福井県	福井県越前市	80,375	0.826	0.13	0.122	14,200	51,734
福井県	福井県坂井市	88,462	0.774	0.097	0.146	11,260	42,098
岐阜県	岐阜県関市	81,991	0.837	0.08	0.029	16,528	53,119
岐阜県	岐阜県中津川市	72,823	0.895	0.146	0.08	15,943	52,646
岐阜県	岐阜県美濃加茂市	56,914	0.67	0.035	0.016	9,912	40,396
岐阜県	岐阜県土岐市	52,181	0.913	0.125	0.224	9,439	32,427
岐阜県	岐阜県可児市	98,061	0.686	0.075	0.017	10,477	41,916
静岡県	静岡県袋井市	87,902	0.749	0.153	0.07	18,491	70,068
静岡県	静岡県湖西市	57,476	0.938	0.242	0.101	20,983	66,254
三重県	三重県名張市	74,354	0.676	0.068	0.056	20,019	83,942
滋賀県	滋賀県近江八幡市	81,928	0.855	0.146	0.13	12,847	42,928
滋賀県	滋賀県甲賀市	87,965	0.82	0.115	0.098	16,492	58,264
滋賀県	滋賀県野洲市	50,568	0.698	0.102	0.071	17,278	69,218
滋賀県	滋賀県湖南市	53,879	0.712	0.118	0.096	13,085	53,456
兵庫県	兵庫県三木市	72,738	0.969	0.111	0.138	18,274	57,409
兵庫県	兵庫県高砂市	86,578	0.762	0.171	0.056	17,928	64,647
兵庫県	兵庫県たつの市	72,258	0.895	0.17	0.002	18,287	54,301
山口県	山口県下松市	56,630	0.913	0.16	0.076	18,181	50,306
山口県	山口県山陽小野田市	58,416	0.941	0.1	0.011	17,679	48,873
愛媛県	愛媛県四国中央市	81,198	1.019	0.088	0.136	11,743	31,945
大分県	大分県中津市	81,467	0.837	0.178	0.005	13,513	43,700

第4項　国及び県の数値目標の評価

ごみ量等に関する国及び県の目標値を、整理した結果は、表 3－26 に示すとおりです。

ごみ排出量は 2025(令和７)年度において、国・県の目標値を達成しています。１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）についても国・県の目標を達成しています。最終処分量については、国の目標値を達成しています。

１人１日当たりのごみ焼却量については、約 70ｇ/人･日の削減が必要であり、最終処分量の県の目標を達成するためには、約 200ｔの削減が必要です。

表 3－26　国及び県の目標値と知立市の実績値

		循環型社会形成推進基本計画（国の目標①）	廃棄物処理法に基づく基本方針（国の目標②）	愛知県廃棄物処理計画（県の目標）	実績値
目標年度		2030年度（令和12年度）	2030年度（令和12年度）	2026年度（令和８年度）	2025年度（令和７年度）
ごみ排出量	ｔ/年		20,176（令和４年度に対し、約９％削減）	21,481（令和元年度に対し、約６％削減）	20,066
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）	ｇ/人･日		478	480	449
出口側の循環利用率	％		約26	約23	－
１人１日当たりのごみ焼却量	ｇ/人･日	約580	約580		650
最終処分量	ｔ/年		2,441（令和４年度に対し、約５％削減）	1,764（令和元年度に対し、４％削減）	1,969

〔国〕

・「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024(令和６)年８月策定)

・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2025(令和７)年２月 18 日告示）

〔愛知県〕

・「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）(2022(令和４)年度～2026(令和８)年度)」(2022(令和４)年２月策定)



コラム：リサイクル率及び出口側の循環利用率について

① リサイクル率

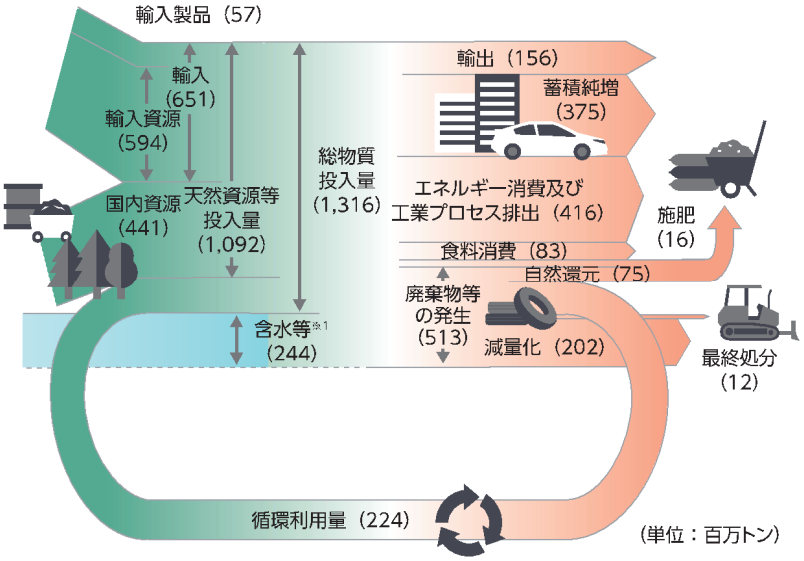
排出された廃棄物の総量のうち、資源として有効利用（リサイクル）された量の割合です。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源＋再生資源回収＋中間処理後の資源物(灰･飛灰再資源化等)}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100$$

② 出口側の循環利用率

この指標は**「社会活動から『ごみ』として出てきたもののうち、どれだけを資源として救い出せたか」というリサイクルの『回収力（成績）』**を表します。

$$\text{出口側の循環利用率} = \frac{\text{循環利用量}}{\text{廃棄物等発生量}} \times 100 = (\text{我が国})\frac{224\text{百万トン}}{513\text{百万トン}} \times 100 = \text{約}44\%$$



注）注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

出典：令和８年版　環境・循環型社会・生物多様性白書

図３－16　我が国における物質フロー（2023(令和５)年度）

■表３－26 算出根拠

ごみ排出量（国の目標②）

22,171（p.22,表３－2_2022(Ｒ４)）－22,171×９％ ＝ 22,171－1,995 ＝ 20,176

ごみ排出量（県の目標）

22,852（p.22,表３－2_2019(Ｒ元)）－22,852×６％ ＝ 22,951－1,371 ＝ 21,481

ごみ排出量（実績値）

20,066（p.22,表３－2_2025(Ｒ７)）

１人１日当たりの家庭系ごみ排出量(資源等除く)（実績値）

(10,828.26+275.77+829.05)（p.22,表３－2_2025(Ｒ７)の可燃ごみ、不燃物、粗大ごみ）×10^6／72,759／365＝ 11,993.08×10^6／72,759／365 ＝ 449

１人１日当たりのごみ焼却量（実績値）

17,266（p.30,表３－13_2025(Ｒ７)）×10^6／72,759／365 ＝ 650

最終処分量（国の目標②）

2,570（p.33,表３－19__2022(Ｒ４)）－2,570×５％ ＝ 2,570－129 ＝ 2,441

最終処分量（県の目標）

1,838（p.33,表３－19_2019(Ｒ元)）－1,838×４％ ＝ 1,838－74 ＝ 1,764

第9節　ごみ処理の課題

① ごみ量関係

本市のごみ排出量は、住民の意識向上や減量施策の効果により、近年減少傾向にあります。これは、収集・運搬・中間処理・最終処分といった廃棄物処理全体にかかる負荷を軽減※するという観点から望ましい状況です。

※廃棄物処理全体の負荷軽減：処理施設の稼働量や処理コストの縮減、焼却施設や最終処分場の延命化等、廃棄物処理に必要な資源・エネルギー・設備への負担が小さくなること。

一方で、ごみの減少に伴い、資源物の排出量も同様に減少しています。資源物の減少自体は、リデュースの推進という観点から一定の効果と捉えられるものの、資源化可能な物が可燃ごみとして排出されている状況も見られます。

このため、今後は資源化可能な物の分別徹底を促進するとともに、資源物の回収効率を高める仕組みづくりを進める必要があります。

・資源物の収集頻度や収集方法の改善（例：回収日を増やす、利便性の高いステーション配置）
・店舗・公共施設等での拠点回収の拡充
・資源物の持ち去り防止対策による回収量の安定化
・市民が分別しやすくなる情報提供やデジタルツールの活用
・事業者との連携による資源物回収ルートの強化

これらを通じて、減量と資源化の双方をバランスよく推進し、持続可能な廃棄物処理体制の構築を図ることが求められます。

② 施設関係

○ 中間処理施設

本市の中間処理については、広域的な効率化を図るため、刈谷知立環境組合により共同で実施しています。中間処理施設の運営にあたっては、本市及び刈谷市が連携し、処理方式や運営方針について足並みを揃えながら取り組むことが求められます。

○ 最終処分場

最終処分については、本市が管理する最終処分場は、近年の一般廃棄物排出量の減少や資源化の進展により、埋立量が当初想定を下回る状況が続いており、埋立期間の延伸が期待され、最終処分場の長寿命化に繋がる可能性があります。

ただし、埋立期間の延伸はあくまで現状の排出量が維持されることを前提としており、今後も引き続き減量化・資源化の取組を推進する必要があります。また、広域的な中間処理体制との整合を図りつつ、最終処分場の適正管理と将来の処分需要を見据えた計画的な運営が求められます。

③ その他

○ 外国人の増加

近年、本市においては就労者を中心に外国人が年々増加しています。人口構成の多様化は地域の活性化に繋がる一方で、生活様式や文化的背景の違いから、一般廃棄物の排出方法に関する理解が十分に浸透していないケースも見受けられます。

こうした背景の中、外国語による情報提供の不足等から、適切なごみ排出ルールを学ぶ機会が限られていることが、円滑なごみ収集等の課題を助長している可能性が想定されます。今後も、多言語化された分かりやすい情報提供の充実、地域との協働による啓発活動の強化等、誰もが理解しやすい廃棄物排出環境の整備を継続していくことが求められます。

○ 高齢者等の対策

高齢者や日常生活において支援を必要とする方にとっては、ごみの分別作業や収集場所までの持ち運びは身体的負担が大きく、適切な排出が困難となる場合があります。また、弱視等の視覚に制約のある方にとっては、分別区分の色分けや文字情報が判別しにくく、誤った排出に繋がる可能性もあります。

さらに、分別基準や排出ルールが複雑化していることも、支援を必要とする方々の負担を増大させています。これらの状況を踏まえると、誰もが無理なく適正排出を行える環境整備が求められます。具体的には、視認性に配慮した案内表示の改善、分別方法の簡素で分かりやすい情報提供、地域による見守りや支援体制の強化等、生活状況に応じたきめ細やかな支援策の検討が必要です。

第4章　基本目標の実現に向けた基本方針等

第1節　基本目標及び基本方針

本市のごみ処理を取り巻く状況は、人口動態の変化、生活様式の多様化、資源循環に関する制度改正等、さまざまな要因により大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、持続可能な循環型都市の実現に向けて、市民・事業者・行政が協働し、ごみの発生抑制、再資源化及び適正処理を総合的に推進することが求められています。

このため、本計画では、食品ロス削減、資源循環の推進、適正処理体制の確保等、本市が重点的に取り組むべき方向性を以下に示し、計画的かつ着実に取組を進めることを目指します。

【基本目標】持続可能で環境と調和した循環型都市「知立」の実現

市民・事業者・行政が連携し、廃棄物の減量化と資源循環を推進するとともに、環境負荷の低減や脱炭素化に寄与する取組を進め、持続可能で環境と調和した循環型都市「知立」の実現を目指します。

基本方針 1：食品ロス削減と資源循環の推進

燃やすしかないごみ（可燃ごみ）や不燃物に混入している資源物の分別徹底を図り、資源化のさらなる拡大に向けて、資源循環を推進します。

近年、「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」の施行により、食品ロス及びプラスチックごみの削減が持続可能な社会づくりにおける重要な課題となっています。

このため、分別排出の徹底、資源物回収の支援、食品ロス削減の推進等を通じて、ごみの排出抑制及び資源化の一層の推進を図っていきます。

基本方針 2：さらなる3Rの推進

環境負荷の少ない資源循環型社会の実現に向けて、まずは物を大切に使い、資源の消費やごみの発生を抑える（Reduce：リデュース）ことを最優先に取り組みます。併せて、物を繰り返し使う（Reuse：リユース）、ごみを再び資源として製品にする（Recycle：リサイクル）取組を引き続き推進し、さらなるごみの排出抑制及び資源化を図っていきます。

基本方針3：適正なごみ処理体制の構築

本市のごみ処理は刈谷知立環境組合により実施されていることから、組合との連携のもと、

安定的かつ適正な処理体制の維持・強化を図っていきます。処理施設の更新・整備や処理工程の高度化に向けて、刈谷市・組合と協力しながら取り組んでいきます。また、効率的で安定した処理体制が継続して確保されるよう、組合との連携・協力を進め、適正なごみ処理の確保に努めていきます。

第2節　数値目標

本計画の目標値は、表 4－1 に示すとおりとします。

① １人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）

本計画における家庭系ごみ排出量の指標については、従来用いてきた「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量」から、国や県の目標でもある資源物を除いた「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物除く)」を用いることとします。

現状の家庭系ごみ排出量は 449ｇ/人･日ですが､排出抑制の取組を一層推進するため、計画期間内に 395ｇ/人･日以下まで削減することを目標とします。

■１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）を目標にした理由

これまで本市では、家庭から排出されるごみ全体（資源等を含む）を対象とした指標「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量」を用いてきました。しかし、国や県では、家庭系ごみの削減状況を適切に評価するため、資源物を除いた家庭系ごみ排出量を指標として設定しています。

本市においても、国や県の考え方に準じ、家庭系ごみの削減状況をより適切に把握するための指標として「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く)」を用いることとしました。

② 事業系ごみ

事業系ごみについては、現状の 16.0ｔ/日を、計画期間内に 14.0ｔ/日以下へと削減することを目標とします。この目標値は、事業者による排出抑制や再資源化の取組を促進し、適正処理の推進を図る観点から設定したものです。

③ １人１日当たりのごみ焼却量

今回新たに国の目標でもある「１人１日当たりのごみ焼却量」の目標を設定します。

現状は 650ｇ/人･日ですが、国が示す目標値約 580ｇ/人･日を踏まえつつ、より高い水準を目指すため、本市では 570ｇ/人･日以下を目標値として設定します。

④ 最終処分量

最終処分量については、現状の 1,969ｔ/年を、計画期間内に 1,500ｔ/年以下まで削減することを目標とします。この目標値は、現状の課題を踏まえつつ、一定の削減効果が見込める水準として設定したものです。

表４－１　目標項目及び目標値

	実績値	目標値	備　考 （国や県の目標）
	2025年度 （令和７年度）	2036年度 （令和18年度）	
【新】１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）	449ｇ/人･日	395ｇ/人･日以下	国の目標：2030年度(令和12年度)に478ｇ/人･日 県の目標：2026年度(令和８年度)に480ｇ/人･日
事業系ごみ	16.0ｔ/日	14.0ｔ/日以下	
【新】１人１日当たりのごみ焼却量	650ｇ/人･日	570ｇ/人･日以下	国の目標：2030年度(令和12年度)に約580ｇ/人･日
最終処分量	1,969ｔ/年	1,500ｔ/年以下	

リサイクル率について

リサイクル率は、市民の排出行動（市管轄外の民間古紙回収ステーション等への排出等）や事業者の取組（容器包装の簡素化等）といった内部的要因に加え、資源の市場需要（デジタル化に伴う古紙減少等）や再生事業者の受入状況（受入の制限等）等、自治体の関与が及びにくい外部要因によって大きく左右される指標です。特に古紙や金属類等は、市の収集ルートを通らず直接リサイクル業者へ持ち込まれるケースも多く、その実態を網羅的に把握することは困難です。

以上の理由から、本計画ではリサイクル率を自治体の努力のみで制御可能な数値目標としては設定せず、あくまで社会全体の廃棄物処理状況を俯瞰するための参考指標として位置づけます（表４－２参照）。

表４－２　リサイクル率の参考指標

	実績値	参考指標
	2025年度 （令和７年度）	2036年度 （令和18年度）
リサイクル率	16.0%	20%以上

注）分別意識や資源化の取組状況を把握する上で、有用な指標であるため、実績をモニタリングし、資源化や意識向上への取組に繋げます。

第5章　ごみの排出量の見込み

第1節　将来人口

本市の将来人口は、「第７次知立市総合計画」（図５－１参照）の将来人口を踏襲するものとします。

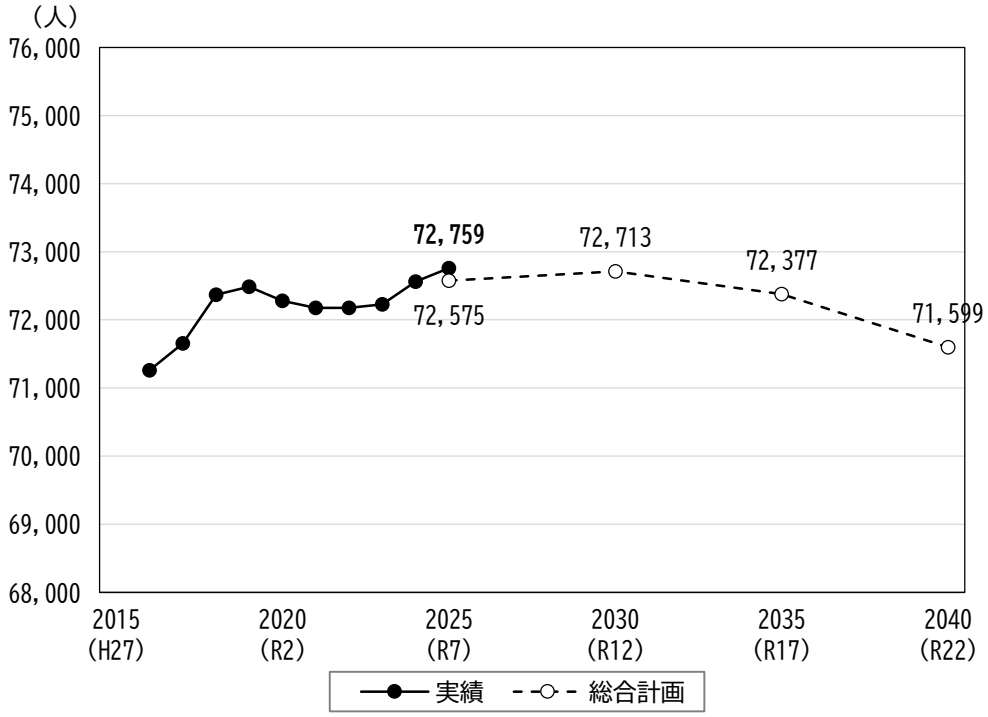


図５－１　将来人口

第2節　ごみの排出量の見込み（現状施策継続の場合）

ここでは新たにごみ減量に向けた取組を行わず、現状の施策を継続した場合のごみ量を予測します。

推計方法は、家庭系ごみ（資源含む）は、ごみ種別ごとの１人１日当たりのごみ排出量に、将来人口を乗じて算出します。ごみ種別ごとの１人１日当たりのごみ排出量は、基本的に過去 10 年間の実績を用いて時系列分析を行っています。事業系ごみは人口に影響することは考え難く、１日当たりのごみ量を基に時系列分析を行っています。

ごみ排出量の見込みは、図５－２に示すとおりです。2036(令和 18)年度に 18,816ｔ/年となり、2025(令和７)年度実績 20,066ｔ/年に対し、1,250ｔ/年、6.2%の減少となります。

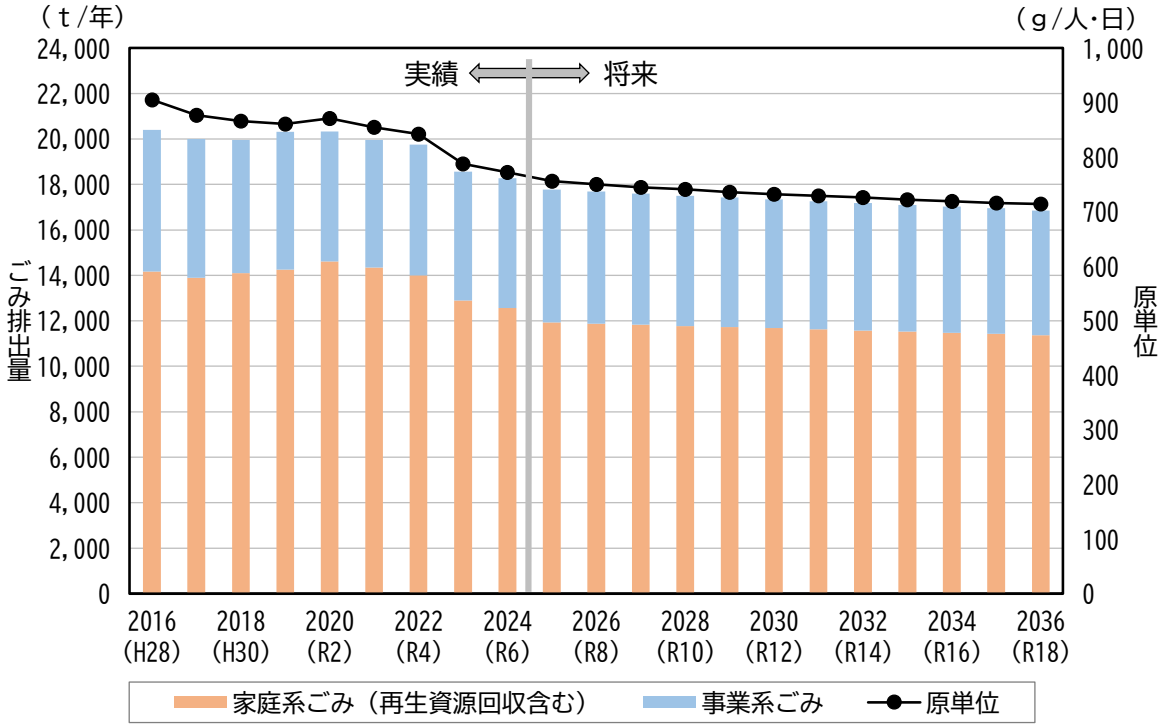


図５－２　ごみ排出量の見込み（現状施策継続の場合）

表５－１　ごみ排出量の見込み（現状施策継続の場合）

						実績	見　通　し	
						2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
人　口					人	72,759	72,646	72,221
家庭系ごみ	可燃ごみ			原単位	g/人･日	407.7	399.2	393.4
				分別収集	t/年	10,828.26	10,585	10,370
	不燃物			原単位	g/人･日	10.4	9.7	9.3
				分別収集	t/年	275.77	257	245
	資源物	びん類		原単位	g/人･日	10.3	9.5	8.9
				計	t/年	272.83	252	235
			生きびん	分別収集	t/年	6.05	6	5
			カレット	分別収集	t/年	266.78	246	230
		ペットボトル		原単位	g/人･日	6.3	7.5	8.3
				分別収集	t/年	167.64	199	219
		空き缶類		原単位	g/人･日	3.3	3.3	3.3
				計	t/年	88.65	88	87
			スチール	分別収集	t/年	35.17	35	35
			アルミ	分別収集	t/年	48.94	48	48
			金属類	再生資源回収	t/年	4.54	5	4
		紙布類	新聞紙	原単位	g/人･日	14.4	9.0	6.6
				計	t/年	381.20	239	174
				分別収集	t/年	51.37	32	23
				再生資源回収	t/年	329.83	207	151
			雑がみ	原単位	g/人･日	9.4	6.4	4.8
				計	t/年	249.20	170	127
				分別収集	t/年	87.60	60	45
				再生資源回収	t/年	161.60	110	82
			ダンボール	原単位	g/人･日	9.8	8.0	7.0
				計	t/年	261.09	212	185
				分別収集	t/年	81.75	66	58
				再生資源回収	t/年	179.34	146	127
			牛乳パック	原単位	g/人･日	0.32	0.26	0.22
				計	t/年	8.52	7	6
				分別収集	t/年	2.24	2	2
				再生資源回収	t/年	6.28	5	4
			布類	原単位	g/人･日	3.4	3.4	3.4
				計	t/年	90.37	90	90
				分別収集	t/年	87.29	87	87
				再生資源回収	t/年	3.08	3	3
		プラスチック製容器包装ごみ		原単位	g/人･日	15.2	16.4	17.3
				分別収集	t/年	402.91	435	456
		プラスチック製品		原単位	g/人･日	1.5	1.5	1.5
				分別収集	t/年	39.86	40	40
		硬質プラスチック		原単位	g/人･日	2.2	2.2	2.2
				分別収集	t/年	58.31	58	58
		その他		原単位	g/人･日	10.1	10.3	10.5
				分別収集	t/年	267.22	273	277
	粗大ごみ			原単位	g/人･日	31.2	29.5	28.4
				分別収集	t/年	829.05	782	749
	計　（家庭系ごみ）				t/年	14,220.88	13,687	13,318
				原単位	g/人･日	535	516	505
	計　（資源物除く）				t/年	11,933.08	11,624	11,364
				原単位	g/人･日	449	438	431
事業系ごみ	可燃ごみ			日量	t/日	16.00	15.43	15.04
					t/年	5,838.30	5,632	5,490
	粗大ごみ			日量	t/日	0.019	0.021	0.023
					t/年	7.04	8	8
	計　（事業系ごみ）				t/年	5,845.34	5,640	5,498
総　計					t/年	20,066.22	19,327	18,816
				原単位	g/人･日	756	729	714

第3節　ごみの排出量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

「第 2 節　ごみの排出量の見込み（現状施策継続の場合）」から、「第 6 章　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項」の排出抑制や資源化拡大を行った場合のごみ排出量を、最終的なごみ排出量の見込みとして、以下に示します。

ごみ排出量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）は、表 5－2 に示すとおりで、2036(令和 18)年度に 17,862ｔ/年となり、2025(令和７)年度実績 20,066ｔ/年に対し、2,204ｔ/年、11.0%の減少となります。

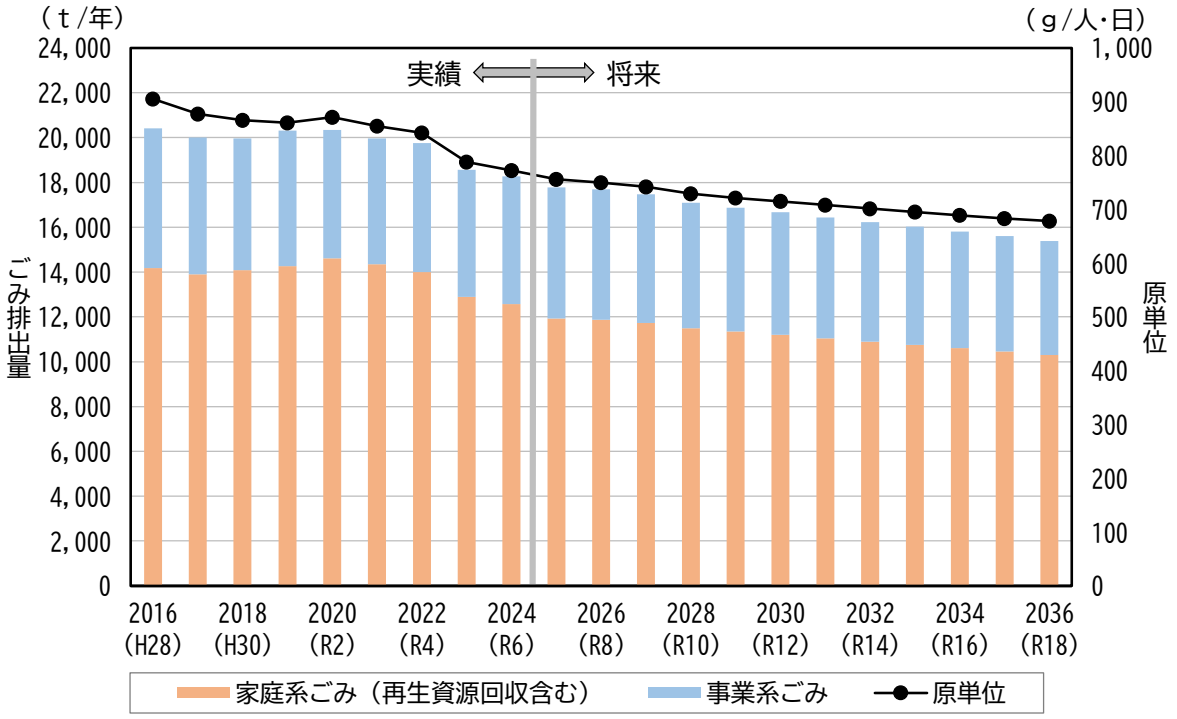


図 5－3　ごみ排出量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

表５－２　ごみ排出量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

					実績	見通し	
					2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
人口				人	72,759	72,646	72,221
家庭系ごみ	可燃ごみ	（現状施策継続）	原単位	g/人・日	407.7	399.2	393.4
			食品ロス削減	g/人・日	0.0	-8.9	-17.8
			雑がみ分	g/人・日	0.0	-2.2	-4.4
			ダンボール分	g/人・日	0.0	-2.3	-4.6
			布類分	g/人・日	0.0	-3.0	-5.9
			プラ製容器包装分	g/人・日	0.0	-1.4	-2.7
			プラスチック製品分	g/人・日	0.0	-0.2	-0.3
			硬質プラスチック分	g/人・日	0.0	-1.0	-1.9
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	407.7	380.2	355.8
			分別収集	t/年	10,828.26	10,081	9,379
	不燃物		原単位	g/人・日	10.4	9.7	9.3
			分別収集	t/年	275.77	257	245
	資源物 紙布類	びん類	原単位	g/人・日	10.3	9.5	8.9
			計	t/年	272.83	252	235
		生きびん	分別収集	t/年	6.05	6	5
		カレット	分別収集	t/年	266.78	246	230
		ペットボトル	原単位	g/人・日	6.3	7.5	8.3
			分別収集	t/年	167.64	199	219
		空き缶類	原単位	g/人・日	3.3	3.3	3.3
			計	t/年	88.65	88	87
		スチール	分別収集	t/年	35.17	35	35
		アルミ	分別収集	t/年	48.94	48	48
		金属類	再生資源回収	t/年	4.54	5	4
		新聞紙 （現状施策継続）	原単位	g/人・日	14.4	9.0	6.6
			計	t/年	381.20	239	174
			分別収集	t/年	51.37	32	23
			再生資源回収	t/年	329.83	207	151
		雑がみ （現状施策継続）	原単位	g/人・日	9.4	6.4	4.8
			資源化拡大	g/人・日	0.0	2.2	4.4
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	9.4	8.6	9.2
			計	t/年	249.20	228	243
			分別収集	t/年	87.60	118	161
			再生資源回収	t/年	161.60	110	82
		ダンボール （現状施策継続）	原単位	g/人・日	9.8	8.0	7.0
			資源化拡大	g/人・日	0.0	2.3	4.6
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	9.8	10.3	11.6
			計	t/年	261.09	273	306
			分別収集	t/年	81.75	127	179
			再生資源回収	t/年	179.34	146	127
		牛乳パック	原単位	g/人・日	0.32	0.26	0.22
			計	t/年	8.52	7	6
			分別収集	t/年	2.24	2	2
			再生資源回収	t/年	6.28	5	4
		布類 （現状施策継続）	原単位	g/人・日	3.4	3.4	3.4
			資源化拡大	g/人・日	0.0	3.0	5.9
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	3.4	6.4	9.3
			計	t/年	90.37	170	245
			分別収集	t/年	87.29	167	242
			再生資源回収	t/年	3.08	3	3
		ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装ごみ （現状施策継続）	原単位	g/人・日	15.2	16.4	17.3
			資源化拡大	g/人・日	0.0	1.4	2.7
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	15.2	17.8	20.0
			分別収集	t/年	402.91	472	527
		プラスチック製品 （現状施策継続）	原単位	g/人・日	1.5	1.5	1.5
			資源化拡大	g/人・日	0.00	0.2	0.3
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	1.5	1.7	1.8
			分別収集	t/年	39.86	45	47
		硬質プラスチック （現状施策継続）	原単位	g/人・日	2.2	2.2	2.2
			資源化拡大	g/人・日	0.0	1.0	1.9
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	2.2	3.2	4.1
			分別収集	t/年	58.31	85	108
		その他	原単位	g/人・日	10.1	10.3	10.5
			分別収集	t/年	267.22	273	277
	粗大ごみ	（現状施策継続）	原単位	g/人・日	31.2	29.5	28.4
			リユースの推進	g/人・日	0.00	-3.0	-2.8
		（抑制方策実施）	計	g/人・日	31.2	26.5	25.6
			分別収集	t/年	829.05	703	675
	計	（家庭系ごみ）		t/年	14,220.88	13,372	12,773
			原単位	g/人・日	535	504	485
	計	（資源物除く）		t/年	11,933.08	11,041	10,299
			原単位	g/人・日	449	416	391
事業系ごみ	可燃ごみ	（現状施策継続）	日量	t/日	16.00	15.43	15.04
			排出抑制	t/日	0.00	-0.21	-0.21
			食品ロス削減	t/日	0.00	-0.46	-0.91
		（抑制方策実施）	計	t/日	16.00	14.76	13.92
				t/年	5,838.30	5,387	5,081
	粗大ごみ		日量	t/日	0.019	0.021	0.023
				t/年	7.04	8	8
	計	（事業系ごみ）		t/年	5,845.34	5,395	5,089
総計				t/年	20,066.22	18,767	17,862
			原単位	g/人・日	756	708	678

第4節　CO_2削減効果

本市では、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、各種施策の効果を定量的に評価します。具体的には、プラスチック資源の適正な分別を徹底することで、燃やすしかないごみ（可燃ごみ）として焼却されるプラスチック量を削減し、その結果として排出されるCO_2の抑制を図ります（表5－3参照）。

この取組により、2031(令和13)年度には191ｔ-CO_2/年、2036(令和18)年度には356ｔ-CO_2/年のCO_2削減を見込んでおり、段階的な効果の拡大を目指します。今後も、排出抑制や資源循環の推進を通じ、さらなる環境負荷の低減を推進します。

表5－3　CO_2削減量の見通し

		排出係数	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の資源化拡大量	ｔ/年		37	71
プラ由来CO_2※排出量	ｔ-CO_2/年	2.76ｔ-CO_2/ｔ（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類(一般廃棄物)）	102	196
プラスチック製品の資源化拡大量	ｔ/年		5	8
プラ由来CO_2排出量	ｔ-CO_2/年	2.76ｔ-CO_2/ｔ（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類(一般廃棄物)）	14	22
硬質プラスチックの資源化拡大量	ｔ/年		27	50
プラ由来CO_2排出量	ｔ-CO_2/年	2.76ｔ-CO_2/ｔ（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類(一般廃棄物)）	75	138
計	ｔ-CO_2/年		191	356

注）プラ由来CO_2：プラスチックを燃やしたことで発生するCO_2
排出係数は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.1」（令和８年３月　環境省・経済産業省）による。

2036(令和18)年度の資源化(拡大)量

プラスチック製容器包装：2.7ｇ/人･日×72,221人×365＝71ｔ/年
プラスチック製品　　：0.3ｇ/人･日×72,221人×365＝８ｔ/年
硬質プラスチック　　：1.9ｇ/人･日×72,221人×365＝50ｔ/年



コラム：356ｔ-CO_2/年ってどれくらい？（杉の木の吸収量に例える）

杉の木1本が1年間に吸収するCO_2は約14kgとされています。
つまり、356t-CO_2/年を吸収するには、約25,000本もの杉の木が1年間かけて吸収する量に相当します。25,000本といえば、広い森一面に広がるほどの本数です。（1ha当たり3,000本前後とすると8.3haです。）

私たちが削減しようとしている356t-CO_2/年は、森が一年かけて吸収する膨大な量と同じ重さを持っています。

第6章　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

第1節　市民・事業者・行政の取組

ごみ排出抑制及び資源化の推進に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働して循環型社会の形成を図るための取組を示します。



図 6－1　ごみ排出抑制・資源化等の取組

第1項　市民の取組

市民一人ひとりが、ごみの発生抑制及び資源化の主体であることを認識し、日常生活における行動を見直すことが重要です。

具体的には、食品ロスの削減、過剰包装の回避（無駄のない購買行動の実践、簡易包装の推進等）、マイバッグ・マイボトルの利用等、発生抑制の実践を推進します。また、分別ルールの遵守や適正排出を徹底し、地域のリサイクル活動等への参加を通じて、資源の有効利用とごみの排出抑制を進め、地域全体での環境負荷低減に寄与します。

無駄のない購買行動の実践　拡充

私たちの家庭から出るごみを減らすために、**必要なものを必要な分だけ買う「ムダのない買い物」**を広げていきます。

○ **使わないものは受け取らない・買わない**
○ **必要な量だけ買う**
○ **買い過ぎを防ぐために、買い物前に家の在庫を確認する**

生ごみ・食品ロス削減の推進　重点

家庭から出る生ごみや、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を減らすため、日常生活の中でできる行動を広げていきます。

○ **食材は「必要な分だけ買う・作る・使い切る」**

食材や食品は**使い切る・食べ切る**ことを基本とし、家にある食材の**在庫や賞味期限を確認**し、必要な分だけ購入するなど、計画的に食材を使い切ります。

○ **生ごみ「３きり運動」を続ける**

生ごみを減らすため、次の「３つのきり」を継続して行います。

・**使いきり**：買った食材を無駄なく使い切る
・**食べきり**：食べ残しをしない
・**水きり**：生ごみを捨てる前に、水分をしっかり切る

○ **生ごみ処理機器を活用する**

生ごみ処理機器を活用し、家庭内での自己処理に取り組みます。

○ **フードドライブに協力する**

フードドライブ活動に協力し、家庭での食品ロス削減に繋げます。

繰り返し使える商品の使用の推進、使い捨て商品の使用自粛　継続

マイバッグの持参が広がってきた今、日常生活の中で**使い捨て商品を減らし、繰り返し使える商品を選ぶこと**で、ごみを減らしていきます。

○ **簡易包装や詰め替え商品の利用を進める**

使い捨て商品の購入を控え、詰め替え用の商品等を積極的に選びます。

○ **割り箸・プラスチックスプーン等の受け取りを控える**

使い捨てカトラリーを必要以上に受け取らないようにします。

○ **マイボトルを持ち歩く**

マイボトルを持参し、ペットボトル等の使い捨て容器の使用を減らします。

注）継続　継続して取り組む事業　　拡充　これまでの取組を拡大・充実して取り組む事業
　　新規　新たに取り組む事業　　重点　継続・新規・拡充の中でも重点的に取り組む事業

分別排出の徹底 重点

資源を有効に活用し、ごみ処理の安全を守るため、ごみや資源を正しく分別して排出します。

○ 分別ルールを守り、適切に排出する

ごみ・資源の分別ルールを正しく理解し、**異物が混ざらないよう**決められた方法で分別、排出します。

○ リチウムイオン電池等は絶対に混ぜない

小型充電式電池の燃やすしかないごみ（可燃ごみ）等への混入は火災事故の原因になるため、**適切な回収ルート**を利用し、安全な排出に努めます。

再生資源回収への積極的な参加 継続

地域全体で資源を循環させていくため、再生資源回収や古布・古紙の拠点回収への参加を広げていきます。資源回収量の向上や地域活動の活性化にも繋げていきます。

○ 再生資源回収に協力し、ルールを守って出す

○ 古布・古紙の拠点回収を活用する

公共施設や民間店舗に設置されている**古布・古紙の回収拠点**を積極的に利用します。

小型家電等の店頭回収や宅配便回収活用の推進 拡充

家庭で使わなくなった小型家電に含まれる、金属やレアメタル等の貴重な資源を適切に回収し、資源として循環させます。

○ 小型家電は「適切な方法」で排出する

携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、電動工具等の**使用済み小型家電**を適切な回収ルートで排出し、資源循環とともに誤った排出による**火災事故を防止します**。

○ 店頭回収を積極的に利用する

○ 宅配便回収サービスを活用する

製品の長期利用とリペア（修理・補修）の推進 継続

日常生活の中で、ものを大切に扱い、壊れたらすぐに捨てるのではなく、修理や補修を行う取組を広げていきます。

○ 製品を大切に使い、長く使い続ける

家電、家具、衣類等、日常で使う製品は**丁寧に扱い、できるだけ長く使う**ことを心がけ、資源の節約やごみの減量に繋げます。

○ 壊れたら「すぐ買い替え」ではなく、修理・補修を検討する

修理や補修することで、まだ使える製品を無駄にせず、廃棄物の発生を抑えます。

○ メンテナンスで製品の寿命を延ばす

掃除やオイル差し、フィルター交換等、製品ごとの**適切なメンテナンス**を行うことで、故障を防ぎ、長く使える状態を保ちます。

リユース（再使用）活動の推進 拡充

まだ使えるものを捨てずに、必要とする人へ繋ぐ「リユース（再使用）」により、ごみの減量や資源の有効活用を広げていきます。

○ まだ使えるものはリユースへ

家庭で不要になった物でも、まだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクルショップ等を利用することで**捨てずに活用します。**

○ 市と連携したリユースサービスを活用する

市が連携協定を結んでいる**「おいくら」や「ジモティー」**を利用して、不要品を必要

な人と取引します。

第2項　事業者の取組

事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制及び適正処理に責任を有しており、環境負荷の低減に向けた自主的な取組が求められます。

具体的には、食品ロス削減のための販売方法の工夫、リユース・リサイクルの推進、廃棄物の分別徹底、再生可能資源の利用拡大等を進めていきます。また、従業員への環境教育や、地域の環境活動への協力を通じて、持続可能な事業運営を図っていきます。

廃棄物の適正排出〔対象：全事業者〕　新規

事業者は、事業活動から出る廃棄物を正しく分別し、適切な方法で排出することで、環境負荷の低減と安全な処理、地域全体のごみ処理の効率化や資源循環の促進に努めます。

○ 分別ルールを守り、適切に排出する

事業活動で発生する廃棄物を、種類ごとに正しく分別し、決められた方法で排出します。

○ ごみの減量と資源化に積極的に取り組む

過剰な廃棄物が出ないよう、事業活動の見直しや改善に努め、再使用（リユース）や再資源化（リサイクル）が可能なものは積極的に活用し、循環型社会の実現に貢献します。

○ 危険物・有害物は安全に取り扱う

リチウムイオン電池、薬品、廃油等、火災や環境汚染の原因となる廃棄物は、専門の回収ルートを利用し、他のごみに混入しないよう、従業員への周知を徹底します。

○ 従業員への周知と管理体制の整備

分別方法や排出ルールを従業員に分かりやすく伝え、適正排出に努めます。

簡易包装等の推進〔対象：全事業者〕　新規

事業者は、製品の製造から流通・販売までのあらゆる段階で、包装や梱包をできるだけ簡素にし、ごみの発生を減らし、資源の節約や環境負荷の軽減による持続可能な社会づくりに貢献します。

○ 製造・流通・販売の各段階で簡易包装を進める

商品の包装や梱包を必要最小限にし、**過剰包装を避ける工夫**を行います。商品の特性に応じて、環境に配慮した素材の活用も検討します。

○ 消費者に分かりやすい情報提供を行う

簡易包装の取組や環境配慮型商品の情報を、店頭や市ホームページで分かりやすく伝えます。

長寿命製品・詰め替え製品等の提供推進〔対象：製造業者〕　新規

製造業者は、製品を長く使い続けられるように工夫したり、繰り返し使える容器や詰め替え用製品を提供したりすることで、資源の節約やごみの減量に貢献します。

○ 長く使える製品の開発・提供を進める

耐久性の高い素材や構造を採用し、壊れにくく、長期間使用できる製品の開発・製造に取り組みます。

○ **詰め替え製品や繰り返し使える容器の提供を広げる**
　シャンプーや洗剤等の**詰め替え用製品**を積極的に提供し、容器ごみを削減します。
○ **修理しやすい製品づくりと修理体制の整備**
　部品交換がしやすい構造にするなど、**修理しやすい製品設計**を進めるとともに、修理窓口の設置や部品供給の継続等、修理体制を整え、製品の長期利用を支援します。
○ **環境配慮型製品の情報提供を行う**
　長寿命製品や詰め替え製品を、店頭や市ホームページで分かりやすく伝えます。

循環資源活用の推進〔対象：製造業者〕 新規

　製造業者は、製品づくりの中で天然資源の使用量をできるだけ減らし、再生材やリサイクル素材等の「循環資源」を積極的に活用します。
○ **再生材・リサイクル素材の積極的な活用**
　製品の原材料として、**再生プラスチックや再生金属、リサイクル紙等の循環資源**を積極的に使用します。
○ **製品設計の段階から環境配慮を取り入れる**
　製品の構造や素材選びの段階で、分解しやすい構造や、素材ごとに分別しやすい設計を取り入れ、**資源を無駄にしない設計**を行います。
○ **製造工程での資源ロス削減**
　製造過程で発生する端材や不良品を減らし、再利用できる材料は積極的に回収し、製造工程に戻すなど、**廃棄物の発生を最小限に抑える**取組を進めます。
○ **環境配慮型製品の情報提供**
　再生材を使用した製品や環境負荷の少ない製品について、消費者に情報提供します。

食品廃棄物の再生利用の推進〔対象：食品製造業者等〕 新規

　食品製造業者や飲食関連事業者には、「食品ロス削減推進法」に基づき、食品廃棄物をできる限り再生利用します。
○ **食品廃棄物の再生利用を積極的に進める**
　発生した食品廃棄物について、**飼料化・肥料化等の再生利用**を可能な限り実施します。
○ **再生利用しやすい仕組みづくり**
　製造工程での食品ロス削減や、再生利用事業者との連携を強化し、廃棄物の分別・保管方法の改善等、**再生利用しやすい環境づくり**を進めます。

生ごみ・食品ロス削減の推進〔対象：小売店等〕 重点

　小売店や飲食関連事業者は、売り場づくりや販売方法の工夫を通じて、食品ロスの削減に貢献します。
○ **食品ロス削減に向けた啓発の実施**
　「てまえどり」（手前の商品から選ぶ行動）の案内や、**賞味期限と消費期限の違い**の情報提供により、消費者の適切な商品選択を促し、販売期限の近い商品の廃棄を減らします。
○ **ばら売り・量り売り・割引販売の推進**
　消費者が必要な量だけ購入できるよう、ばら売りや量り売りを積極的に導入します。

フードバンクへの提供〔対象：製造業者・販売業者等〕 新規

　食品製造業者や小売店等の事業者は、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を減らすため、フードバンクへの提供に積極的に取り組み、食品ロス削減と地域の福祉支援に貢献します。

○ まだ食べられる食品をフードバンクへ提供する

賞味期限内で安全に食べられるにもかかわらず、販売が難しくなった食品について、**フードバンクへの提供を積極的に検討**します。

○ フードバンク団体との連携を強化する

地域のフードバンク団体と連携し、定期的な提供や**スムーズな受け渡し体制**を整えます。

事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進〔対象：製造業者・販売業者等〕 新規

製造業者や販売業者は、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチック製品や容器包装の自主回収と資源化に積極的に取り組みます。

○ プラスチック資源の自主回収を進める

店頭に自主回収用の**プラスチック製容器包装の回収ボックス**の設置等、利用者が排出しやすい環境づくりに努めます。

○ 再生材の活用を広げる

製品の一部に再生プラスチック（リサイクル材）を積極的に使用し、資源循環を促進します。

○ 資源循環に繋がる仕組みづくり

製品設計の段階から、分別しやすくリサイクルしやすい構造を取り入れます。

プラスチックごみ削減の推奨〔対象：小売店等〕 新規

小売店や飲食店等の事業者は、使い捨てプラスチックの提供を見直し、プラスチックごみの発生を抑える取組を進めます。

○ 使い捨てプラスチック製品の提供削減に取り組む

スプーン、フォーク、ストロー、カトラリー等の**使い捨てプラスチック製品の提供を減らす**取組や、代替素材（紙製・木製・バイオマス素材等）の活用を進めます。

○ 消費者が選択しやすい環境づくり

レジ袋の辞退やマイバッグ・マイカトラリーの利用を促す案内を行い、消費者の行動変容を支援します。

3010 運動の推進〔対象：飲食店等〕 新規

飲食店や宴会場等の事業者は、会食や宴会の場で食品ロスを減らすため、「3010（さんまる・いちまる）運動」の推奨に取り組みます。

○ 会食・宴会時の「3010 運動」を推奨する

会食や宴会の際に、**乾杯後の 30 分は席について料理を楽しむ**、**終了前の 10 分は残った料理を食べる時間にする**という「3010 運動」を店内掲示やメニュー表、アナウンス等を活用し、利用者に周知します。

○ 食べ切りやすいメニューや提供方法の工夫

取り分けしやすい料理や、食べ切りやすい量のメニューを提供するなど、**食べ残しを減らす工夫**を行います。

リユース食器（繰り返し使える食器）の活用〔対象：飲食店等〕 新規

飲食店やイベント出店者は、市内のお祭りやイベントで発生するごみを減らすため、使い捨て容器の使用を控え、繰り返し使える「リユース食器」の活用を進めます。

○ イベントでのリユース食器の活用を推進する

市内のお祭りやイベントにおいて、**使い捨て容器の使用をできるだけ控え、リユース食器を積極的に活用**します。

○ **貸出・回収体制の整備**
　リユース食器の**貸出・返却の仕組み**を整え、利用者がスムーズに利用できる環境をつくります。
○ **利用者への周知と協力の呼びかけ**
　会場内の掲示やアナウンスを通じて、リユース食器の利用方法や意義を伝えます。

先進的な取組の情報共有・意見交換〔対象：全事業者(同業者間)〕 新規

　事業者同士が、ごみの削減や資源循環に関する先進的な取組を共有し合うことで、地域全体の環境対策をより効果的に進めます。
○ **先進的な取組の情報共有を進める**
　ごみの排出抑制や資源化に成功している事例を、**同業者間で共有**し、学び合う機会をつくります。
○ **意見交換の場づくり**
　業界団体や地域のネットワークを活用し、意見交換会や勉強会を開催します。
○ **優良事例の普及による地域全体の資源循環の推進**
　共有された優良事例を広げ、事業者の取組が広がることで、ごみの減量や資源の有効活用に大きく貢献します。

包装の簡素化・選択制の導入検討〔対象：小売店等〕 新規

　小売店等の事業者は、商品の包装を見直し、必要以上の包装を避けることで、プラスチックごみや紙ごみの削減に貢献します。
○ **商品包装の簡素化を進める**
　商品の包装を**必要最小限に抑える工夫**を行い、過剰包装を避けます。
○ **包装の有無を選べる仕組みの導入を検討する**
　消費者が**包装の有無を選択できる仕組み**を導入し、不要な包装を減らします。

第3項　行政の取組

市は、ごみ排出抑制と資源循環の推進に向けた施策を総合的に展開し、市民及び事業者の取組を支援する役割を担っています。

市民が出しやすい資源物の環境整備に取り組み、燃やすしかないごみの削減、事業系ごみの削減を進めるとともに、ナッジ理論を活用した分かりやすい・効果的な情報発信により、分別ルールや排出方法の周知、情報提供の充実を図っていきます。

【市民取組の支援等】

生ごみ・食品ロス削減の推進　重点

市は、市民が日常生活の中で生ごみ削減や食品ロス削減に取り組みやすい環境を整え、継続的な情報提供や学習機会の充実を図ります。

○ 市民が取り組みやすい環境づくりと情報提供の強化

食品ロス削減に関する**啓発資料の作成・配布**を行い、広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ等も活用し、家庭で実践できる取組を分かりやすく伝えます。

学校や市民団体等と連携し、こどもから大人まで学べる**学習機会の提供**を進めます。

○ 生ごみ処理機器の普及促進

生ごみ減量を支援するため、**生ごみ処理機器購入補助事業**を継続して実施します。

○ 食品関連事業者との連携による食品ロス削減

小売店と連携し、**「てまえどり」運動**等の普及を図ります。

○ フードバンク・フードドライブの促進

フードドライブを継続し、家庭で余った食品の有効活用を促すとともに、**フードバンク団体と連携**し、必要とする家庭や団体への食品提供を支援します。

○ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活用

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が行うキャンペーンと連動した啓発や、参画自治体の先進事例、ノウハウを活用した食品ロス削減の取組を推進します。

脱炭素化の推進　重点

市は、燃やすしかないごみ(可燃ごみ)に含まれるプラスチック資源等の石油由来製品の削減に努め、焼却処理により発生するCO_2削減を進めます。

○ 燃やすしかないごみ袋素材等の検討

ごみ袋の素材、厚み等の見直しを検討し、プラスチック焼却量の削減を進めます。

○ 市民の資源分別による脱炭素促進

日常の資源分別の中で、プラスチックを含む資源物の分別や排出ルールを順守することが、脱炭素に繋がることを情報提供し、回収拠点や回収方法の周知を進めます。

○ 食用廃油の回収拠点拡大の検討

食用廃油を適切に資源化するため、回収拠点の拡大や利便性向上の方法を検討し、再資源化の促進と脱炭素化に繋げます。

再生資源回収事業の継続・推進　拡充

市は、地域で行われている再生資源回収活動を継続的に支援し、市民が参加しやすい資源循環の仕組みづくりを進めます。

○ ＰＴＡや町内会等の再生資源回収団体による再生資源回収活動の継続支援

古紙、空き缶等の**再生資源回収を行うＰＴＡや町内会等の再生資源回収団体に対し、**

報償金を交付し、活動の継続を支援するとともに、ペットボトル等新たな回収品目に対する報償金交付を検討します。

○ **市民参加による資源循環の促進**

市民が再生資源回収に参加しやすいよう、回収日や回収場所、分別方法等の**分かりやすい情報提供**を行います。

小型家電等の店頭回収や宅配便回収の推進 拡充

市は、使用済み小型家電に含まれる貴重な金属資源を有効に活用するため、店頭回収や宅配便回収の仕組みを活用し、小型家電の適正処理と資源化を進めます。

○ **市内各所での店頭回収の実施**

市役所ロビー、不燃物処理場、図書館、商業施設等に**小型家電の拠点回収ボックス**を設置し、市民が気軽に持ち込める環境を整えるとともに、回収対象となる小型家電（携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等）を分かりやすく案内し、適正な排出を促します。

○ **宅配便回収の利用促進**

国の認定事業者である**リネットジャパン株式会社**による宅配便回収サービスの利用を促進します。

資源回収ステーションの拡充 拡充

市は、市民が日常的に資源を排出しやすい環境を整えるため、資源回収ステーションの拡充による利便性向上と資源回収拡大に取り組みます。

○ **常設の資源回収拠点の整備・運用改善**

市民が利用しやすいよう、**常設の資源回収ステーションの整備・増設**を検討します。既存の回収拠点についても、案内表示の改善等、**利便性向上に向けた取組**を行います。

○ **民間店舗と連携した排出拠点の検討**

市民の利便性向上に向け、新たに**民間スーパーやコンビニ等の店舗と連携した資源物の排出拠点の設置**を検討します。

○ **回収品目の拡大検討**

市民ニーズや地域の状況を踏まえ、**回収品目の拡大**を検討します。

リユースの推進 拡充

市は、まだ使える家具・家電・生活用品等を捨てずに再利用する「リユース」を広げるため、市民団体等や民間事業者と連携し、リユースの機会を増やし、市民が日常的に実践しやすい環境づくりを進めます。

○ **リユース拠点・イベント・オンラインサービスの活用促進**

使用可能な家具・家電・生活用品等の再使用を促進するため、**リユース拠点の活用促進**を、市民が持ち寄り・持ち帰りできる**リユースイベントの開催**、フリマアプリやオンライン取引サービス等、**民間サービスとの協働**を進め、リユースの選択肢を広げます。

○ **市民への周知・啓発によるリユース意識の向上**

広報紙や市ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、リユースの意義や方法、粗大ごみについて、リユース可能品の分別を案内し、廃棄される前に再使用に繋げる周知、啓発に努めます。

マイボトル・マイはし等の促進 新規

市は、ごみの発生抑制とプラスチック削減を進めるため、外出時にマイボトルやマイはしを持参するなど、市民が日常生活の中でできる取組を広く呼びかけます。

○ **マイボトル・マイはしの利用促進**

水筒やマイボトル・マイはしを持参する習慣を広げ、ペットボトルごみの削減、割り箸・スプーン・フォーク等の使い捨てカトラリー由来のごみの削減を推進します。

○ **広報・啓発による意識向上**

広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、マイボトル・マイはしの実践例やメリットを分かりやすく紹介し、利用促進に向けた啓発を継続的に行います。

ナッジ理論を活用した分かりやすい・効果的な情報発信　新規

市は、市民がごみ分別や減量行動等の望ましい行動を自然に選択できるよう、ナッジ理論を活用した分かりやすく効果的な情報発信を進め、日常生活の中で無理なく行動を変えられる環境づくりを目指します。

○ **ナッジ理論を活用した行動を後押しする情報発信**

市民が自然と正しい行動を選びやすくなるよう、**色・形・配置等を工夫した視覚的な案内表示の整備**や、「どちらが環境に良いか」等の**比較情報の提示**により、行動変容を促します。

○ **ナッジ理論に基づく広報物・啓発ツールの整備**

ナッジ理論の知見（行動を促すデザイン、イラストや色分け等の工夫）を取り入れた**広報物や啓発ツールの作成**を進め、市民の直感的な理解を促し、行動のハードルを下げます。

○ **デジタル媒体での効果的なメッセージ発信**

ＳＮＳや市ホームページ等のデジタル媒体においても、市民が日常的に目にする情報の中で、**行動を後押しするメッセージ設計**（情報の見せ方・伝え方の工夫）を行います。

ごみ分別アプリの活用推進　新規

市は、2026(令和８)年 10 月に導入した「ごみ分別アプリ」を、市民が日常的に利用できる情報ツールとして位置づけ、適正な分別・排出の促進を図ります。

○ **ごみ分別アプリの活用促進**

日常生活の中で気軽に利用できるよう、アプリの利便性を広く周知します。アプリで、**ごみの分別方法、収集日、出し方の注意点**等を分かりやすく提供し、市民が迷わず適正に排出できるよう支援します。

○ **幅広い世代が利用しやすい環境整備**

広報紙、市ホームページ、公式ＬＩＮＥ、ＳＮＳ等の活用、学校や町内会との連携により、**幅広い世代に向けた周知・啓発**を行います。スマートフォンに不慣れな方にも利用してもらえるよう、分かりやすい説明やサポート体制の充実を図ります。

○ **情報提供手段の一元化による利便性向上**

アプリの開始に合わせ、現行の「ゴミチェッカー」は廃止し、**情報提供手段を一元化します**。

定期的なごみ分別説明会の開催及び積極的な出前講座等の実施　拡充

市は、定期的なごみ分別説明会を開催するとともに、要望に応じた出前講座を積極的に実施し、市民の理解促進と地域全体のごみ減量に繋げます。

○ **定期的な説明会の開催**

町内会、市民団体、学校、事業者等を対象に、**定期的なごみ分別説明会**を開催し、市民の分別理解促進を図るとともに、意見交換を通じて地域の課題を把握します。

○ **出前講座の積極的な呼びかけ**

広報紙、市ホームページ、公式ＬＩＮＥ、ＳＮＳ等を通じて、出前講座について積極的に呼びかけし、実施することで、身近な場所で学べる機会を提供します。また、市民団体等からの要望に応じて、**出前講座を積極的に実施**し、身近な場所で学べる機会を提供し、減量に繋がる生活実践、資源化の重要性等を分かりやすく説明します。

○ **多様な世代・ニーズに対応した講座内容の充実**

こどもから高齢者まで、**多様な世代に対応できる講座内容**を整備し、資料の改善や説明方法の工夫を行い、誰にとっても理解しやすい内容にします。

環境教育の充実　拡充

市は、こどもの頃からごみ問題や資源循環に関心を持つことが重要であるとの考えのもと、学校教育や地域での学習機会を充実させ、循環型社会の理解促進と実践に繋がる環境教育を推進します。

○ **小中学校での環境教育の推進**

学校現場と連携し、継続的な学習機会を提供するとともに、副読本や動画教材等を活用し、**小中学校での環境教育を充実**させます。

○ **出前講座・施設見学・体験学習の実施**

市民や児童生徒を対象に、児童生徒及びその保護者と連携し、**出前講座、施設見学会、体験学習**等の機会を設けます。

○ **市民団体等との協働による体験型プログラムの展開**

町内会や市民団体等を対象とした出前講座に加え、施設や排出拠点近隣では、施設見学等**地域の特性を活かした体験型プログラム**を展開します。

○ **デジタル技術や企業連携による教育の高度化**

デジタル教材やオンライン学習等、多様な学びの形を取り入れます。

外国人への情報提供・啓発活動　拡充

市は、外国人が適正にごみを分別・排出できるよう、多文化共生の視点を踏まえ、多言語での情報提供等、誰にとっても分かりやすい環境づくりを進めます。

○ **多言語ガイドブックによる情報提供**

外国人向けに作成している**多言語対応の「ごみ分別・出し方」ガイドブック**の市役所等での配布、市ホームページでの公開を継続するとともに、アプリでの多言語情報提供を 2026(令和８)年 10 月から実施しました。

○ **地域との連携による周知・啓発**

町内会や共同住宅の管理者と連携し、**ごみ集積所への多言語看板の掲示**を進めます。外国人が多い地域では、**多言語リーフレットの配布**を行い、ルールの理解促進を図ります。

○ **ＳＮＳ等を活用した情報発信の充実**

外国人の利用率が高いＳＮＳの活用や地域の外国人コミュニティとの連携を通じて、ごみ分別ルールや収集日等の生活情報、関連するイベント情報等を多言語で発信し、情報の共有や周知を促進します。

市民参加型清掃活動の推進　継続

市は、地域の美化と市民の環境意識向上を図るため、市民参加型の清掃活動を継続的に実施し、より多くの市民が参加できる仕組みづくりを進めます。

○ **市民参加型清掃活動の継続実施**

市民が主体となって取り組む**「７万人クリーンサンデー」**の継続や、ごみ拾いとジョギングを組み合わせたプロギング事業を推進するなど、地域の美化活動を広げ、市民の環境意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ります。

○ **活動の発展と参加機会の拡大**

清掃活動の内容や参加方法を工夫し、若い世代やこども連れの家庭等、多様な層が参加できるよう、活動の魅力向上や広報強化を進め、**より多くの市民が参加しやすい環境**を整えるとともに、市民団体・包括連携協定先企業・学校等との連携を深め、活動の規模拡大と継続性を確保します。

【事業者取組の支援等】

事業系ごみの排出ルールの指導　**拡充**

市は、事業者による適正なごみ排出を徹底するため、排出ルールの指導強化と資源化ルートの案内を推進します。

○ **事業系ごみの排出ルールの徹底指導**

事業者に対し、**事業系ごみの排出ルールの遵守を徹底**するための指導を継続的に行います。資源化可能な紙類等については、**資源化ルートの情報提供**を行い、適正排出の定着を促します。

○ **施設搬入時の検査強化による適正処理の確保**

異物混入の防止と適正分別を確保するため、**処理施設への搬入時の検査を強化**します。不適正なごみの搬入が確認された場合は、改善指導を行い、適正処理の徹底を図ります。

○ **許可業者との連携による分別徹底促進**

事業系ごみ収集を行う**許可業者と連携**し、排出事業者への分別徹底を働きかけます。

「事業者向けごみ出しガイドブック」作成の検討　**新規**

市は、事業者による適正排出の促進と、ごみ減量・資源化の一層の推進を図るため、事業系ごみの排出ルールや分別方法を分かりやすく整理した「事業者向けごみ出しガイドブック」の作成を検討します。

○ **事業者向けガイドブックの作成検討**

事業系ごみの排出ルール、分別方法、注意事項等を**一冊に整理したガイドブック**の作成を検討します。

○ **適正排出の促進と資源化の推進**

ガイドブックを通じて、資源化可能な紙類や生ごみ等、事業者が取り組める資源化の方法を明確に示し、実践を後押しすることで事業者が**適正排出のポイントを理解しやすい環境**を整えます。

○ **情報提供手段の充実**

市ホームページでの公開により、事業者がいつでもアクセスできる環境を整え、必要に応じて、説明会や許可業者との連携を通じてガイドブックの活用を促進します。

古紙類の資源化の促進　**新規**

市は、中小規模事業者における古紙類の資源化を推進するため、回収体制づくりの支援や有用な情報提供を行い、事業系ごみの減量と資源循環の拡大を図ります。

○ **中小規模事業者の資源物回収体制づくりを支援**

事業者の規模や業種に応じた分別方法や排出ルートの相談に対応し、中小規模事業者が古紙類等の資源物を適切に分別・排出できるよう、**資源物の回収体制づくりを支援**します。

○ **古紙再生促進センター等の情報提供による資源化支援**

古紙の回収方法、再生ルート、コスト削減に繋がる取組等、古紙再生促進センター等が提供する**事業所向け資源化の案内や活用可能な制度情報**を事業者に提供します。

事業者の自主的・自発的な取組の啓発や事業者間での情報交換・情報共有の支援　**拡充**

市は、事業者が自主的・自発的に資源化やごみ減量に取り組める環境を整えるため、優れた取組事例の紹介や情報発信を強化するとともに、事業者間の情報交換・情報共有の機会づくりを支援し、取組の横展開と意識向上を図ります。

○ **事業者の自主的取組を後押しする情報発信**

資源化や減量化に積極的に取り組む**優良事例を市ホームページ等で紹介**するなど、広報・啓発を推進し、事業者の自主的な取組を促進します。

○ **事業者間の情報交換・情報共有の機会づくり**

ごみ排出抑制や資源化に取り組む事業者の先進的な事例が共有される場や、業種や規模を超えた情報交換の機会を設け、事業者同士の**取組の横展開**を促進します。

食品ロス・剪定枝等の資源化事業者とのマッチング推進　**新規**

市は、事業者から発生する食品ロスや剪定枝等の有機性資源について、資源化を担う事業者とのマッチングを支援し、再生利用の促進を図ります。

○ **有機性資源の資源化に向けたマッチング支援**

食品ロス、剪定枝、食品廃棄物等の資源化事業者の受入条件や処理方法等の情報を整理し、**有機性資源を再生利用できる事業者とのマッチング**を市が支援します。

○ **資源化事業者の情報提供・相談対応**

資源化事業者の**情報提供や紹介、相談対応**を行うとともに、資源化に関する制度情報や活用可能なサービス等の情報提供を通じて、事業者が適切な資源化先を選択できるよう支援します。

○ **事業者間の連携機会の創出**

セミナー、意見交換会、マッチングイベント等を通じて、事業者同士のネットワーク形成を支援し、排出事業者と資源化事業者が交流できる**連携機会の創出**に努めます。

フードバンク・フードドライブの促進　**新規**

市は、食品関連企業や小売店から提供される規格外品・賞味期限間近の食品を活用するフードバンク活動や、家庭で余った食品を寄付するフードドライブの取組を紹介し、事業者と市民による食品寄付の促進を図ります。

○ **フードバンク活動の紹介と周知**

食品関連企業や小売店から提供される**規格外品・賞味期限間近の食品を活用するフードバンク活動**を紹介し、事業者の参加を促します。

○ **フードドライブ活動の紹介と周知**

家庭で余った食品を寄付する**フードドライブの仕組みや実施情報**を市ホームページ等で周知します。

○ **事業者・市民による食品寄付の機会拡大**

フードバンク・フードドライブの周知を通じて、**事業者・市民双方の寄付機会を広げ**

ることを目指し、寄付活動の参加促進等により、地域全体で食品ロス削減に取り組む機運を高めます。

多量排出事業者の減量化・資源化の推進 拡充

市は、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、減量化計画の作成・提出を要請し、計画的な減量化・資源化の取組を促進します。

○ 減量化計画の作成・提出の要請

一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、**減量化計画の作成・提出**を求め、必要に応じて市が助言や指導を行いながら、事業者自身が排出量の把握や改善点の整理を行い、**自己処理責任の徹底**を図れるよう支援します。

○ 広報啓発・指導による情報共有の支援

広報啓発や個別指導を通じて、**事業者間での情報交換・情報共有**を支援します。

【その他】

先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究 新規

市は、持続可能な社会の実現に向け、廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、剪定枝等）の利活用やマテリアルリサイクルに関する先進事例を調査し、事業者等との連携のもと、新たなリサイクル方法の可能性を研究します。

また、排出量が多く処理負担の大きい紙おむつについても、分別回収や再資源化技術の動向を把握し、地域特性に応じた導入可能性を検討します。

○ 廃棄物系バイオマスの利活用に関する先進事例の調査

食品廃棄物、剪定枝等の**廃棄物系バイオマスの利活用事例**を調査し、地域で活用可能な技術や仕組みを把握、整理し、地域で導入可能な資源循環モデルの検討を進めます。

○ 紙おむつの分別回収・再資源化技術の調査

排出量が多く、焼却処理の負担が大きい**紙おむつの分別回収・再資源化技術**の動向を調査し、実施可能性を検討します。

○ 広域処理の活用を含めた具体的検討

単独市での導入が難しい場合は、広域処理の活用も視野に入れ、周辺自治体との連携可能性を検討します。

食品ロス削減アプリやマッチングサービス導入の検討 新規

市は、事業者と市民を繋ぐ食品ロス削減マッチングサービスの導入を検討し、販売期限が迫った食品や余剰食品を有効活用する仕組みの構築を進めます。

デジタル技術を活用した新たな仕組みにより、食品ロス削減と市民の節約意識向上を同時に図ります。

○ 食品ロス削減マッチングサービスの導入検討

事業者が提供する**販売期限間近品や余剰食品を市民に届けるマッチングサービス**について、既存サービスの事例調査や運用方法の検討を通じて導入を検討します。

○ アプリを活用した食品ロス削減の仕組みづくり

協力店舗（スーパー等）が提供する食品ロス削減対象商品（量り売り等）を**アプリ上で掲載し、市民が確認・購入できる仕組み**を整備します。

○ アプリを通じた啓発情報の発信

アプリを活用し、食品ロス削減に関する**啓発情報や取組事例を発信**します。

ペットボトルの水平リサイクル推進の継続　拡充

市は、水平リサイクル協定に基づき、協定事業者・関係団体・行政が連携して、使用済みペットボトルの回収から再商品化までの工程を安定的に運用するための推進体制を整備します。

○ 水平リサイクル推進体制の整備

水平リサイクル協定に基づき、**協定事業者・関係団体・行政が連携する推進体制**を継続し、課題把握や改善に向けた協議を定期的に実施します。

○ 高品質な使用済みペットボトルの確保

水平リサイクルに適した**高品質なペットボトル（透明・無着色・異物混入なし）**を確保するため、市民への分別ルールの周知徹底を図ります。

○ 水平リサイクルの環境効果の発信

「ボトル　ｔｏ　ボトル」（ペットボトルからペットボトルへの再生）は、**新たに石油由来原料から製造する場合と比べてCO_2排出量を約 60%削減できる**とされており、その環境効果を積極的に発信します。

職員向けの積極的な情報発信や研修の開催　新規

市は、ごみ減量・資源化施策を効果的に推進するため、職員向けの情報発信や研修を計画的に実施し、知識の向上と庁内での情報共有を強化します。

○ 職員向け情報発信の強化

ごみ減量・資源化に関する**最新の法制度、分別基準、資源循環の動向、ナッジ理論等の行動科学の活用事例**を整理し、庁内掲示板、メール配信等を活用し、情報共有を図ります。

○ 行動科学の活用による施策推進力の向上

ナッジ理論等の**行動科学の知見を活用した施策設計**を職員が理解できるよう、事例紹介や研修を行います。

○ 組織内の情報共有と連携強化

情報発信と研修を通じて、**庁内での知識共有と連携体制の強化**を図ります。

燃やすしかないごみ（可燃ごみ）の組成調査の検討　新規

市は、燃やすしかないごみ(可燃ごみ)の減量化や資源化を効果的に推進するため、燃やすしかないごみ(可燃ごみ)に含まれる品目の実態を把握し、重点的に取り組むべき分野を明確にします。

○ 燃やすしかないごみ(可燃ごみ)の実態把握と組成調査の活用

燃やすしかないごみ（可燃ごみ）組成調査の実施を検討し、**どの品目がどの程度含まれているか**を把握します。特に、生ごみ、資源物、プラスチック類等混入しやすい品目の割合を把握することで、**重点的に取り組むべき分野を明確化**し、**減量化・資源化施策の見直しや強化**に繋げます。

適正なごみ処理手数料の検討　新規

市は、ごみ処理に要する経費が増加する中で、費用負担の公平性を確保するため、周辺市町の手数料制度や料金水準、運用状況を把握し、課題や影響を整理しながら、適正な手数料制度について検討を進めます。

○ ごみ処理経費の増加と公平な負担の確保

市民・事業者の**費用負担の公平性**を確保するため、現行制度が実態に即しているかを検証し、必要に応じて制度改正を検討します。

○ 周辺市町の制度・料金水準の把握

周辺市町の**手数料制度、料金水準、運用状況**を調査し、広域的な視点で比較検討を行い、料金改定の効果、課題等を整理し、本市の制度検討に活かします。

○ 事業系ごみの適正負担に向けた検証

近年、周辺市町で事業系ごみの料金改定が相次いでいることから、本市でも刈谷市及び刈谷知立環境組合とともに**現行制度の妥当性を検証**し、排出量や処理コストに応じた**適正な負担水準の設定**を検討します。



コラム：廃棄物に関するアンケート調査（一部）

【考察】

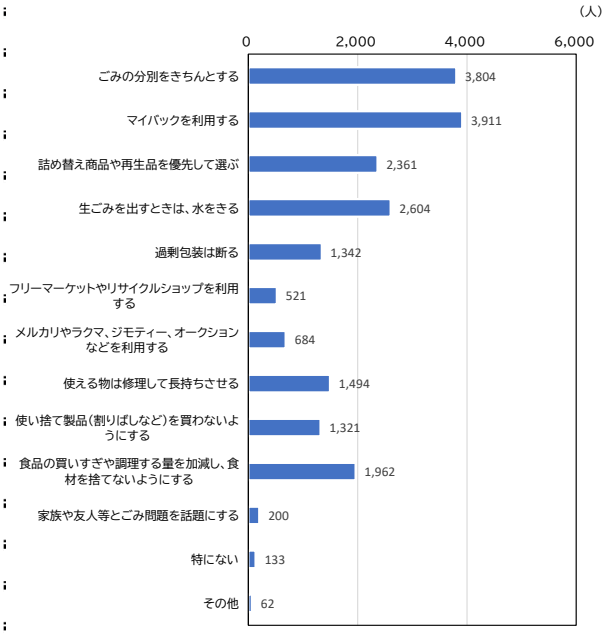
・ごみ減量行動の中心は「分別の徹底」「マイバッグ利用」で、最も多くの市民が実践しています。

・生ごみの水切りや詰め替え商品の利用等、日常的な行動への意識も比較的高くなっています。

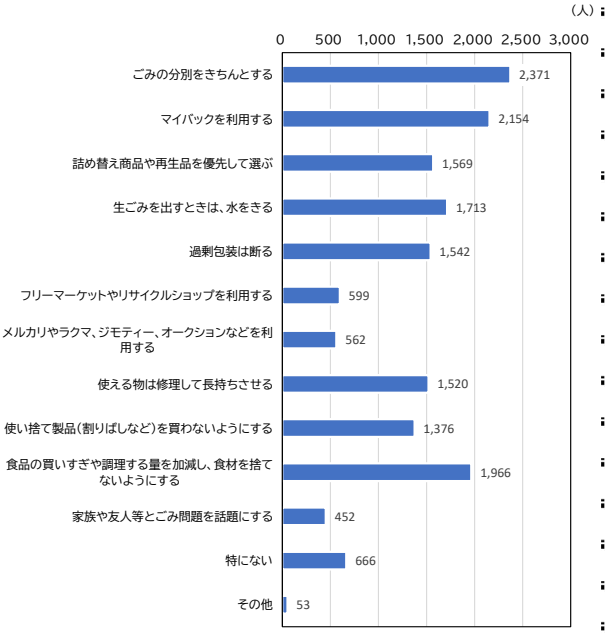
・リユース（フリマ・修理）やフリマアプリ利用は一定の広がりがありますが、分別ほどの浸透は見られません。

・市に望む取組としては「ごみ出しルールの周知」が突出しており、情報提供の強化が求められます。

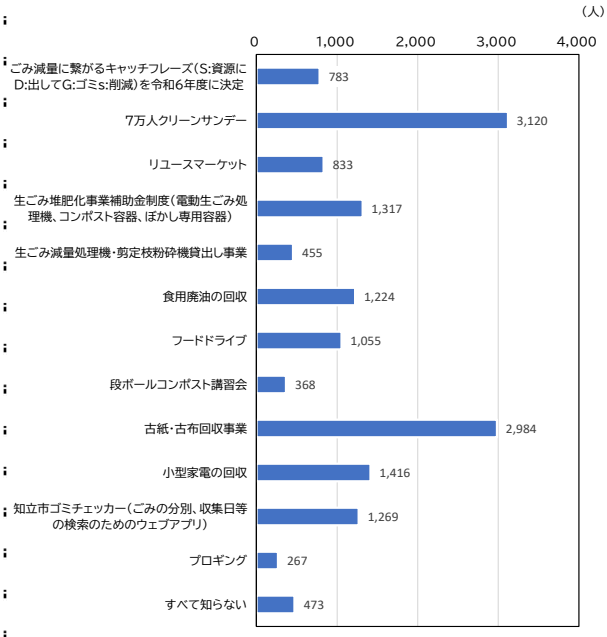
・高齢者・外国人支援や災害時の体制整備等、分別以外の課題にも一定のニーズが見られます。



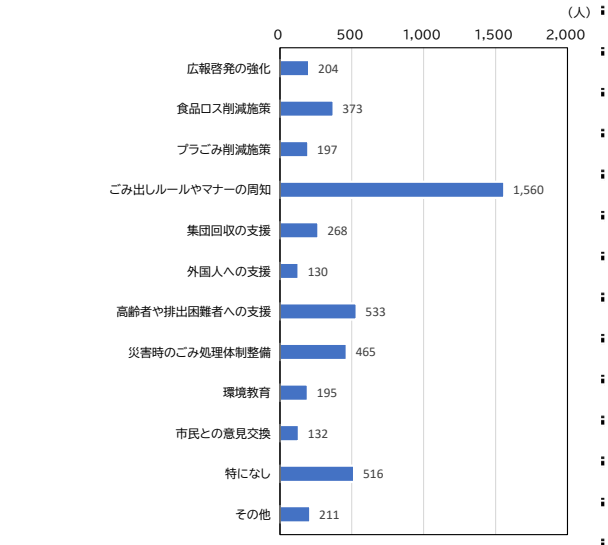
ごみ減量・リサイクルへの取組



ごみ減量・リサイクルへの今後の取組



市のごみの減量やリサイクル推進取組への理解



市に望むごみ減量・リサイクルへの取組

第7章 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

将来の分別区分については、基本的に現状どおりの区分を維持するものとします（表 7－1 参照）。

ただし、社会状況の変化や技術の進展、地域の実態等を踏まえ、必要に応じて分別方法や区分の見直しを行うなど、適宜対応していきます。

表 7－1　将来の分別区分

分別区分	
燃やすしかないごみ（可燃ごみ）	
資源物	プラスチック資源
	飲食用びん
	アルミ缶
	スチール缶
	ペットボトル
不燃物	プラスチック複合製品
	金属類
	家電
	針金類
	コード類
	スプレー缶
	有害ごみ
	ガラス類
	陶磁器類
	埋立ごみ
食用廃油	
発火性危険物	
粗大ごみ	
古布	
古紙	
家電４品目	
小型家電	

第8章 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

第1節　収集・運搬計画

第1項　収集運搬の基本方針

本市では、一般廃棄物の収集・運搬を安定的かつ効率的に実施するため、地域の実情に応じた収集体制を維持・改善することを基本方針とします。

適正な収集頻度の確保や収集ルートの見直しについては、委託業者と連携しながら業務内容の改善を図り、住民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

また、高齢化や人口減少等、社会環境の変化に対応するため、収集作業の安全性向上や省力化に取り組むとともに、災害時における収集体制の確保にも努めます。

さらに、分別収集の徹底を図り、資源化の推進とごみ減量に寄与する収集・運搬体制を構築します。

第2項　収集運搬体制

本市の一般廃棄物の収集運搬については、これまでと同様に委託による体制を基本とし、引き続き安定的かつ効率的な収集運搬業務の確保に努めます。委託事業者との連携を図りながら、業務の品質管理、安全性の向上、適正な作業の実施を継続的に確認し、必要に応じて業務内容の見直しや改善を行うことで、持続可能な収集運搬体制の維持を図ります。

また、人口動態の変化やごみ量の推移、災害時の対応等、将来的な課題にも対応できるよう、委託体制の適正化と効率化を進め、地域の実情に応じた安定した収集運搬業務の確保に努めます。

第3項　収集運搬量

収集運搬量の見込みは、表 8－1 に示すとおりです。将来の収集運搬量は、人口減少の進行やごみ減量化施策の推進により、今後緩やかに減少していく見込みです。

表 8－1　収集運搬量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

（単位：ｔ/年）

	実績	見　通　し	
	2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
燃やすしかないごみ(可燃ごみ)	10,001	9,315	8,666
不燃物	251	234	223
粗大ごみ	25	21	20

第4項　その他

高齢者や排出困難者への収集支援の検討について、次に示します。

高齢者や排出困難者への収集支援の検討　新規

市は、高齢者や身体的理由等によりごみ出しが困難な住民に対して、玄関先での戸別収集やごみ集積所までの運搬支援等、生活状況に応じた収集支援のあり方について検討を進めます。

あわせて、福祉部局等と連携し、支援が必要な住民の把握と見守り体制の構築を図り、地域における孤立防止や安全確保にも寄与する仕組みづくりを推進します。

○ 排出困難者の生活状況に応じた収集支援の検討

・玄関先での戸別収集、ごみ集積所までの運搬支援等、生活状況に応じた柔軟な支援のあり方を整理します。

○ 福祉部局等との連携強化

・福祉部局等と連携し、**支援が必要な住民の把握**に努め、関係機関との情報共有体制を構築します。

○ 見守り機能を備えた地域支援体制の構築

・ごみ出し支援と見守り支援を一体的に推進することで地域全体の支え合いを強化し、住民の安全確保と生活の質の向上を図ります。

第2節　中間処理計画

第1項　中間処理の基本方針

本市では、刈谷知立環境組合によるクリーンセンターで処理を行っていることから、引き続き広域的な連携のもとで安定的な処理体制を確保することを基本方針とします。

施設については、特に粗大ごみ処理施設が 1986(昭和 61)年に稼働していることを踏まえ、老朽化の状況や県の広域化計画に沿った広域化の動向を適切に把握しつつ、焼却施設の適正運転や資源化施設の活用、環境負荷の低減等、広域処理のメリットを最大限に活かしながら、本市としての役割を果たしていきます。

第2項　中間処理施設の運営・管理体制

中間処理については、これまでと同様に刈谷知立環境組合による運営・管理体制を基本とし、引き続き安定的な処理の確保に努めます。

組合との情報共有や協議を適切に行い、施設の維持管理状況や運転状況を把握しながら、必要に応じて更新・改修等の検討に参画することで、効率的で持続可能な中間処理体制の維持を支援します。

第3項　中間処理量

中間処理量の見込みは、表 8－2～表 8－4 に示すとおりです。将来の中間処理量についても、今後緩やかに減少していく見込みです。

表 8－2　焼却施設の処理量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

（単位：ｔ/年）

				実績	見　通　し	
				2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
搬入量	直接焼却	可燃ごみ	収集分	13,924	15,468	14,460
			直搬搬入分	2,743		
		計		16,667	15,468	14,460
	粗大ごみ処理施設		可燃物	599	509	489
	資源化施設		可燃物	0	0	0
	計			17,266	15,977	14,949
処理量				17,266	15,977	14,949
処理後	資源化量		金属類	－	－	－
			溶融スラグ	－	－	－
			その他（灰・飛灰）	531	628	746
			計	531	628	746
	焼却残さ量			1,622	1,364	1,118

表 8－3　粗大ごみ処理施設の処理量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

（単位：ｔ/年）

			実績	見　通　し	
			2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
搬入量	不燃物	収集分	0	0	0
		直搬搬入分	0	0	0
	粗大ごみ	収集分	26	711	683
		直搬搬入分	810		
	計		836	711	683
処理量			836	711	683
処理後	資源化量	金属類	149	127	122
		その他	88	75	72
		計	237	202	194
	可燃物		599	509	489
	残さ量		0	0	0
	計		836	711	683

表 8－4　資源化施設の処理量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

（単位：ｔ/年）

			実績	見　通　し	
			2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
搬入量	不燃物	収集分	112	104	99
		直接搬入分	0	0	0
	資源物	収集分	669	807	910
		直接搬入分	0	0	0
	計		781	911	1,009
処理量			781	911	1,009
処理後	資源化量	金属類	88	87	86
		ペットボトル	168	199	219
		プラスチック製容器包装	403	472	527
		プラスチック製品	40	45	47
		硬質プラスチック	58	85	108
		その他（乾電池･蛍光管）	8	8	8
		計	765	896	995
	可燃物		0	0	0
	残さ量		16	15	14
	計		781	911	1,009

第3節　最終処分計画

第1項　最終処分の基本方針

最終処分場の延命化と適正管理を図るため、減量化・資源化の推進、中間処理の効率化、適正な埋立管理を基本方針とします。

広域的な処理体制の中で、減量化・減容化により、最終処分量を抑制し、埋立容量の確保に努めます。

また、災害廃棄物の発生に備え、広域連携による受入体制を確認し、安定的な最終処分体制の確保に努めます。

環境保全に配慮し、浸出水処理やモニタリング等の適切な管理を継続することで、安全で持続可能な最終処分体制を維持します。

第2項　最終処分場の運営・管理体制

「知立市第二不燃物処理場」の運営・管理は、現行の直営体制を基本とし、引き続き本市が主体となって適正な処理と施設管理を行うことで、安定した処理体制の確保を図っていきます。

第3項　最終処分量

最終処分量の見込みは、表 8－5 に示すとおりです。本市の最終処分量は、焼却灰の資源化の拡大により大幅に減少していく見込みです。焼却残さの再資源化が進むことで、埋立処分に回る量が抑制され、最終処分場の延命化にも寄与することが期待されます。

表 8－5　最終処分量の見込み（ごみの排出の抑制のための方策を実施した場合）

（単位：ｔ/年）

		実績	見　通　し	
		2025年度（令和７年度）	2031年度（令和13年度）	2036年度（令和18年度）
直接最終処分量		331	314	302
焼却残さ量		1,622	1,364	1,118
粗大ごみ処理施設	残さ量	0	0	0
資源化施設	残さ量	16	15	14
計		1,969	1,693	1,434

第9章　ごみの処理施設の整備に関する事項

本市では、一般廃棄物の安定的かつ効率的な処理を継続するため、既存のごみ処理施設の適正な維持管理と長寿命化を基本方針とします。現時点において、新たなごみ処理施設の整備計画はなく、引き続き刈谷知立環境組合のクリーンセンターにおいて中間処理を行う体制を維持します。

また、広域化の進展を踏まえ、本市としては、組合（刈谷市を含む）と連携し、施設の更新計画や維持管理状況を適切に把握しながら、環境負荷の低減や災害時の対応にも配慮した広域的な取組を推進します。

また、必要に応じて改修や機能強化を検討し、地域全体で効率的かつ適正な中間処理が行われるよう、持続可能なごみ処理体制の安定的な確保に努めます。



コラム：愛知県ごみ処理広域化・集約化計画

愛知県では、安定的で効率的な廃棄物処理体制を構築するため、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（2021(令和３)年 11 月策定、計画期間：2021(令和３)年度～2030(令和 12)年度）を定めています。この計画では、ごみ処理施設の広域化・集約化に関する基本的な考え方を示し、県内を 13 のブロックに分け、概ね 300 トン/日以上の焼却施設の設置を目指しています。

本市は、安城市、刈谷市、碧南市、高浜市とともに「衣浦東部ブロック」に属しており、将来においても現状と同様に、刈谷知立環境組合のクリーンセンターで処理を行うこととされています。

第10章　その他ごみの処理に関し必要な事項

第1節　災害廃棄物対策

本市では、災害発生時に大量の災害廃棄物が発生することを想定し、迅速かつ適正に処理を行うための体制整備を進めています。災害廃棄物の処理については、既に策定している「知立市災害廃棄物処理計画」（2018(平成 30)年３月策定）に基づき、排出量の推計、仮置場の確保、分別方法、収集運搬体制、広域連携等、具体的な対応を実施します。

本計画（一般廃棄物処理基本計画）においては、災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、平時からの準備や関係機関との連携体制の確保等、基本的な考え方※を示すものとします。特に、本市は中間処理を刈谷知立環境組合で行っていることから、災害時においても組合と連携し、処理能力や受入体制の確認、応急的な処理方法の検討等、広域的な対応を進めます。また、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の迅速な収集・運搬、仮置場の運営、住民への情報提供等を適切に実施し、住民生活の早期復旧と環境保全を両立する体制を維持します。処理体制確保のため、必要に応じて「知立市災害廃棄物処理計画」に定める協定先へ、処理の全部又は一部について支援を求めます。協定先では、法令に定める基準に従い、再委託及び再々委託を活用して処理を行います。

【※基本的な考え方】

計画の整合性：「知立市災害廃棄物処理計画」に基づき、一般廃棄物処理基本計画との一体的な運用を図ります。

広域連携の推進：刈谷知立環境組合と連携し、広域的な見地から処理体制と応急対応能力を確保します。

迅速かつ適切な処理：平時からの準備を通じ、災害時には迅速な収集運搬・仮置場運営を行い、生活復旧と環境保全を両立させます。

第2節　不法投棄対策及び持ち去り対策

不法投棄対策及び持ち去り対策の具体的な対策について、以下に示します。

不法投棄対策及び持ち去り対策の実施　拡充

市は、不法投棄の未然防止と早期発見を図るため、監視パトロールの強化や防止看板の設置等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。また、不法投棄のおそれがある土地については、土地所有者等に対し適正管理を促し、地域全体での防止体制の強化を図ります。

さらに、資源物の持ち去り行為を防止するため、周知啓発や監視体制の強化、関係機関との連携を進め、適正な資源物回収体制の維持を目指します。

○ 監視パトロールの強化や防止看板の設置等、不法投棄の未然防止と早期発見を強化します。
○ 防犯カメラの増設等による抑止力の向上を図ります。
○ 不法投棄のおそれがある土地所有者への適正管理を推進します。
○ 市としての支援や行政措置を講じ、不法投棄発生時の迅速な対応に努めます。
○ 監視体制の強化や関係機関との連携により、資源物の持ち去り対策を推進します。
○ 地域住民・関係団体・行政が連携し、地域全体での防止体制を強化します。

第11章　進行管理計画（ごみ処理基本計画）

第1節　推進体制

ごみ処理を効果的に進めるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組む体制が不可欠です。本市では、ごみの減量や適正処理に関する施策を総合的に推進するため、庁内の関係部署が連携し、必要に応じて情報共有や協議を行う体制を整えます。

また、市民団体、事業者、収集運搬事業者、リサイクル事業者等との協働を進め、地域全体でごみ減量と適正処理を支える仕組みづくりを推進します。これにより、家庭・事業所・地域の各場面でごみ減量の取組が広がるよう、行政としての支援と調整を行います。

第2節　進行管理

本計画に掲げた基本目標及び施策を着実に進めるため、進行状況を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行います。施策の実施状況やごみ減量・資源化の進捗については、年度ごとに関係部署で情報を共有し、課題や改善点を整理します。

また、家庭系・事業系のごみ排出量の推計、住民意識の変化、事業者の取組状況等を継続的に確認し、計画の実効性を高めます。必要に応じて施策の追加・修正を行い、概ね５年ごとに計画全体の見直しを行うことで、社会情勢や地域の実情に応じた柔軟な運用を図ります。

さらに、進捗状況や取組成果については、環境審議会に報告するとともに、市ホームページ等を通じて公表し、市民や関係団体への情報提供を行うことで、主体的な取組を促します。

第３編　食品ロス削減推進計画編

第12章　食品ロスの現状把握

第1節　対象とする食品ロス

食品ロス削減推進計画の対象物は、本市全域で発生する食品ロスとします。食品ロスの対象を図 12－1 に示します。食品ロスは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」(野菜・果物の皮、肉・魚の骨等)）を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄（手つかずの食品)」「過剰除去」「食べ残し」の３つに分類されます。

食品ロスには、家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。

直接廃棄（手つかずの食品)：賞味期限切れ等により料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。

過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。(例えば、厚くむき過ぎた野菜の皮等)

食べ残し：調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切られずに廃棄されたもの。

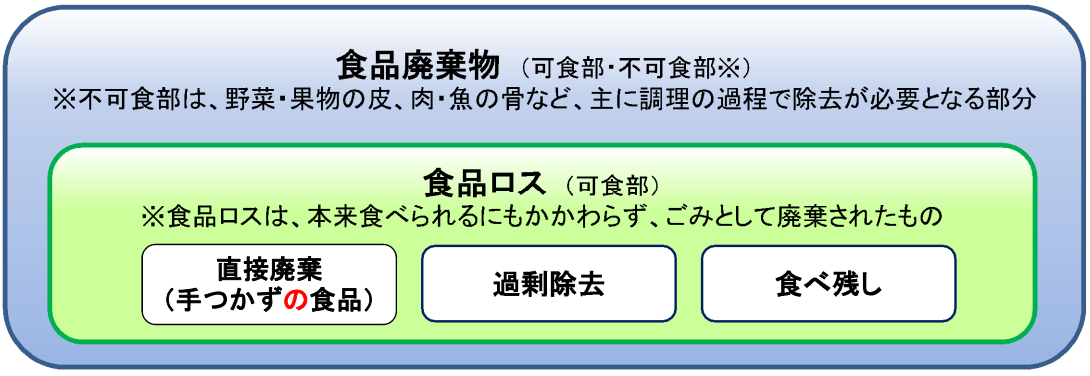


図 12－1　食品廃棄物

第2節　本市の食品ロスの排出量

第1項　組成分析調査

本市は、2025(令和７)年度に食品ロスに関する組成調査を実施しました。燃やすしかないごみ（可燃ごみ）中の食品廃棄物は、直接廃棄、過剰除去、食べ残し等に分類しました。その結果は、表 12－1 に示すとおりです。内訳をみると、食べ残しが最も多く、次いで直接廃棄（100%残存）の割合が大きくなっています。

この結果は、本市における食品ロスの主な課題が、調理前の未利用食品と食卓に出された後の食べ残しに集中していることを示しています。

特に、食べ残しが多いということは、食品の購入や調理の段階だけでなく、食べる段階での適量管理にも課題があることを意味しています。

また、直接廃棄が多いことは、賞味期限・消費期限の正しい理解不足や、冷蔵庫内在庫の把握不足等、家庭での保存・管理面に改善の余地があることが想定されます。

表 12－1　食品ロスに関する組成調査結果（2025(令和７)年度）

（単位：%）

			新興住宅地		農地		新興住宅地		農地		平均
			夏季	夏季	夏季	夏季	冬季	冬季	冬季	冬季	
			１回目	２回目	１回目	２回目	１回目	２回目	１回目	２回目	
食品廃棄物	食品ロス	直接廃棄（手つかずの食品）	3.18	4.43	4.78	2.88	8.75	4.47	11.62	2.87	5.37
		直接廃棄（使いかけ食材） 残存50%以上	1.11	0.64	0.21	2.12	2.05	1.79	4.27	1.30	1.69
		直接廃棄（使いかけ食材） 残存50%未満	0.07	0.10	0.85	0.38	1.20	0.31	1.39	0.33	0.58
		過剰除去	3.27	4.15	3.33	4.30	3.51	5.54	3.50	6.59	4.27
		食べ残し	3.95	5.73	5.44	4.37	6.84	6.52	7.56	4.23	5.58
		計	11.57	15.05	14.61	14.05	22.34	18.63	28.34	15.32	17.49
	その他の食品廃棄物（調理くず等）		6.72	9.09	6.95	8.92	8.86	10.26	9.55	13.74	9.26
	計		18.29	24.14	21.55	22.97	31.21	28.89	37.89	29.06	26.75
食品残さ以外			81.71	75.86	78.45	77.03	68.79	71.11	62.11	70.94	73.25
合計			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00



写真：手つかずの食品の写真

第2項　食品ロス排出量

表 12－1 の食品ロスに関する組成調査結果より、可燃ごみ量に含まれる食品ロス排出量を推計した結果は、表 12－2 に示すとおりです。家庭系食品ロス量は約 1,894ｔ/年（約 71ｇ/人･日）、事業系食品ロス量は約 1,021ｔ/年（2.8ｔ/日）と推定されます。

表 12－2　食品ロス排出量（2025(令和７)年度）

			比率	家庭系可燃ごみ		事業系可燃ごみ	
			%	ｔ/年	ｇ/人･日	ｔ/年	ｔ/日
可燃ごみ			100.00	10,828.26	407.7	5,838.30	16.00
食品廃棄物	食品ロス	直接廃棄（手つかずの食品）	5.37	581.48	21.9	313.52	0.86
		直接廃棄（使いかけ食材） 残存50%以上	1.69	183.00	6.9	98.67	0.27
		直接廃棄（使いかけ食材） 残存50%未満	0.58	62.80	2.4	33.86	0.09
		過剰除去	4.27	462.37	17.4	249.30	0.68
		食べ残し	5.58	604.22	22.8	325.78	0.89
		計	17.49	1,893.86	71.3	1,021.12	2.80
	その他の食品廃棄物（調理くず等）		9.26	1,002.70	37.8	540.63	1.48
	計		26.75	2,896.56	109.1	1,561.75	4.28

第3節　食品ロス削減に関するアンケート

2025(令和７)年度に実施した「廃棄物に関するアンケート調査」の中で主に食品ロスに関する項目を図 12－2～図 12－5 に示します。

① 食品ロスの主な発生要因（図 12－2 参照）

家庭における食品ロスの主な発生要因としては、アンケートをみると「賞味期限・消費期限が過ぎた」、「食材が傷んでしまった」が多く挙げられています。これらに続き、「食べきれなかった」、「必要以上の購入」、「作りすぎ」、といった行動に起因する要因が確認されます。

これらの結果から、家庭内における食品管理や調理量の適正化、保存方法の周知が重要な課題であることが示唆されます。

② 食品ロス削減に対する住民の関心（図 12－3 参照）

食品ロス削減に対する住民の関心度については、「非常に関心がある」及び「ある程度関心がある」との回答が多数を占め、住民の約８割以上が食品ロス削減に前向きな意識を有していることが明らかとなっています。

一方で、「どちらでもない」、「あまり関心がない」、「全く関心がない」と回答した住民も一定数存在しており、アンケート結果を踏まえ、関心層には具体的な行動を促す情報提供や参加機会の拡充を、無関心層には食品ロスの影響や身近なメリットを伝える啓発等、層に応じたアプローチが必要であることが考えられます。

③ 家庭で実施されている食品ロス対策（図 12－4 参照）

家庭において実際に取り組まれている対策としては、「賞味期限・消費期限を確認して購入する」、「必要な分だけ購入する」、「作りすぎないようにする」、「食材を使い切る工夫」といった、購入段階・調理段階での行動改善が多く実施されています。

また、「保存方法への配慮」も一定程度実施されている一方、「余った食品を他者に譲る」といった地域内でのシェアリング行動は限定的であり、今後の普及が期待されます。

④ 住民が有効と考える食品ロス対策（図 12－5 参照）

住民が有効と考える対策としては、「小分けパッケージや冷凍食品の利用を促進する」が最も多く挙げられ、次いで「食品の賞味期限管理を強化する」、「飲食店や小売店での食品ロス削減に取り組む（てまえどり等)」、「余った食品を地域でシェアできる仕組みを作る」が挙げられています。

これらの結果から、家庭内での管理行動の強化に加え、地域全体で食品を循環させる仕組みづくりや、事業者・行政による啓発の重要性が示されています。

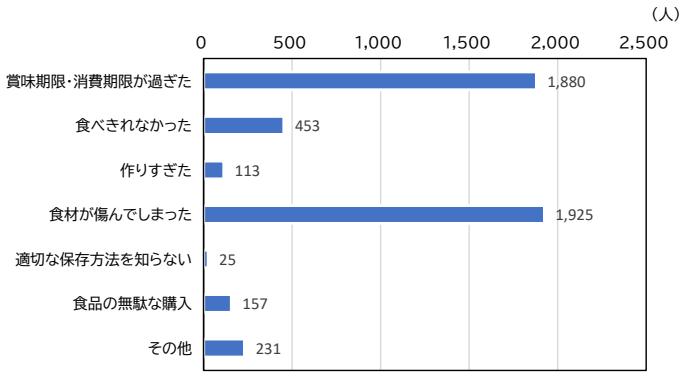


図 12－2　食品ロスの主な原因

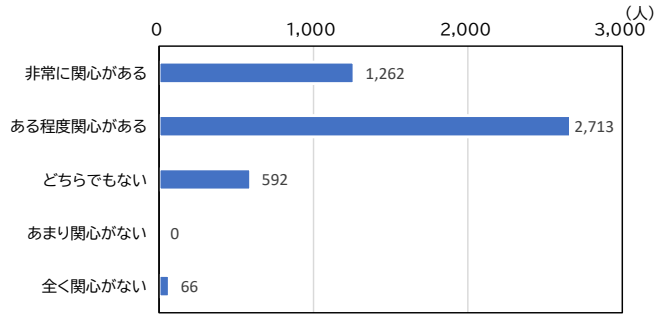


図 12－3　食品ロス削減への関心

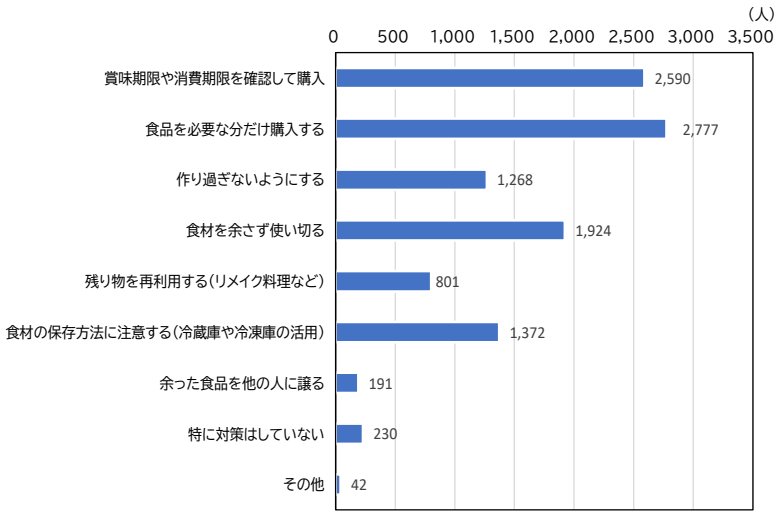


図 12－4　家庭での食品ロス対策

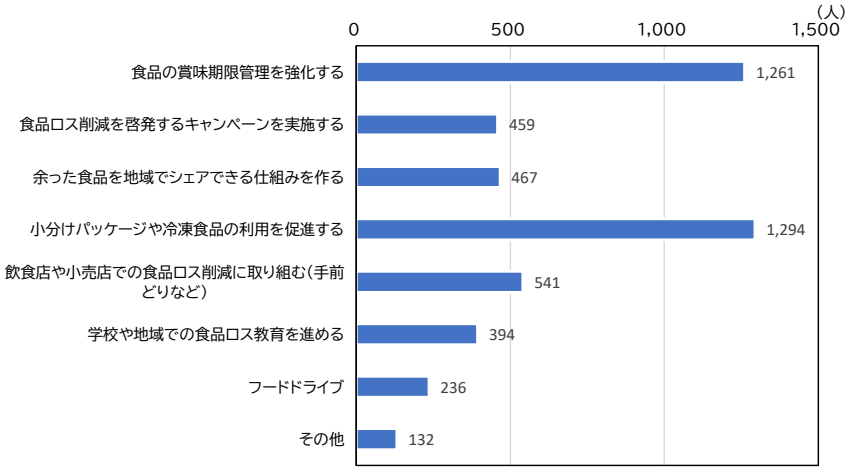


図 12－5　有効な食品ロス対策

第4節　食品ロス削減の評価

① 組成調査からの評価

本市で実施した食品ロスに関する組成調査の結果、家庭から排出される食品廃棄物のうち、食品ロス（直接廃棄・食べ残し・過剰除去）が占める割合は、季節により一定の変動があるものの、概ね 15～25%前後で推移していることが確認されています。

特に直接廃棄と食べ残しが高い割合を占める傾向が見られます。

また、季節別にみると、冬季に食品ロス割合が高まる傾向があり、買い置きや保存期間の長期化等、季節要因が食品ロスの発生に影響していることが示唆されます。

一方、調理くず等の「食品廃棄物以外」の割合は全体の約 70～80%を占めており、生ごみ減量に向けた取組が一定程度進んでいるものの、食品ロスそのものの削減には引き続き取組が必要です。

これらの結果から、食品ロス削減に向けた取組は一定の成果を上げているものの、家庭内での食品管理や調理行動の改善が依然として重要な課題であることが確認されます。

② アンケートからの評価

本市における食品ロスの発生要因としては、アンケートをみると「賞味期限・消費期限が過ぎた」「食材が傷んでしまった」が最も多く、これらに加えて作りすぎ、食材の傷み、保存方法の未習得、過剰購入等、日常の行動に起因する要因が確認されています。

食品ロス削減に対する市民の関心は高く、多くの市民が購入時の期限確認や必要量の購入、作りすぎの抑制等の取組を実践しています。一方で、食品のシェアリング等の地域内循環の取組は十分に広がっておらず、今後の普及が求められます。

市民が有効と考える対策としては、賞味期限管理の徹底や啓発活動の強化、地域で食品を共有できる仕組みづくりが挙げられており、これらを踏まえた施策の展開が重要です。

第5節　食品ロス削減の課題

① 組成調査から見えてくる課題

食品ロスに関する組成調査の結果を踏まえると、以下の課題が明らかとなっています。

○ 直接廃棄の発生が多い

手つかずの食品や使いかけ食材の廃棄が一定割合で発生しており、賞味期限管理や適量購入が十分に定着していないことが課題です。

○ 食べ残し・過剰除去が継続的に発生

調理量の過多や、食材の可食部を過剰に除去する行動が見られ、調理量の適正化や食材の使い切りに関する行動変容が必要です。

○ 季節による食品ロスの増加

冬季に食品ロス割合が高まる傾向があり、買い置きや保存方法の不適切さが影響している可能性があります。

○ 食品ロス削減に関する行動のばらつき

住民の意識は高いものの、実際の行動には個人差が大きく、行動変容に繋がる具体的な支援・啓発が不足しています。

○ 食品廃棄物以外の割合が高く、生ごみ減量の余地がある

調理くず等の割合が高いことから、生ごみ減量（皮むきの工夫、水切り、保存技術の普及）の取組も引き続き必要です。

② アンケートから見えてくる課題

本市における食品ロスの発生要因として、賞味期限・消費期限の経過や食べ残し、作りすぎ、食材の傷み、保存方法の未習得、過剰購入等、日常の行動に起因する要因が確認されていますが、これらの行動改善は十分に進んでいません。特に、直接廃棄や食べ残しの削減には、家庭内での食品管理や調理行動の見直しが不可欠であるものの、行動変容を促すための具体的な支援や情報提供が不足しています。

また、市民の関心は高いものの、食品ロス削減に向けた取組は個人差が大きく、適量購入や期限管理、保存方法の習得等の行動が十分に定着していません。さらに、食品のシェアリング等の地域内循環の取組は十分に普及しておらず、食品を地域で有効活用する仕組みづくりが課題となっています。

加えて、食品ロス削減に関する啓発活動は一定程度実施されているものの、市民の行動変容に繋がる継続的かつ効果的な情報発信が求められます。市民が有効と考える対策として挙げられた賞味期限管理の徹底や啓発活動の強化、地域で食品を共有できる仕組みづくりについては、行政・事業者・市民団体等が連携し、実効性のある施策として具体化していく必要があります。

第13章　基本目標の実現に向けた基本方針等

第1節　基本目標及び基本方針

本市では、食品ロス削減推進法及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、地域の特性に応じた食品ロス削減を総合的に推進します。

【基本目標】食品ロス削減による持続可能な社会の実現

家庭系・事業系の双方における食品ロス削減を推進し、廃棄物処理量の削減、処理経費の縮減、CO_2排出量の削減につなげることで、**持続可能で環境負荷の少ない地域社会の実現**に寄与します。

基本方針１:食べ物を大切にする意識を広げる

食品ロスの問題や削減の必要性をわかりやすく伝え、家庭や事業所等、あらゆる場面で「食べ物を無駄にしない行動」が広がるよう、啓発や情報発信を進めます。

基本方針２:地域の実情に合わせた効果的な取組を進める

本市のごみの状況や住民の意識、事業者の取組状況等を踏まえ、地域に合った方法で食品ロス削減を進めます。

特に、生ごみの減量、食べ残しの削減、適量購入・適切保存の促進等、身近で実践しやすい取組を重視します。

基本方針3:国・県の方針と整合を図りながら進める

国の基本方針や県の食品ロス削減推進計画と方向性をそろえ、本市としての役割を果たしながら、地域の特性に応じた施策を展開します。

基本方針4:環境負荷の低減と持続可能なまちづくりに繋げる

食品ロス削減を通じて、ごみの減量、処理経費の縮減、CO_2排出量の削減を図り、環境にやさしく、持続可能なまちづくりを進めます。

ごみを出す対象者（事業者）、ごみの排出場所（事業所）に応じて使い分けています。

第2節　数値目標

本市では、食品ロス削減推進法及び国の基本方針に基づき、食品ロスの削減を着実に進めるため、家庭系・事業系それぞれについて数値目標を設定します。

これらの目標は、国が示す削減目標との整合を図りつつ、本市の実情に応じて達成可能な水準として定めます。



コラム：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

国の削減目標は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2025（令和７）年３月 25 日閣議決定）において、図 13－1 のとおり示されています。

家庭系食品ロス：2000（平成 12）年度比で 2030（令和 12）年度までに食品ロス量を半減させる

事業系食品ロス：2000（平成 12）年度比で 2030（令和 12）年度までに食品ロス量を 60％削減させる

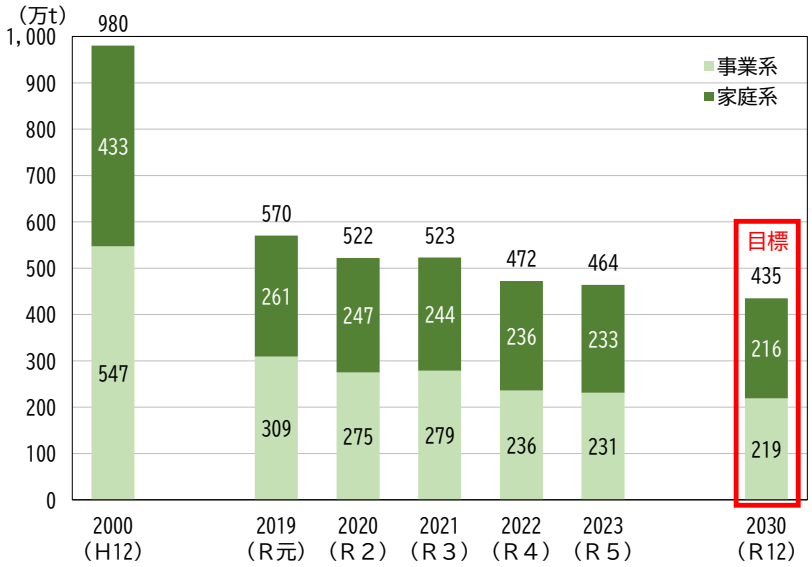


図 13－1　食品ロス量の推移と削減目標（全国）

家庭系の食品ロス量 216 万ｔ（2030（令和 12）年度）を、１人１日当たりに換算すると 51ｇとなります。

216 万ｔ／11,500 万人／365＝51ｇ/人･日

日本の総人口：11,500 万人（2035（令和 17）年）国立社会保障・人口問題研究所

第1項　家庭系食品ロスの数値目標

本市の家庭系食品ロス量は、2036(令和 18)年度に１人１日当たり 51ｇを目指します。

この目標は、家庭での「買いすぎ・作りすぎの抑制」「適切な保存」「食べ残しの削減」等、日常生活における行動変容を促すことで達成を図ります。

家庭系食品ロス削減量：

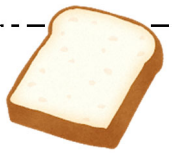
393.4ｇ/人･日（家庭系可燃ごみ量 2036(令和 18)年度）×17.49%＝68.8ｇ/人･日

68.8ｇ/人･日を 51ｇ/人･日にするには 17.8ｇ/人･日（約 469ｔ/年）の削減



コラム：１人１日当たり 51ｇはどれくらい？

食品ロス量 51ｇは、食パン８枚切りの１枚に相当します。



第2項　事業系食品ロスの数値目標

事業者から発生する食品ロスについては、国の目標を参考に、本市ではその目標年度を 2036(令和 18)年度に移行して設定します。

2030(令和 12)年度から 2036(令和 18)年度まで均等に削減するとした場合、2000(平成 12)年度を基準に、2024(令和６)年度で 40%の削減、2036(令和 18)年度で 60%の削減とします（図 13－2 参照）。よって、事業系食品ロスについては、下式のとおり 0.91ｔ/日の削減を目指します。

この目標の達成に向け、飲食店・小売店・食品製造業等の事業者と連携し、食べ残しの削減、適量提供、値引き販売、フードバンク等への提供促進等の取組を進めます。

2036(令和 18)年度の削減率：(40%÷60%－１）×100＝ 33.3%削減

事業系食品ロス削減量：

15.61ｔ/日（事業系可燃ごみ量 2024(令和６)年度）×17.49%×33.3%

＝ 0.91ｔ/日（約 332ｔ/年）

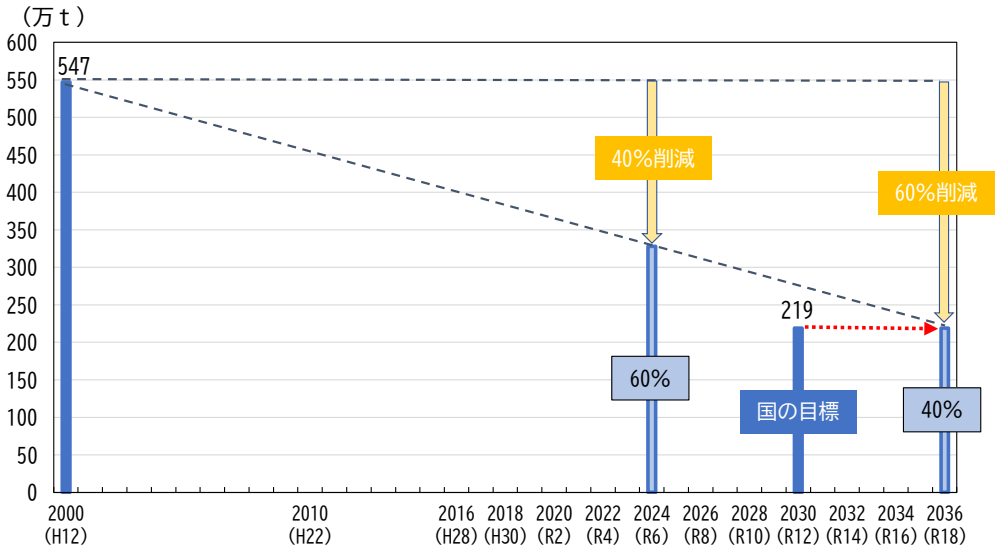


図 13－2　国の事業系食品ロス目標を本市に仮定した場合

第14章　基本目標の実現に向けた施策

本市では、食品ロス削減に向けて定めた基本目標を着実に達成するため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組むべき施策を総合的に進めます。

食品ロスの削減は、日常生活や事業活動の中での小さな工夫の積み重ねによって実現するものであり、地域全体で協力して取り組むことが重要です。

そのため、本市では、家庭からの食品ロス削減を促す取組、事業者による食品ロス削減の推進、行政による支援・連携体制の強化等、役割に応じた施策を展開し、食品ロスの削減と環境負荷の低減を図ります。

これらの取組を効果的に進めるため、本計画では、p.60,『第 6 章 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項』において、市民・事業者・行政それぞれが実施すべき内容を示しています。

市民については「生ごみ・食品ロス削減の推進」、事業者については「食品廃棄物の再生利用の推進」、「生ごみ・食品ロス削減の推進」、「フードバンクへの提供」・「3010 運動の推進」、行政については「生ごみ・食品ロス削減の推進」、「フードバンク・フードドライブの促進」、「食品ロス削減アプリやマッチングサービス導入の検討」等、役割に応じた具体的な取組を掲げ、地域全体で食品ロス削減を進める体制を構築します。

第15章　進行管理計画（食品ロス削減推進計画）

第1節　推進体制

食品ロス削減を効果的に進めるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組む体制が不可欠です。本市では、食品ロス削減に関する施策を総合的に推進するため、庁内の関係部署が連携し、必要に応じて情報共有や協議を行う体制を整えます。

また、地域で食品ロス削減に取り組む多様な関係者との繋がりを大切にし、地域全体で取組を推進できる環境づくりに努めます。これにより、家庭・事業所・地域の各場面で食品ロス削減の取組が広がるよう、行政としての支援と調整を行います。

第2節　進行管理

本計画に掲げた基本目標及び施策を着実に進めるため、進行状況を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行います。施策の実施状況や食品ロス削減の進捗については、年度ごとに関係部署で情報を共有し、課題や改善点を整理します。

また、家庭系・事業系の食品ロス量の推計、住民意識の変化、事業者の取組状況等を継続的に確認し、計画の実効性を高めます。必要に応じて施策の追加・修正を行い、概ね５年ごとに計画全体の見直しを行うことで、社会情勢や地域の実情に応じた柔軟な運用を図ります。

第４編　生活排水処理基本計画編

第16章　生活排水処理の現況及び課題

生活排水の処理体系、処理主体、処理形態別人口、処理体制を以下に示します。

第1節　生活排水の処理体系

生活排水の処理体系は、図 16－1 に示すとおりです。

本市において発生するし尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽により処理しており、汲取便槽の利用も行われています。

生活雑排水については、公共下水道及び合併処理浄化槽で処理していますが、一部は未処理のまま河川等の公共用水域へ放流されています。

なお、汲取便槽からのし尿や、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽から発生する汚泥は、し尿処理施設において適正に処理しています。

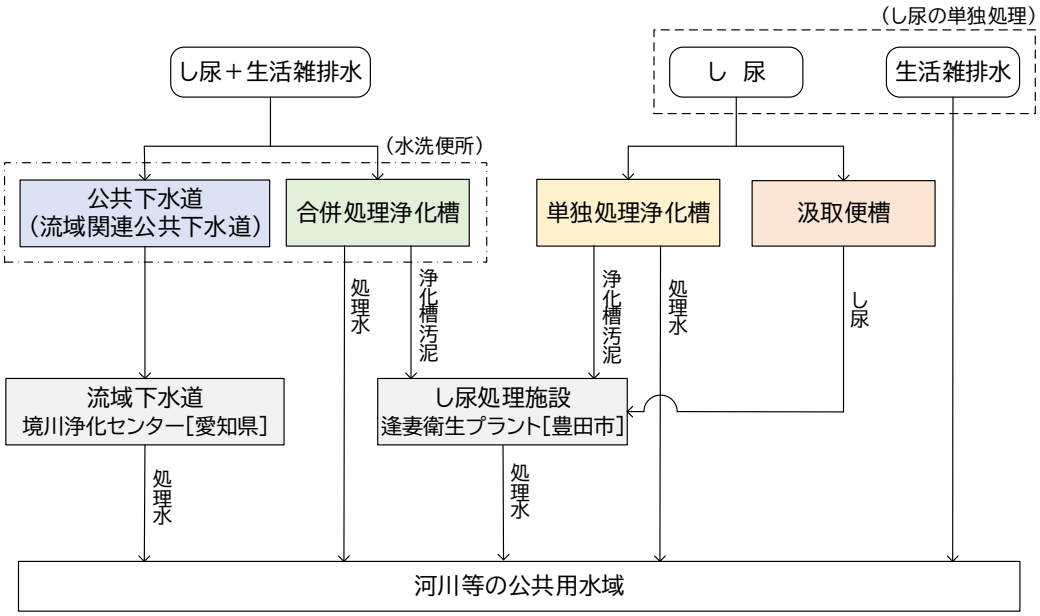


図 16－1　生活排水の処理体系

第2節　生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 16－1 に示すとおりです。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は、設置者である個人等となっています。し尿等の処理主体は知立市ですが、当該施設の管理は豊田市が行っており、知立市は豊田市へ処理を委託しています。

表 16－1　生活排水の処理体系

処理施設の種類	処理対象	処理主体
流域下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県
流域関連公共下水道		知立市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	知立市(豊田市へ処理委託)

第3節　処理形態別人口

処理形態別人口は、表 16－2 に示すとおりです。本計画では、浄化槽人口（合併・単独処理浄化槽人口）を愛知県浄化槽システムの浄化槽設置基数割合に基づき算出しています。

本市における生活排水処理人口は、下水道の整備・接続の進展や合併処理浄化槽の普及により、年々増加しています。これに伴い、生活排水未処理人口（単独処理浄化槽人口、非水洗化人口）は減少しています。

表 16－2　処理形態別人口

（単位：人）

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
総人口	71,258	71,654	72,369	72,485	72,281	72,174	72,177	72,228	72,563	72,764
公共下水道人口	38,387	40,133	42,058	42,285	42,993	43,216	44,687	45,178	46,248	47,562
合併処理浄化槽人口	11,203	11,194	11,081	11,350	11,203	11,359	10,951	11,050	12,613	12,153
単独処理浄化槽人口	19,916	18,587	17,564	17,247	16,527	16,101	15,257	14,916	12,652	12,105
非水洗化人口	1,752	1,740	1,666	1,603	1,558	1,498	1,282	1,084	1,050	944

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）（環境課）

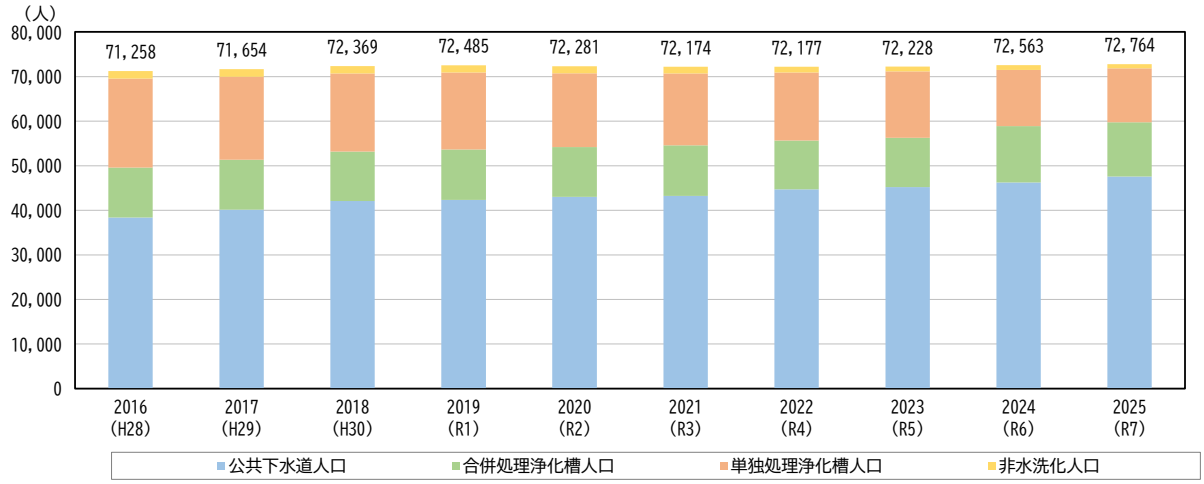
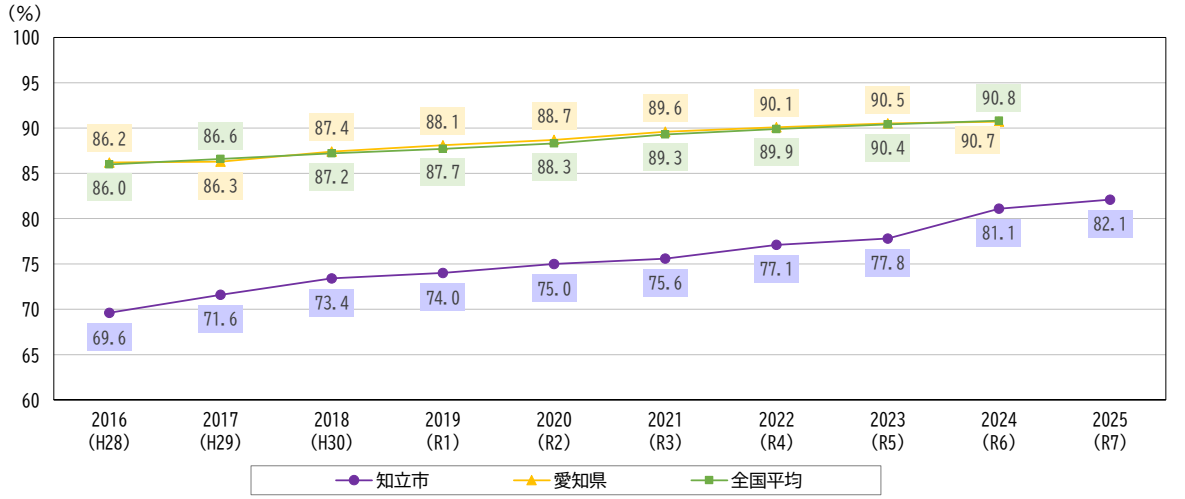


図 16－2　処理形態別人口の推移



（2025（令和７）年度：全国平均・愛知県は未発表）

図 16－3　生活排水処理率の推移

第4節　処理体制

第1項　公共下水道

知立市の下水道は、愛知県が整備する境川流域下水道に接続する流域関連公共下水道として整備されています。境川流域下水道の処理区域は、刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町及び東浦町の７市２町に及び、その下水処理は境川浄化センターで行われています。

表 16－3　下水処理場の概要

施設名称	境川浄化センター
所在地	刈谷市衣崎町２丁目 20 番地
敷地面積	約 32.3ha
供用開始	1989(平成元)年４月
計画処理水量	(全体計画)：2025(令和７)年度 365,200m^3/日 (事業計画)：2023(令和５)年度 251,800m^3/日
下水処理方式	(全体計画) 凝集剤添加硝化脱窒法＋急速砂ろ過 (事業計画) 凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法
汚泥処理方式	(全体計画) 濃縮→嫌気性消化→脱水→減量化再生利用施設→搬出 (事業計画) 濃縮→脱水→┬→コンポスト化→搬出 　　　　　　├→乾燥→搬出 　　　　　　└→衣浦東部浄化センター焼却施設（固形燃料化）→搬出

資料：「知立市下水道ビジョン〈2020～2029〉」(知立市 上下水道部 下水道課)

本市の下水道事業における整備人口に対する接続人口の割合（接続率）は、2025(令和７)年度に 88.7%となっています。

表 16－4　下水道の整備状況

（単位：人、平成28年度～令和6年度：10月1日現在、令和7年度：4月1日現在）

		2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(令和元年度)	2020年度(令和２年度)	2021年度(令和３年度)	2022年度(令和４年度)	2023年度(令和５年度)	2024年度(令和６年度)	2025年度(令和７年度)
総人口	①	71,258	71,654	72,369	72,485	72,281	72,174	72,177	72,228	72,563	72,764
整備人口	②	44,569	47,131	48,225	48,953	49,472	50,090	50,891	51,788	52,692	53,612
普及率	②/①	62.5%	65.8%	66.6%	67.5%	68.4%	69.4%	70.5%	71.7%	72.6%	73.7%
接続人口	③	38,387	40,133	42,058	42,285	42,993	43,216	44,687	45,178	46,248	47,562
接続率	③/②	86.1%	85.2%	87.2%	86.4%	86.9%	86.3%	87.8%	87.2%	87.8%	88.7%

資料：知立市 上下水道部 下水道課

資料：一般廃棄物処理実態調査（速報値）（環境課）

第2項　合併処理浄化槽

本市では、公共下水道認可区域外に合併処理浄化槽の設置補助制度を設け、普及に努めています。2025(令和７)年度までの累計設置基数は 3,946 基、処理人口は 12,153 人となっています。

表 16－5　合併処理浄化槽の普及状況

（単位：基）

	2020年度(令和２年度)	2021年度(令和３年度)	2022年度(令和４年度)	2023年度(令和５年度)	2024年度(令和６年度)	2025年度(令和７年度)
合併処理浄化槽	4,120	4,259	4,229	4,352	3,972	3,946

資料：「清掃事業概要」(環境課)

第3項　し尿処理施設

(1) し尿処理施設の概要

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は 2015(平成 27)年度から、豊田市が管理運営している逢妻衛生プラントで処理しています。施設は標準脱窒素処理施設として供用されてから約 30 年が経過しています。

表 16－6　し尿処理施設の概要

施設名称	逢妻衛生プラント
所在地	豊田市前林町前越１
敷地面積	62,931m^2（うち緩衝緑地：29,497m^2）
処理能力	350kℓ/日（し尿及び浄化槽汚泥：150kℓ/日、浄化槽汚泥：200kℓ/日）
供用開始	浄化槽汚泥専用処理施設　：1983(昭和 58)年３月 標準脱窒素処理施設　　：1995(平成７)年２月
処理方式	浄化槽汚泥専用処理方式・標準脱窒素処理方式＋高度処理方式(加圧浮上設備＋オゾン処理設備＋砂ろ過設備＋活性炭吸着処理設備)

(2) 処理量

施設への搬入量実績は、表 16－7 に示すとおりです。

し尿の搬入量は、下水道の整備・接続や合併処理浄化槽の普及に伴い減少しています。また、浄化槽汚泥の搬入量は、年ごとに増減を繰り返しながらも、全体としては減少傾向を示しています。

表 16－7　し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

（単位：kℓ/年）

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）
し尿	886.35	898.14	802.06	764.93	743.34	681.05	611.79	582.84	537.69	483.55
浄化槽汚泥	18,121.29	18,360.54	18,323.74	17,292.54	17,810.83	16,914.87	17,811.38	16,754.48	16,738.00	16,055.57
計	19,007.64	19,258.68	19,125.80	18,057.47	18,554.17	17,595.92	18,423.17	17,337.32	17,275.69	16,539.12

資料：「清掃事業概要」（環境課）

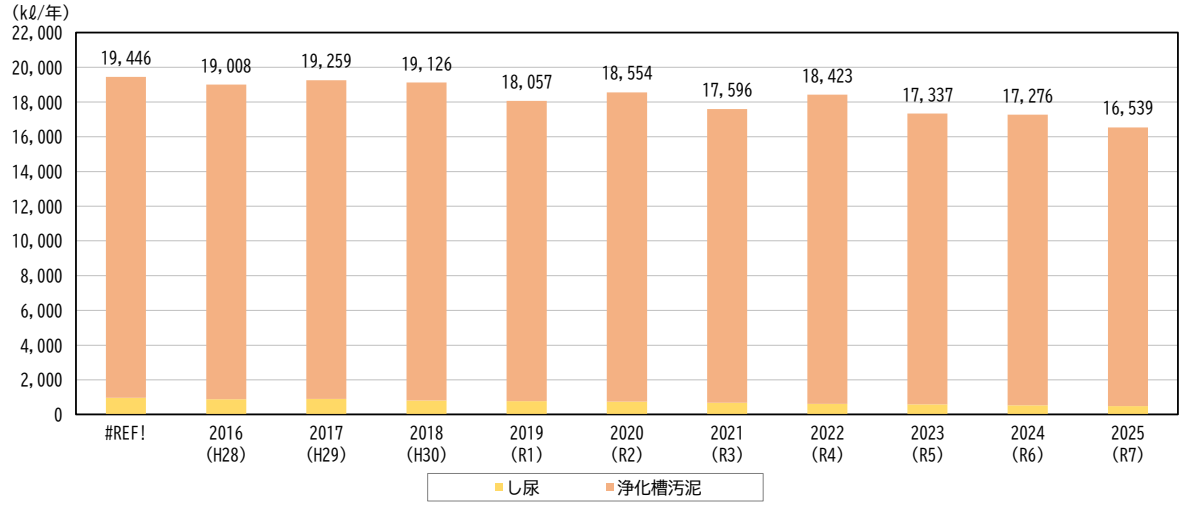


図 16－4　し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

第5節　前計画の目標値等の達成状況

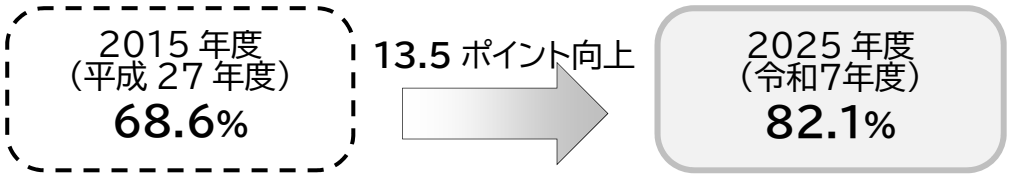
第1項　生活排水数値目標の達成状況

前計画では、生活排水処理率を 2015(平成 27)年度の 76.6%から 2026(令和８)年度までに 90%以上（13.4 ポイント向上）とする目標としていました。

本計画の処理形態別人口の算出方法に基づく生活排水処理率は 2015(平成 27)年度の 68.6%から 2025(令和７)年度には 82.1%と 13.5 ポイント向上しています。

前計画目標:生活排水処理率を 2026(令和 8)年度までに 90%以上
2015(令和 27)年度の 76.6%から 13.4 ポイント向上

○本計画の算出方法に基づく生活排水処理率の推移



※2015(平成 27)年度水洗化率(一般廃棄物処理事業実態調査結果より算出)
＝(下水道人口:37,741人＋合併処理浄化槽人口:10,965人)÷総人口:70,997人

【前回計画の集計方法に基づいた目標の達成状況】

生活排水は、前計画の中で表 16－8 に示す項目の目標を立てていますが、処理形態別人口の集計方法の変更に伴い、生活排水処理率に変動が生じています。前計画の集計方法による目標達成状況は図 16－5 に示すとおりです。

2025(令和７)年度の生活排水処理率は 88.5%となっており、目標達成には、2026(令和８)年度までに 1.5 ポイント以上の向上が必要な状況となっています。

表 16－8　前計画の生活排水数値目標

生活排水処率	生活排水処率を 2026(令和８)年度で **90%以上**にします。

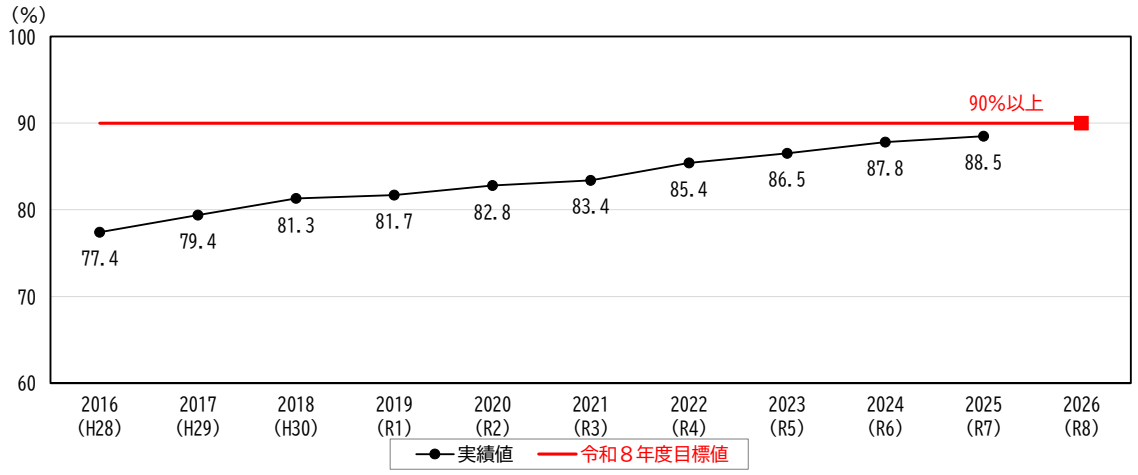


図 16－5　目標達成状況

第2項　前計画施策の達成状況

施策の取組状況を取りまとめると、表 16－9 に示すとおりとなります。

表 16－9　生活排水に関する施策の取組状況

施策	評価	取組状況	今後の取組
下水道の整備及び接続率の向上	○	広報紙に下水道供用区域の拡大を適宜掲載しており、接続への理解に努めています。また、2022(令和４)年度から下水道への切替工事に対して、知立市公共下水道接続補助事業補助金制度を実施しています。	知立市公共下水道接続補助事業補助金制度を継続し、下水道整備の推進と接続率の向上に努めていきます。
合併処理浄化槽への転換	○	浄化槽設置整備事業補助金を継続し、合併処理浄化槽への転換を斡旋しています。	浄化槽設置整備事業補助金を継続し、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。
浄化槽の適正な維持管理	○	広報紙で「浄化槽に関するお知らせ」を掲載し、浄化槽の適正な維持管理の広報啓発に努めています。	適正な維持管理を実施していただくよう周知していきます。
し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進	◎	委託先の逢妻衛生プラントにて適正に処理しています。	逢妻衛生プラントへの委託により、適正な処理を実施していきます。
市民への広報・啓発活動	○	食用廃油回収をはじめ、イベント等を通じて水の大切さ等を発信しています。	市民への周知･啓発を行い、生活排水対策の更なる普及・定着を図っていきます。

注）評価「◎：計画どおりに進んでいる、○：概ね進んでいる、△：十分とは言えない」とします。

【評価】

「下水道の整備及び接続率の向上」、「合併処理浄化槽への転換」については、生活排水処理率は増加傾向にありますが、一部地域では単独処理浄化槽や非水洗化世帯が存在していることから、「○（概ね進んでいる）」と評価しています。

また、「浄化槽の適正な維持管理」、「市民への広報・啓発活動」については、「廃棄物に関するアンケート調査」の結果より、浄化槽の適正な維持管理、広報啓発に関する要望が出ていることから、「○（概ね進んでいる）」と評価しています。

「し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進」については、逢妻衛生プラントでの適正処理が継続していることから、「◎（計画どおりに進んでいる）」と評価しています。

第6節　生活排水処理の課題

本市における生活排水処理の現況や関連するその他の事項について整理した結果、考えられる課題は次のとおりです。

第1項　生活排水処理率のさらなる向上

合併処理浄化槽の普及等により生活排水処理率は向上しているものの、一部では未処理の生活雑排水が公共用水域へ放流されています。そのため、更なる生活排水処理率の向上が必要であることから、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

第2項　安定したし尿等処理体制の確保

公共下水道の整備等によりし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少傾向にあるものの、処理需要は引き続き存在していることから、今後も関係機関と連携しながら安定した処理体制を維持していく必要があります。

第17章　基本目標達成に向けた基本方針等

第1節　基本目標及び基本方針

生活排水処理の課題を解決するための基本的な目標を以下のとおり掲げます。

【基本目標】生活排水の適正処理による快適な生活環境と水環境の保全

生活排水処理の重要性を認識し、公共下水道の接続を推進するとともに、合併処理浄化槽への転換を推進することで、適正な生活排水の処理を行い、快適な生活環境と水環境の保全を進めていきます。

基本方針1：下水道の整備の推進及び接続率の向上

下水道の未整備区域については整備を推進するとともに、整備済み区域内の未接続世帯に対しては速やかな接続を促進していきます。

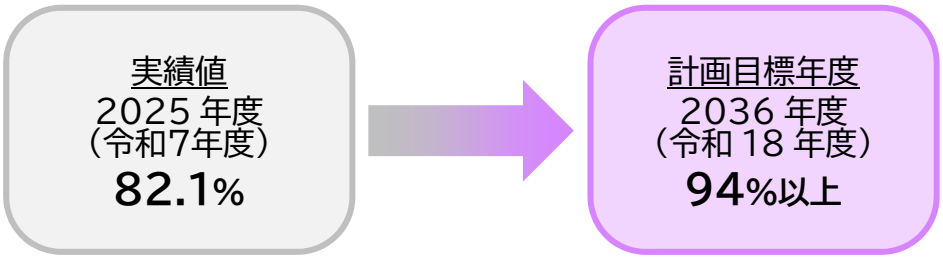
基本方針2：合併処理浄化槽への転換

公共下水道認可区域外においては、生活雑排水の適正な処理を進めるため、単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

第2節　目標値の設定

本計画の生活排水処理における目標値を以下のように設定します。基本目標及び基本方針に沿った整備を推進し、本市の生活排水処理率 94%以上を目指します。

◆生活排水処理率の目標設定



第3節　目標達成に向けた施策

目標を達成するための施策について示します。

第1項　公共下水道の整備及び接続率の向上

公共下水道については、今後も計画的な整備を進めます。また、整備区域内の未接続の世帯に対して、速やかな接続の促進を行うために、2022(令和４)年度から実施している知立市公共下水道接続補助事業補助金制度の周知を行うことにより、早期の接続を促進します。

第2項　合併処理浄化槽への転換

公共下水道認可区域外においては、生活雑排水の処理を推進するため、合併処理浄化槽設置補助制度を活用するなど、単独処理浄化槽や非水洗化世帯の合併処理浄化槽への転換を促進します。

第3項　浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理しているため、適正な維持管理を行わなければ機能が低下し、水質汚濁の原因となります。

このため、浄化槽管理者（個人等）による適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の実施を周知していきます。

第4項　し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の処理委託先である豊田市と共に適正処理を推進します。

第5項　市民への広報・啓発活動

河川・海域の水質汚濁の一因である「生活排水」への対策として、公共下水道や合併処理浄化槽の普及（ハード面）と、各家庭における廃棄物・食用廃油の流出防止や節水（ソフト面）の双方が不可欠です。

本市では、市民による生活排水対策のさらなる普及・定着を目指し、今後も広報紙、パンフレット、市ホームページ等の媒体を活用して、積極的な情報発信と啓発活動を継続していきます。

第18章　処理形態別人口及び処理量の見込み

第1節　処理形態別人口の見込み

本市の処理形態別人口の見込みは、表 18－1 に示すとおりです。

生活排水処理率は、下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の 2036(令和 18)年度推計で、94.7%となる見込みです。

表 18－1　処理形態別人口の見込み

（単位：人）

	2026年度(令和７年度)	2027年度(令和８年度)	2029年度(令和11年度)	2036年度(令和18年度)
総人口	72,764	72,750	72,722	72,221
公共下水道人口	47,562	48,671	52,276	56,402
合併処理浄化槽人口	12,153	11,725	11,248	11,974
単独処理浄化槽人口	12,105	11,445	8,513	3,431
非水洗化人口	944	909	685	414
生活排水処理率（%）	82.1	83.0	87.4	94.7

第2節　し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

本市のし尿及び浄化槽汚泥量の見込みは、表 18－2 に示すとおりです。

合併・単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口の減少により、目標年度の 2036(令和 18)年度推計で 10,337.18kℓ/年となる見込みです。

表 18－2　し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

（単位：kℓ/年）

	2026年度(令和７年度)	2027年度(令和８年度)	2029年度(令和11年度)	2036年度(令和18年度)
し尿	483.55	474.45	357.54	216.09
浄化槽汚泥	16,055.57	15,222.69	12,982.98	10,121.09
計	16,539.12	15,697.14	13,340.52	10,337.18

第19章　収集運搬・処理・処分計画

第1節　収集運搬計画

第1項　収集運搬体制

計画収集区域は本市の全域とし、今後の収集運搬体制は、現在と同様にし尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬とします。

第2項　収集方法

搬入変動の抑制を目的として、今後も現在と同様に、月別のくみ取り予定表等を用いた計画収集を行っていきます。

また、浄化槽については、必要な保守点検、年１回の清掃及び法定検査の実施を指導します。

第2節　中間・最終処分計画

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、今後も豊田市の「逢妻衛生プラント」にて委託処理を行います。

第20章　進行管理計画（生活排水処理基本計画）

第1節　推進体制

生活排水処理を効果的に進めるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組む体制が不可欠です。本市では、生活排水処理に関する施策を総合的に推進するため、関係部署の連携・情報共有や協議を行う体制を整えます。

また、市民の理解と協力は生活排水処理対策の推進に不可欠であることから、広報・啓発活動を通じて計画の周知を図り、生活排水対策に対する意識の向上及び各種事業への協力促進に努めます。

第2節　進行管理

本計画に掲げた基本目標及び施策を着実に進めるため、ＰＤＣＡサイクルに基づき毎年度進行管理を行います。下水道普及率、生活排水処理率等の指標により進捗を確認し、必要に応じて施策及び事業内容の見直しを行います。

概ね５年ごとに計画全体の見直しを行うことで、社会情勢や地域の実情に応じた柔軟な運用を図ります。

■用語解説

用　語	解　　説
あ行	
ウェルビーイング	（Well being）心身の健康や社会的な充足感が満たされた状態。
温室効果ガス	地球の大気では、二酸化炭素（CO_2）などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。
か行	
カーボン ニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。
海洋ごみ	陸上で発生した廃棄物が河川や風によって海に流れ込み、海洋環境に深刻な影響を及ぼすごみ。
合併処理浄化槽	風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。
環境基本計画	「環境基本法」の規定に基づき、1994（平成6）年に策定された計画。「循環」「共生」「低炭素」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。適時見直しが実施され、2024（令和６）年５月には「第六次環境基本計画」が閣議決定された。
環境教育	人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要さを認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会などを通じて行う教育をいう。
環境収容力	ある環境において生物が利用できる資源（食物、水、住居など）が限られている中で、維持できる生物群集の大きさを示す重要な概念。
環境制約	プロジェクトやシステムの設計、開発、運用において考慮しなければならない、自然環境や社会環境に起因する制約のこと。これには、法規制、気候条件、資源の利用可能性、生態系への影響などが含まれる。
環境負荷	環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。
さ行	
時系列分析	時間の経過に伴うデータの変化を分析する統計的手法
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。
循環型社会形成 推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。適時見直しが実施され、2024（令和６）年８月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。

循環資源	使い終えた製品を廃棄するのではなく、資源として循環させる考え方。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。
食品ロス 削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。2019(令和元)年５月 31 日に公布され、2019(令和元)年 10 月１日に施行。
生活雑排水	家庭からの排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のもの。台所や洗濯・風呂などの排水。
ゼロカーボンシティ	2050(令和 32)年に CO_2(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。
た行	
第六次 環境基本計画	環境基本法に基づき、政府が環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたもの。2024(令和６)年から 2030(令和 12)年を対象とし、気候変動や生物多様性の損失といった強い危機感を背景に、多様な主体が果たすべき役割を示している。
単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。
厨芥類	主に台所から排出される生ごみを指します。具体的には、野菜の皮や果物の残り、調理中に出るくず、食べ残しなどが含まれる。
中間処理	収集された廃棄物を最終処分する前に行う処理のことを指す。具体的には、焼却、粉砕、選別、圧縮などの方法を用いて、廃棄物を減量化し、再利用可能な資源として分別することが含まれる。 また、家庭などから出る生活排水を、最終的に公共用水域へ放流する前に、途中段階で処理する施設のことで、具体的にはし尿処理施設等を指す。
な行	
ナッジ理論	人の選択の自由はそのままに、より良い行動を“そっと後押しする”考え方で、「こうしなさい」と命令したり、罰則をつけたりするのではなく、ちょっとした工夫で自然と良い行動を選びやすくする仕組みのこと。
は行	
バイオマス	植物や動物など、生物に由来し、エネルギー資源や製品の原料として利用できる有機資源のこと。
廃棄物処理施設 整備計画	廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第５条の３に基づき、５年ごとに策定される計画。2023(令和５)年度から 2027(令和９)年度の計画が、2023(令和５)年６月 30 日に閣議決定された。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと
フードバンク	まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べものに困っている施設や人に届ける活動のこと。

不法投棄	ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用などがかかるため、ごまかすためなどに不法投棄が行われる。
プラスチック資源循環促進法	(正式名称：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律) プラスチック製品の廃棄物を減少させ、回収・リサイクルを促進することを目的としている。この法律は、環境問題に対処するために、プラスチックのライフサイクル全般にわたる取り組みを求めている。
ま行	
マイバッグ	レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。
マテリアルリサイクル	用済製品や廃棄物を原材料として再利用し、新たな製品の素材として再生するリサイクル方式を指す。 素材としての性質を維持したまま循環利用する点が特徴であり、資源の有効活用および廃棄物の削減に寄与する。
ら行	
リサイクル	廃棄物として処分されるものを回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。
リユース食器	使い捨て容器に替えて、繰り返し洗って使用するリユース食器。
S	
ＳＤＧｓ	(Sustainable Development Goals) 2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針で、「持続可能な開発目標」とも呼ばれる。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。



ＳＤＧｓとは、2015(平成 27)年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030(令和 12)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、循環型社会の形成を通じて、この目標への貢献を目指しています。